

363E

良友社編纂

比律賓群島

明治二十九年
西曆一千八百九十六年刊行

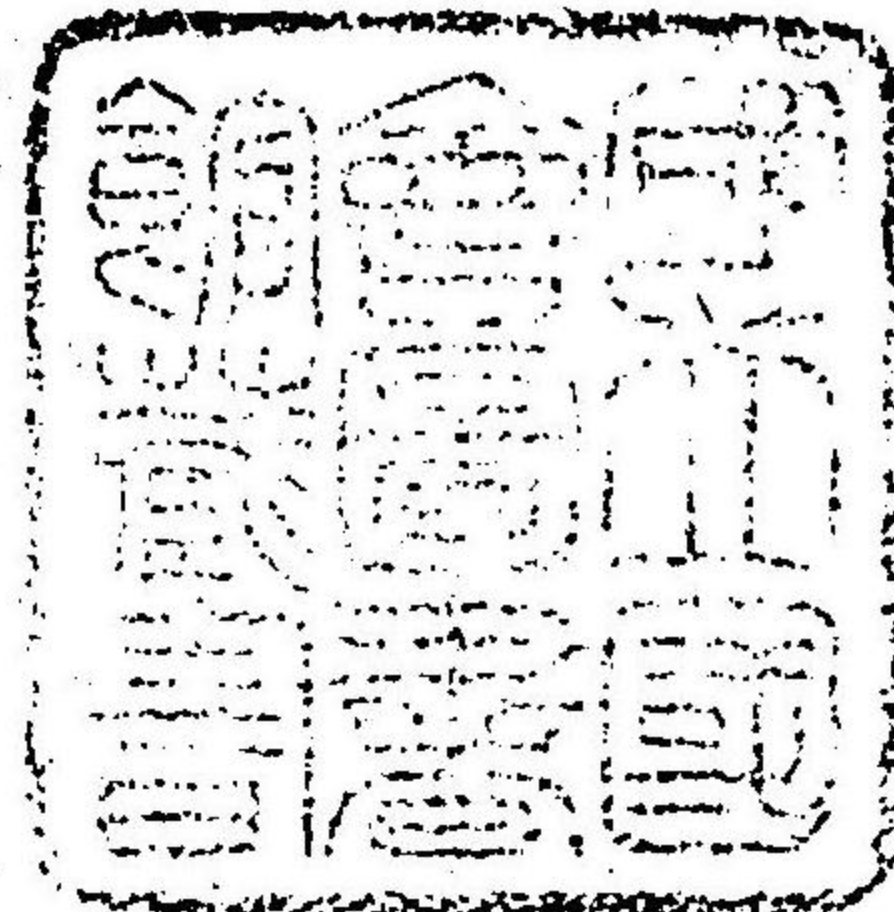
(一)



(二)



292.48
M576h

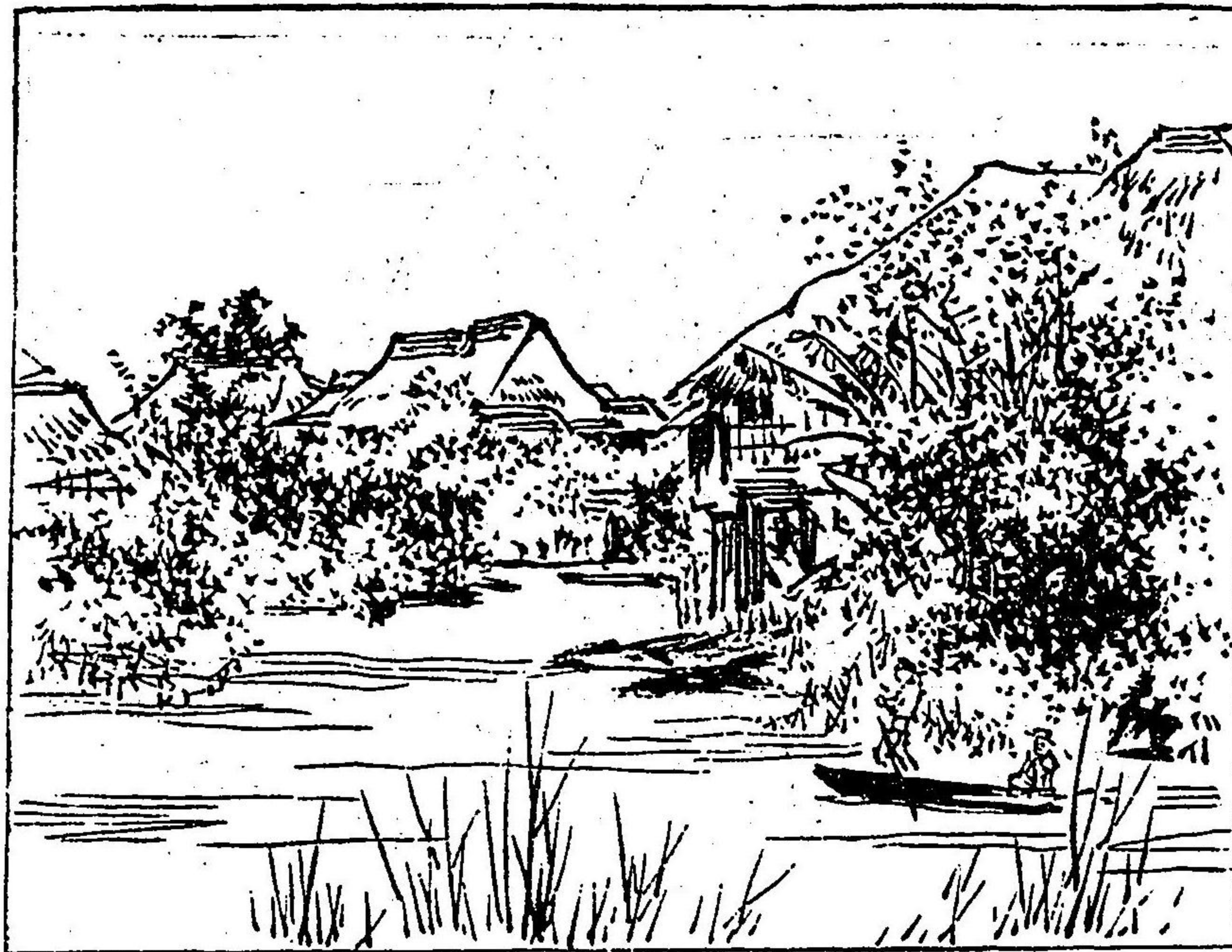


292.48
M576h

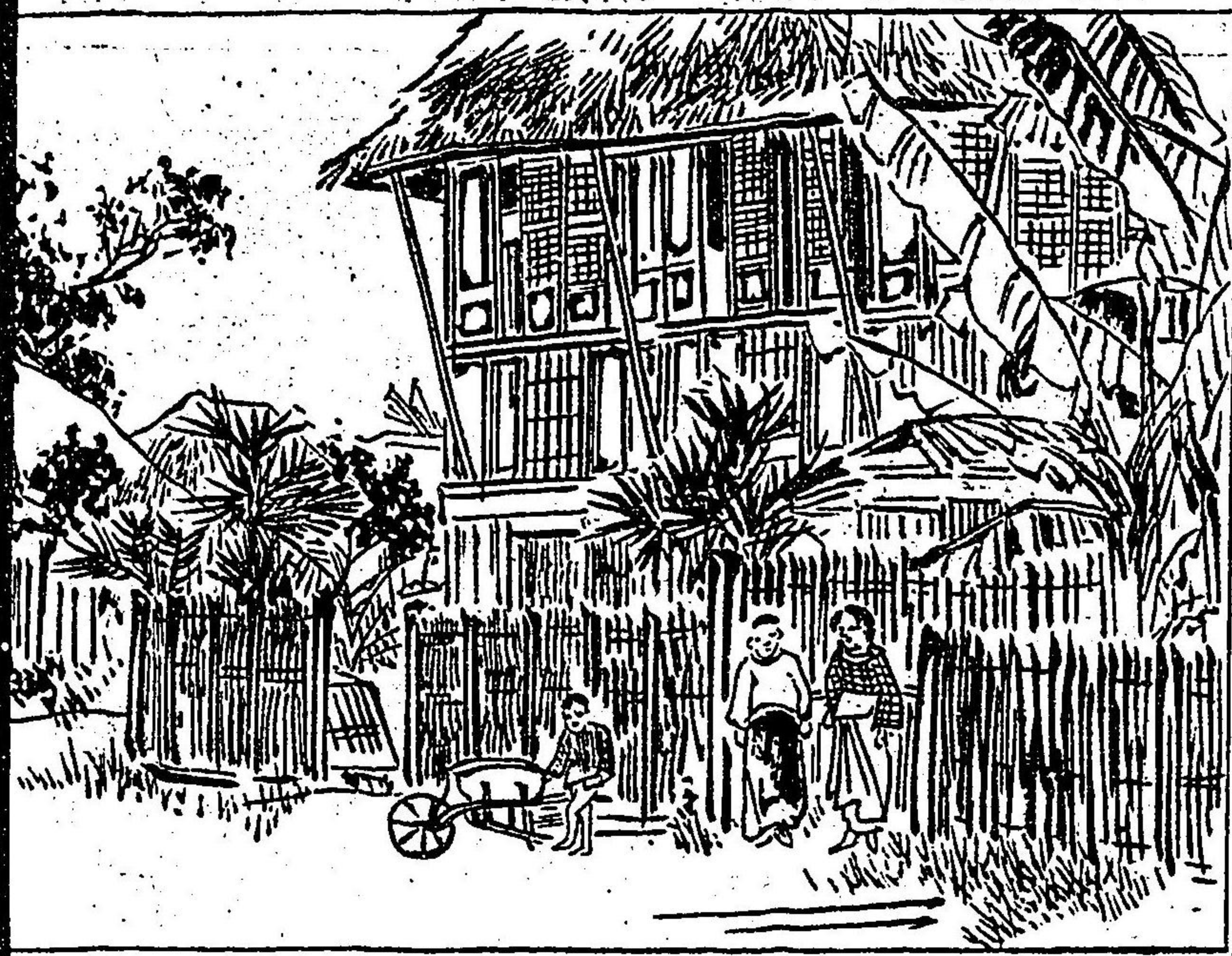


219066

(五)



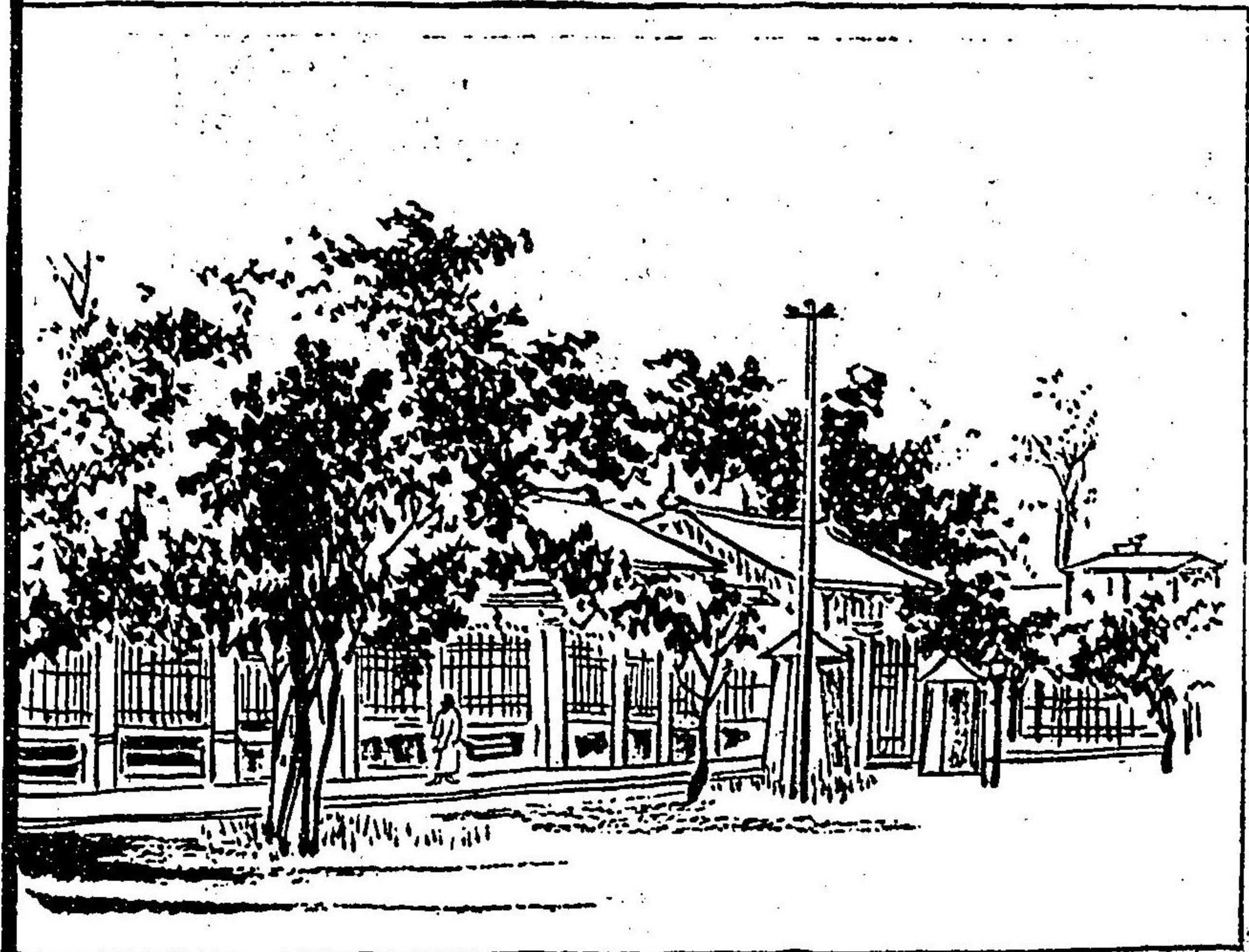
(三)



(六)



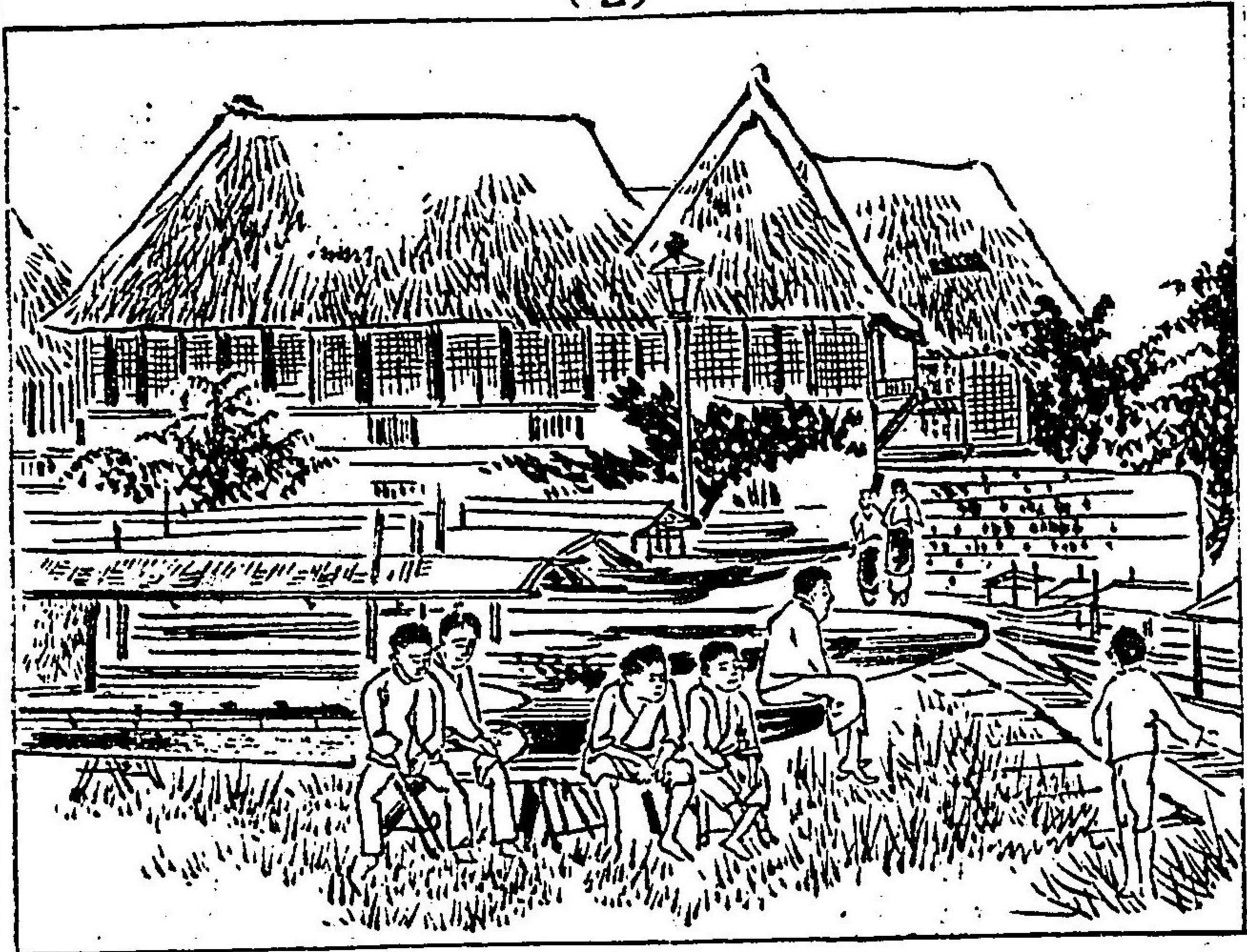
(四)



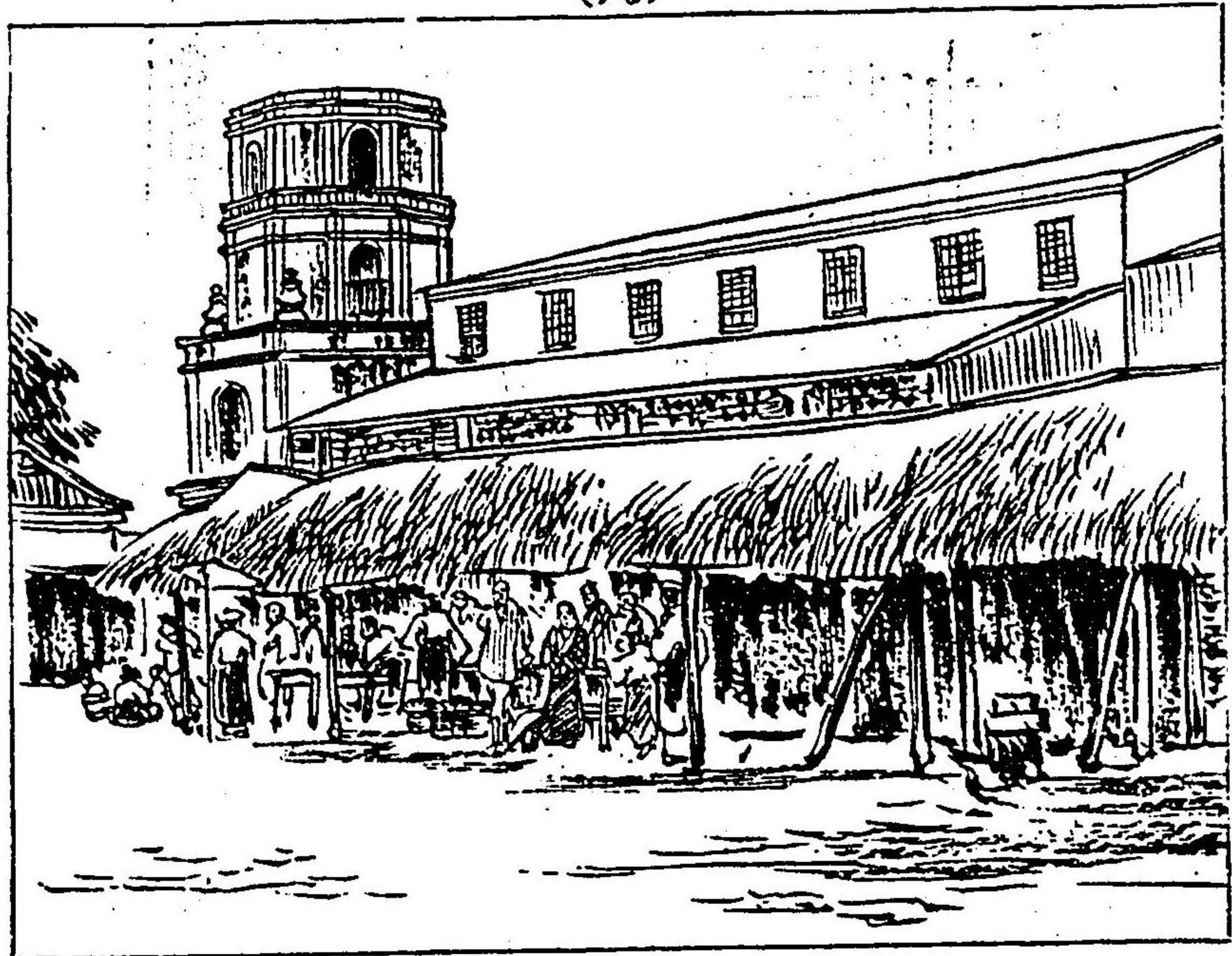
(九)



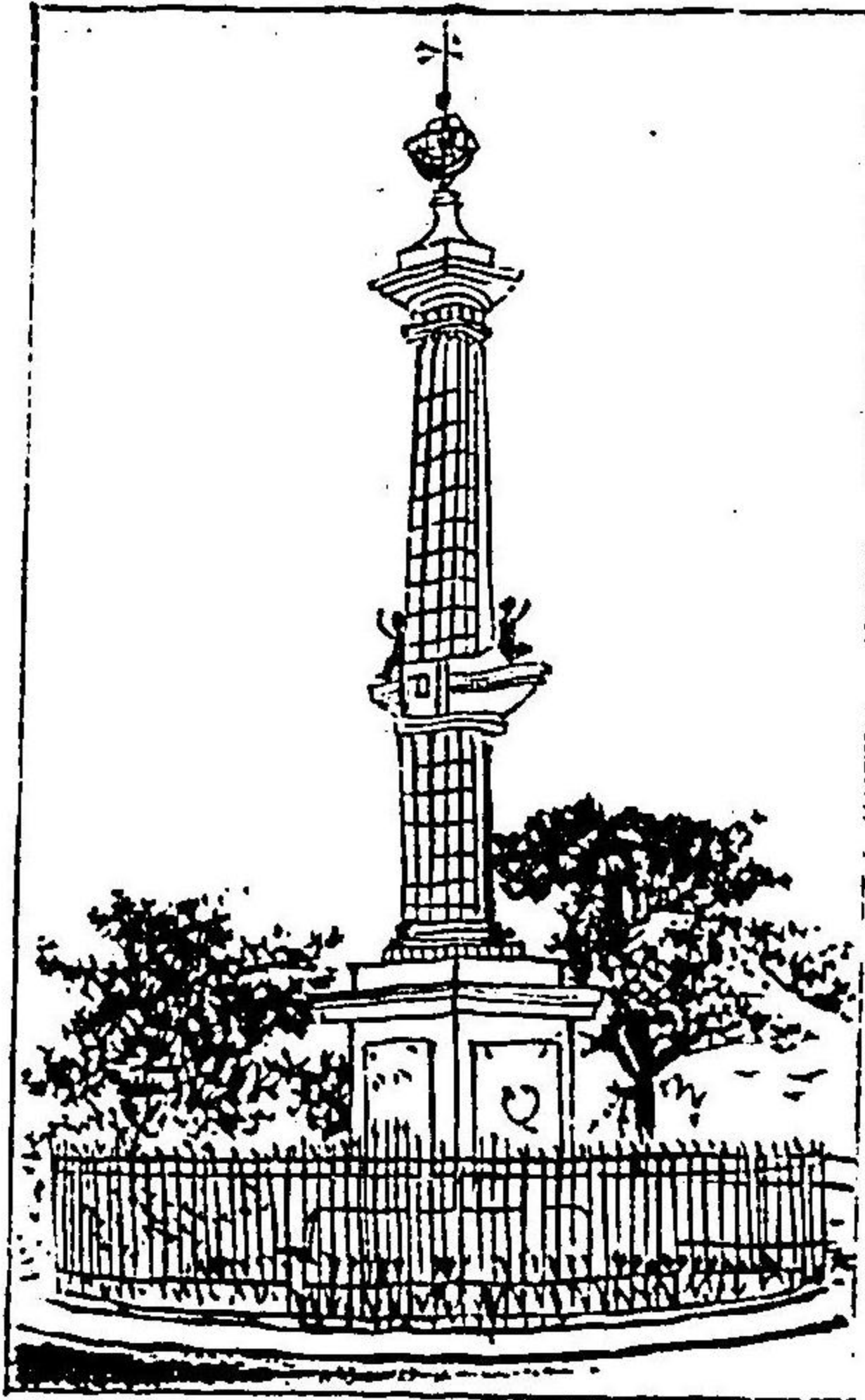
(七)



(八)



(十)



説 明

第一號 呂宋土民の圖

但麻尼刺近地ウリウリにて寫す中に白帽を被れる二人は巡査なり後部の家屋は「ニバ」の葉を以て蔽ふ

第二號 呂宋土民の圖

但中央車に傍ふて立てる一人は日本人なり

第三號 麻尼刺人家の圖(中等以上の品位)

第四號 麻尼刺總督府

第五號 ウリウリ川の圖

第六號 土民男女盛服の圖

第七號 獨木舟ウッロフネの圖

第八號 麻尼刺府中の市場の圖

第九號 麻尼刺婦人の圖

第十號 パシツク河畔マガラサスの紀念碑

世界の難題は、追々東漸しつつあり、南進しつつあり、

乃ち比律賓群島の如き、其の一なるなからんや。歴史の眼中には、既に之を豫測し居るを知らずや。政治家の腦裡には、既に之を揣摩しつつあるを氣附かすや。

比律賓群島、西班牙の領土となりて以來、幾百年。而して其の土人は、如何なる情態に赴きし乎。其の土地は、如何に拓植せられたる乎。別言すれば西班牙は、其の所有主として、比律賓群島の爲めに、幾何の義務を盡したる乎。彼は果して文明と人情とに對して、一の申譯がある乎。

皇天親無し、惟德是親しむ、仁者は敵なし、敵なければ、服者多し。
西班牙にして、自から警醒する所なくんは、吾人は遠からず、南洋群島
間に、地圖の變換を見すんは止まじ。

今や球馬の叛徒は、陸梁跋扈を逞ふし、該地の鎮台にて、之を征伏す
る能はざるのみかは。西班牙より特派せられたる、征討總督カムボス將
軍は、大兵を擁して逡巡し、遂ひに未だ討滅に及はず。

誰か球馬叛徒の蜂起の、比律賓問題に關係なしと謂ふ乎。一端を叩
けは、他端に響く、洵に已むを得ざる也。

此時に際し、我社が本書を世に公にするもの、豈に微旨なからんや。

それ比律賓群島は、三百年前、冒險なる、吾人祖先の故郷にてありき、
墳墓にてありき。彼等の雄魂英魄は、鬚髯として、今尚ほ彼土に留まる。
況んや我が新版圖たる臺灣とは、青螺亂點、咫尺相接し、一葦航す
可きに於てをや。

機先を制するは、識者の任也。政府微弱なればとて、國民必らずしも微
弱なるを要せず。英國の海上王たるは、國民の海賊的事業に原ひす。
露國が世界を押領するは、國民の侵掠的行動に基ひす。個人的活動
ありて、國家的膨脹あり。是れ自然の理也。

此書を読む人士、幸ひに黙悟する所あれ。

明治二十九年一月二十五日

東京民友社樓上に於て 蘇峰生

四

目録

1

緒論	一
第一章 比律賓群島概誌	一
第二章 比律賓群島發見史	一九
第三章 外寇内亂史	三八
第四章 大日本帝國と比律賓島との交渉史	五七
第五章 政府及地方行政	七三
第六章 比律賓島豫算表	八五
第七章 僧侶の勢力	九八
第八章 麻尼刺市	一一一
第九章 開化せる土民の性質	一一九
第十章 諸民族略記	一三二
第十一章 支那人	一三九

第十二章	回々教人民及南部諸島民	一四五
第十三章	商工業	一五五
第十四章	農産及礦産	一七三
第一	砂糖	一七三
第二	米	一八三
第三	麻尼刺蘇	一八五
第四	珈琲	一九三
第五	烟草	一九七
第六	礦物	二〇二

292.48
M516h



比律賓群島

緒論

北亞の形勢を詳にするには我社已に平田氏の好著露西亞帝國を以てせり、今や我國の注意すべき所は單に北面のみに非ず、我邦臺灣を以て我版圖となす上は亦別に眼光を南陲に注射する勿かる可からず。南陲とは何ぞや、比律賓群島是れなり。

比律賓の位置

呂宋との往來

は、是れ本年八月七日吾帝國と、西班牙王國と境界條約ありしに由りて、世人の稔知する所なり。殊に呂宋との往來は、足利氏の末造より、織豊二氏を経て徳川氏の初に至るまで、盛に行はれ、呂宋の名は夙に吾國民の間に聞へたり。爾來交通の絶ゆること殆ど三百年、本年馬關條約に由り臺灣吾陛下の威徳に潤ふに及ひて、忽ち接境の地となり、茲に大關繫を吾國に生ずるに至れり。

比律賓群島は農商業に於て多望の地にして、強國の覬覦を受るの位置に立てり。此島の西班牙に屬する此に三百餘年、氣候煖熱、土地膏腴、草木常に鬱勃たり。風土の移住に適する度より言ふも、物産の饒多なる點より言ふも、歐洲諸國領土の良好なる者の中に位す。吾國に輸入する農産物のみを擧ぐるも、蔗あり、砂糖あり、所謂「マニラ」煙草あり、其他米や、珈琲や、椰子や、苟も力を用ひんには、後來富源となる可きもの實に尠しとなさず。而して今日未だ其届るべきの盛に届らざる所以のものは、荒政之を害すればなり。又商業上より觀察するも非常の好望あり、群島中麻尼刺、以呂以呂以下良好の港灣少からず。其太平洋中に占むる位地を論すれば、北に日本、朝鮮、支那を控へ、南に濠洲の富源あり、左に安南、暹羅、印度あり、而して右は遙々米國に對す。而して西班牙の政略は、占領以來絶て商業の誘掖を爲さざるのみならず、更に百方外船の入港を妨遏し來れるを以て、商事の隆昌固より未だ其極に至らず、今は全島入船三十五萬九千九百九十九噸、出船三十四萬五千三百五十噸(明治廿年)に止ると雖ども、而も今日彼地に存せる障害物たる非常の關稅、至煩の出入手續を改め、能く振商の策を執るに至らば、後來の繁榮決して此の如きに至る

へきものに非ず。夫れ南方濠洲一年の貿易は、壹億三千磅に上り(廿二年)、明治十二年以後十年間の外國貿易は實に二千四百萬磅の進歩をなせり。此比例を以て進むときは、將來の富は實に巨大量る可からざらんとす。而して人煙稀疎、遷絶へ草枯れ、氷雪荒涼たる西比利亞の原野も、數年の後鐵路一たび通し、農業興り、抗業起り、人戸之に隨て増殖するの秋に至ては、亞、濠の交通は翕然として活潑繁劇を加ふるに至るべく、後來更に尼加刺加運河工事成り、大西洋の貨物之に由りて東洋に向ふの時あるに際せば、此群島は東西南北の要衝に當り、居然として東洋罕比の一大商業地となると、蓋し疑を容れず。此の如く商業上より言ふも、農業上より言ふも、共に前途多望にして、尙ほ未發の財源ある一千二百の群島は、如今植民熱の行はるゝ時に當て、耽々たる諸強國の視線を惹くに足るものたるは、蓋し明亮の事實なりとす。

本島の位置は此の如く危険なるもの也、而して此島に充實する人民の情態は何如といふに、比律賓の民衆は、決して西班牙の爲めに死力を盡し、島を衛る者に非るなり。其然る所以のもの何ぞや。試みに西班牙が本島を占領せし以來の措置を看よ、彼は農工商の業、教育、

衛生、監獄、其他百般の行政に於て、曾て力を竭して人智を啓發し、幸福を増進し、以て恩澤を此地に布きしとあらず。其日夕意を注ぐ所のものは、如何にして人民の膏血を絞らんかといふに在り。官吏は此島を以て一大射利場となし、苛察酷斂、惟最少時間に最大額の金錢を懐にし、其本國に還るを以て志圖となす。僧侶の如き、又多額の給料を受けながら、百方口實を設け、貧賤の土民を剝削し、財を蓄ふるが爲めには是れ日も足らず。蚩々たる斯土の民は、政教二途暴虐を受る夫れ此の如し。豈に時の日害か喪ひんの怨なきを得むや。蓋し三年一亂五年一叛の謠は、移して以て此島の情態を狀すべし。而して近來は獨り下等社會のみにあらず、上流なる混血種、或は西國民の中にすらも、不平の徒溜々として盛也、現に分立黨と稱する秘密會社の如き、中宵雞を聞きて起たんとするもの甚からず。加之南方の回教徒は、毎に政府に反抗し、西國兵をして恒に困憊窮苦せしむ。要するに此群島は將に潰せんと欲して、未だ潰せざるの癰疽に似たり。一たび機あらば將さに決裂救ふ能はざるに至らんとす。日清戰爭以來我國に依頼して西國の暴政を除却せんと欲する土民も少からず。群島防衛の任、之を土民に求む可らざるや明かなり。

軍備は如何

今本島の軍備如何を顧るに、老朽の船艦十四五艘、陸兵萬餘ありと雖も、其不規律甚しく、到底吾帝國軍隊等と同日の談に非ず、殊に土民より成れる部分は、時と場合に由りては、随分危険頼み難き者たるを知らざる可らず。要するに此軍備たる、竹槍席旗の一揆を鎮壓するには足るべきも、此散布したる島地に對する外患の保障としては、實に薄弱甚しきもの也。今や西國の君民は、本島の防衛乏しきに恐懼し、俄に帝國駐在公使館の新設となり、將官フランコ氏の比律賓派遣となり、一は以て吾國政策の消息を探り、一は以て群島の守兵を増し、不虞を警むるの方法を執りつゝあり、土民の兵數は是に依りて稍加はることもあらん、然れども兵の強弱は單に其頭顱の數のみを以て測るべきにあらず。

更に此島の本國たる西班牙の現勢何如を見るに、第十五六世紀の交、夫の「アイベリヤン」「ケルト」「フィニシアン」「カーテマニアン」「ウシユス」羅馬、亞刺比亞諸民族を打して一團となし、之を以て構成したる西班牙王國とは到底全日に談すべきにあらず。當時彼民は邁往、銳果、圖謀偉大にして膽氣壯健、風に乘し浪を破り、新地を發見し、人民を移植し、勳績赫々列國をして皆瞻然たらしめたり。而して今や國勢日に下り、秋風殘日、一の老懶

本國西班 牙の現勢

國と化し去れり。常備兵は十一萬六千(廿四年)、軍艦は七萬三千七百七十噸、其他に砲艦水雷艇若干ありと雖も、其國の位地既に諸強國の間に介まり、且つ屬地の遠海に散在するを思ふときは、天涯の諸領地を保護するには、此防禦機關誠に不充分なるを免れず。加ふるに積年の失政、財計紊亂、歳出入常に相當らず、近時大藏大臣非常の苦心を以て、整理を圖りし者ありしと雖も、竟に意の如くなる能はず、千八百八十八年に於て、公債の利子實に歳出の三分一を占めたり、左に明治十九年以來の歳出入を示す

年	度	歳入	歳出
千八百八十六年—千八百八十七年	全	八八七、三〇五、五七二	九一〇、三六三、七八三
千八百八十七年—全	全	八〇三、〇九〇、〇〇〇	八三九、八六六、一四六
千八百八十八年—全	全	八五一、六六七、九三二	八四八、六五七、九八五
千八百八十九年—全	全	八〇〇、〇三五、六八七	七九九、九四三、四三六
千八百九十年—全	全	七七九、四七五、八六〇	八三二、九一一、六八七
千八百九十一年—全	全	七〇七、三九八、一五九	七五四、四四四、六〇〇
千八百九十二年—全	全	七三七、七二六、三五三	七三七、四七四、八一

更に之を他の西班牙領土の歴史に徴せんか、墨西哥以南南米の地は一時悉く西國に屬せし

西班牙領土の歴史

も、八十五年前智利の獨立以來、ハラグエー、アルゼンチーン、ヴェネツィラ、エクアドル、ギニアテマラ、墨西哥以下悉く西國の羈絆を脱し、渺茫たる米洲大陸、復た一山一水の西國に屬するものなきに至れり。而して今日尙其領土と稱し、豚々として危ふき縁縷を維けるもの、比律賓以外僅にキューバ、ホルトリコー、マリヤチー、コロリン等諸小群島あり、然かも皆蕞爾たる小島にして、其中稍大なるキューバは、目下鋤稜棘矜西國政府に抗敵し、交戦の間に在り、カンボス將軍幾萬の征討軍を率ゆと雖も、連戦連敗、兵士已に闘志なきに至れり。往を推し來を測れば比律賓と西國との未來の關係、之を揣摩する未だ必しも難からざる者あり。

群島の將來如何

然らば群島の將來は如何、比律賓は永く西國の掌裏に留まると難く、土民自立の志なきに非ずと雖も、而も分離の結果は自由獨立國の新建にあらずして、恐らく二個白哲人間に於ける所屬移轉に過ぎざらん。一時西國の旗章を總督府より拔除することは、或は土民の手に成ることあらん、然れども島民が獨力事を成就することは殆ど急に望み得べきに非ず。想ふに西國南米の諸版圖は、能く自ら共和政府を建て、自由の旗章を懸せしも、亞細亞な

る此版圖は、其自然の結果に一任し去らば、必ず他の強國の餌する所とならん。何ぞや、輓近歐洲諸國は植民拓地の計に熱冲し、或は植民大會社の手に依り、或は直接軍艦の派出に依り、頻りに島嶼を占領して人民を移殖す、太平洋群島は今方に其狩獵場となりつゝあり。英國のロッチェマ島フサイ群島ニューギニー島の一部に於ける、佛國のニューカレドニア群島ロヤルチー群島タヒチ群島チウパイ群島に於ける、獨逸のマルシャル群島アドミラルチー群島ニューブリテン島ニューアイランド島ソロモン群島に於ける、其他カロリン、サモアの紛擾に於けるが如き、皆其例なり。太平洋中星散碁列の大小島今や殆んど白人の手に歸し了らんとするの勢あり、而して其占領たる、單に未だ開化人の所屬に歸せざる者に手を着くるのみならず、苟も利害の許す所、間隙の存する所、之を奪ふに於て固より其既に他の版圖に入ると否とを問はざるなり。試みに左の表を見よ、二三百年前世界に雄飛せし葡、西諸國の、如何に其既有的地を喪ひ、百餘年前眇乎として言ふに足らざりし英國の如き、如何に其領土を擴張せしかを知らん。亦以て歐洲弱國の領土の今後も決して安寧ならざるを知るに足らん。

領土方哩

領土人口

英	一〇、〇一五、四七七	二九八、二〇五、七六七
佛	二、三五四、六四六	二九、二四八、一七三
獨	一、二二八、三四五	一、九五二、〇〇〇
葡	七八二、九〇九	三、四六六、六八九
蘭	七七五、九六七	二八、六八九、一八九
伊	四九二、〇六八	七、四九八、〇〇八
西	一六三、〇二六	九、九九八、五三四
丁	八六、九五四	一二七、二〇八

本島が夙に疆國の眈視する所となりし例を擧ぐれば、英國は十八世紀の後半に已に之を占領せしのみならず、近く明治十三年北波爾寧會社の手を以て、須爾王を囑着し、其島を取らんと圖り、西班牙政府と主權を争ひ、久ふして或條件を以て其主張を回撤せり（後章參看）。英國は其屬地を以て、地球を帶繞す、姑らく亞細亞に就て言ふも、紅海の口に亞丁あり、次にソコトラ島あり、次に印度、次に新嘉坡、面して更に波爾寧の北部ラファンを占有し、南に濠洲を聯ね、北に香港を結び、縦に横に咽喉の地は一として據らざる所なし、

獨逸と本島

今比律賓島は濠洲、波爾寧と香港との間に横はり、無數の島嶼を有し居れば、若し他の強國ありて、此島に占據し、濠洲と香港、其他北亞の通路を横斷せんには、英國は其の東洋覇權に對し、大打撃を蒙むるべき者なり、英國が先づ手を展へ一攫を試み、退て機を待ち隙を窺ふもの亦誠に其故ありとなす。

次は獨逸也、近時彼れが太平洋面に力を伸べんとするの精神は實に烈なり、今日迄其洋中に得たる疆域は尙ほ狹少なりと雖も、其野心の猛熱なる、其國力の雄大なる、常に英國をして妬視せしむるに足る。獨逸は夙に英國を壓して、東洋に威權を立るには、必ず亞細亞大陸と濠洲の間に、一關門を設くるに如かざるを知れり、ニユーギニアの一角を奪ひ、カロンに事を生せし等、皆此志を行へる者なり。特に比律賓の如きは其尤も熱冲する所、明治十三年入寇の説ありしより、西國政府は疑懼已ます、風聲鶴唳に魂を驚かす一日にあらす。

我同胞の留意すべき點

群島の事情斯くの如し、此時に際し吾同胞の留意す點如何、速に一の植民計畫をなし、且つ商人を獎勵して之れに便利を與へ、以て力めて多くの人を麻尼刺に送り、彼の住民が非常に在り。庶幾くは機に後れ迂に陥るの憂を免るべし。

第一章 比律賓群島概誌

位置

比律賓群島の位地は、北緯四度四十五分より同二十度に至り、東經百十七度四分より同百二十六度四分に至る間に在り。大小の島嶼大約千貳百の多きに及び、人民の棲息するもの四百餘島あり。其中尤も大なるものを呂宋、民打腦、查麻爾、巴内、尼虞路斯、巴拉虞亞、民士露、靈廷、勢武、暮冗留、麻須婆廷の十一島となす。然れども本島の事物は從來調査未だ精到ならず、其經緯の度、島嶼の數、群島の廣袤の如き、諸説區々として其信憑を得ること難し、今其廣袤に就き一例を擧げんに、

「エンサイクロペデア」

一五〇、〇〇〇方里

カール・マリアン氏商業地理

一一七、〇〇〇

政家年鑑

一一五、二七六

官用必携

一〇九、九六二

東洋案内 香港日日新
報局發行

五二、六四七

米國領事報告 一八八八年
八月一日

五二、六四七

フ・アマン氏比律賓島誌

五二、五〇〇

此の如く諸説區々たる所以は、主として群島の起算點に關し其意見を殊にするに由れり。群島中呂宋、民打腦二島は獨り巨大の廣袤を有し、二島を合するときは其他の諸島嶼を集合する總計よりも大なり。諸島の内部は概ね山峯多く、殊に呂宋の一島は、聯山逶迤南北に亘り、嶮峻の勢を極む。全島中山峯の尤も高峻なるものを擧ぐれば左の如し

山名	島名	水平上呎數
ハルコン	民土露	八、八六八
アボ	民打腦	八、八〇四

山峯

マヨ	呂宋	八、二八三
サン、シリスタベル	同上	七、三七五
イサロック	同上	六、四四三
バナジャオ	同上	六、〇九七
パロ	同上	五、〇九〇
サウス、カラベロ	同上	四、七二〇
カラベロ、アル、バラル	同上	三、九三三
マクイリング	同上	三、七二〇

斯等の諸山概ね鬱葱として、艸木榮を競ひ、千年の老樹亭々として雲を拂ひ、萬藪蔚然之に纏り、紅白の花開ひて楚々綠葉の間を點綴す、之を望む風光掬す可し。マヨンは盛に煙を噴き、草木多く生ぜず、アボ今や煙燭を見すと雖も、其火山たりしとは其燒土に於て之を見る可し、山間處々豁然として平原を開き、一望蒼翠滴らんと欲す、溪地概ね膏腴にして、其開拓せるものは尙未だ三分の一に過ぎず。

川流少からすと雖も、元と島地に屬し、概ね淺狹にして、海船を容るゝに足るもの太た寡し、麻尼刺に傍へる巴志莫河には、吃水十三呎の船を行へしと雖も、固より人工に由て此に至れるものなり。

河流の較や大なるものは、呂宋にリオ、グランデ、デ、カガヤン河あり、島の中央なるサウス、カラバロ山に發源し、曲屈北流して北海に入る。二源流ありリオ、チョコ、デ、カガヤン及リオマガット是れなり、吃水十一呎の船舶時にグランデ、デ、カガヤン河に入る、然れども河口の沙洲甚だ險惡にして、其口を壅塞すること少からず、雨季至る毎に河水汎濫横溢し、カガヤンの溪地を沈没し、年々肥料を留めて去る、故に其地味最も豊饒にして烟草の産出實に全殖民地に冠たり。

リオ、グランデ、ラ、バムバンガ川も亦カラバロ山に發し、南下し廣野の間を横流し、無数の分流となりて麻尼刺灣に入る。試みにアラヤット峯に登り、眼を飛鳥浮雲の外に放ては、バムバンガの平原草樹蒼茫として遙に連り、天は琉璃を凝らし、地は蒼緑を舖き、川流鑿て銀環の如く、人前に向て一面の帷圖を開き來る。

此平原の全面は悉く米田蔗圃にして、村落都府其間に散點す、西班牙人の始めて此地を占領せしや、當時大樹鬱勃として天日を翳し、森林晝暗ふして猛獸毒蟲其中に縱横狼籍たりしが、漸次樹を伐りて建築の材に供し、更に開拓の工を経て、今や新苗の綠浪を漲らし、熟禾の黄雲を布き、當時の情況は殆んど想像し得へからざるに至れり。

リオ、アグノ川はサウス、カラバロの西北五十哩なる西濱の山脉より發し、南流縈回し臨雅苑灣に入る、其海口の一に臨て濁汎の砲臺あり、最高潮の時最深處十一呎に過ぎず。

ピコル川はバト潮に出て、聖美虞英爾灣に入る、吃水淺き船舶は僅かに數哩に溯ることを得べし。

民打腦島に於ける佛庵即ちリオ、アグサン川は、南濱より廿五哩の山中に發し、北濱に至て海に入る、故に殆ど此島を中分するの形勢をなす、數哩の間は舟楫を通すべし。リオグラ

ンデ、デ、ミンダナオ川は島の中央に發源し、西濱に奔て海に入る小汽船を通すべし。ニ虞路斯島に一川ありダナオと曰ふ、中央の連山に發し、東濱に出づ、亦た大船を容る可

湖水は其數少からず、呂宋にペーレーキ即ち拉虞奈泥米湖あり、其最長の處東西廿五哩、南北廿一哩、湖中島嶼多し、其水流れて巴志虞河となる、雨季に於ては必ず漲る、凡凡湖は東西十一哩、南北十四哩、其中央に噴火山あり、ハンシビット川を以て海に通ず。其他島の西端にバトー湖あり、東北にカガヤン湖あり、呂宋中部の原野バムバンガ及アグノ二川の横流する所、三湖あり、曰カナレム、マンガポール、カンダツア是れなり。

民土露島には一湖あり、ナウツヤンと曰ふ、最廣處縱横三哩及四哩。

民打腦島の中央にマクインダナオ即ちボアヤン湖あり、東西二十哩、南北十二哩なり。北濱を距る十八哩に方りてマラナオ湖あり、南濱に近くリグアサン、バルアンの二湖あり、リオ、グランデ、テ、ミンダナオ川と合す。マラナオ湖に西班牙人入島の時、基、回兩教徒會戰の古跡あり。

諸島間なる海峡の中に、潮流甚た急にして、航通危険なる者あり。呂宋、查馬爾間なる「サマ、ベルナルヂノ」峽の如き、巴内、グイマラス間なる伊呂伊呂港口の如き、勢武尼虞路斯間の海峡の如き其尤なる者なり。

小島は殆ど皆嘗て火山たりし者の如し、火山甚た多き中に、マヨン(西呂宋)、タール(凡湖中)の如き、殆ど噴火の絶ゆることなし。カラウアン(尼虞路斯)も亦時々噴火す、マヨン、タール近隣の地は火口破裂の慘害を蒙ること甚多く、其事實を記したる書亦少からず、今之れを擧げず。

比律賓群島は曲浦深く凸凹出入、恰も吾帝國の如く、天然の形勢自ら港をなす、然れども勢武、尼虞路斯、バラウアン諸島の西濱は、其水皆淺くして、暗礁多く、吃水淺き小船に非れば、危険を免れず。バラウアン島の西濱、及其バラベック島に對する海峡の如きは殊に然りとなす。

西南「モンsoon」風は、常に雨を捲き來りて、群島の過半を霑ぼす。一年を二分して四月中旬以後、六ヶ月を雨季となし、十月中旬より、次年四月中旬に至る六ヶ月を晴季となす。然れども太平洋に面する海濱地方に在りては、其晴雨全然相反す。

一年の中極熱の時期を三月乃至五月末の三ヶ月とす、但太平洋面の地方に在りては、六月七月八月の三ヶ月を以て最炎の候となす、一年を通して冷熱の差異甚だ少く、呂宋島に在

りては、華氏八十一度五分を以て平均温度となす。故に氣候は四時なくして、唯一時あり。十二月を通して皆夏なり。千樹萬草冷露に零つることなく、繁霜に凋むとなく、温熱雨濕と交も加はり、山となく野となく緑葉蔚として榮を競ふ。

群島の位置は、南に偏すること北緯十度に至るを以て、「モンスーン」の爲めに定時の暴風を起し、爲めに田圃の收穫、其他の財産に恐るべき害を生ずることあり。

地震

地震の災亦多し、千八百六十三年、同八十年の如きは、非常の傷害を土地に與へたり。雨季に在ては、長霖滂沱、百川皆漲り、村を没し、田を浸し、浴々として其兩側の地に瀾り、一瀉千里の勢、直ちに橋梁家畜禽類を并せて、掃蕩し去ると少からず、故に其季に在りては、其旅行を踟躕せざる能はざる屢之れあり、晴季に方りては、驕陽赫々として炎威を振ひ、三年殆ど一回の旱魃をなし、時に農産に巨害を致すことあり。

人口

人口は未だ正確の調査を得ず、或説に由れば、既服の土民は五百五十萬一千三百五十六人、未服の蠻民は六十萬二千八百五十三人、歐洲人六萬九千四百二十三人、總計六百十七萬三

千六百三十二人なりといふ。然れども千八百八十三年の調査に由れば、七百六十三萬六千六百三十二人なりとし、八十九年の調査も大同小異なり。之を要するに此調査に従事するの官吏なく、唯寺院の記録を憑據とするものなれば、其精細は得て知る可らざるなり。人口の疎密所に由りて大差あり、左の一哩毎の住民を以て推知すべし、

パムバンガ	二六五、	パタンガ	六一二、
伊呂伊呂	五八八、		
ミンドロ	一六、	パラワン	一六、
タガヤン	一七、	イサベラ	一一、

之を概算するに、一方哩六十九人強の比例なるが如し。

第二章 比律賓群島發見史

我朝室町政治の末路、世は全然無政府の情態を呈し、山名、細川兩首領已に死し、兩上杉關東に權を争ひ、北條氏將に大に雄圖を其間に伸べんとする時に際し、九州、四國、中國地方

の士民にして、豪膽壯志を抱ける者は、能く船舶に乗じて、朝鮮、琉球、明國沿岸より、臺灣、呂宋の間を遍歴し、或は貿易し、或は劫掠し、以て太平洋の西邊に權威を振へり。之と時を同ふして、歐洲は恰も世態一變の機に當り、近世文華の曙光を漏さんとし、特に航海の業に至ては、大發見大植民をなすの時運に際せり。君斯坦地諾武の城頭に、新月の旗翩翩として飄り、學士文物束を去て、希臘、羅馬の學藝忽ち西歐に散布し。火藥の發明、長鎗堅甲の效力を滅してより、兵法築城其制を一變し。活字の工夫成り、萬紙日に印してより、文學俄かに普弘し。其他十字軍の結果は、智識擴張の變態となりて現はれ、大市府の勃興は頻りに商工界自由の進歩を促しぬ、而して取り分け最も衆心を惹き、偉大の功を奏せしものは實に航海の事業にてありき。

第十五世紀の末に於て、葡萄牙の諸航海者は、顯理及び我第二世の保護を以て、遠く南極星を指して進航し、人行社絶の赤道を横絶し、直ちに南半球に踏入せしが、遂にヴァスコ、ダ、ガマの喜望峯廻航となりしより、印度の航路は亞非利加の南端を掠めて通し、地中海線爲めに廢せられ、東洋の貨物は立斯本の埠頭に横はり、ヴェニス市場は爲めに蕭條の

看を呈しぬ。是より先きダ、ガマの奏勳の前六年、即ち吾銀閣寺將軍が東山に於て茶壺竹匙の間に寤せしより後二年、明應元年(千四百九十二年)に夫の有名なる古崗武士は西向直行して印度に達せんと欲し、圖らず米洲を發見し、以て空前の大功を世に建てたり、古崗武士一たび海上の門戸を開きしより、カルチア、バルボア、ヴェスプーチー、ボンセ、デ、レオン、デ、ソトの輩、先を争ひ猛然浪を破り、新地發見の途に上れり。就中バルボアは大西洋を貫き、巴奈馬の地峽を横きり、遂に能く太平洋の波濤を凌ぎぬ。然れども其船を、地峽の西面に廻送するの工夫に至りては、未だ之れを得る能はざりき。

當時西班牙はフェルチナンド二世位に在り、印度事務總督フォンセカ僧正の議を聽き、所謂未見地探檢の新事業を公許しぬ、是れ實に千四百九十五年。是に於てカヂス、セヴィレの豪商輩は、其夢裡に幻出せる米洲海濱、滿目の黄金白玉を攫得せんと欲し、競ふて船を西方に進めり。然れども其准許の濫用甚しく、幾多の弊害是より生ぜしかば、僅々一年を経て政府は遂に之を禁するに至りたりき。

此の如く亞米利加萬里の青山は、新に世界の地圖に入り、而して米洲を隔て、更に森渺の

溟渤あり、波は激々として米洲の西岸を拍てりとの風評も、今や全く疑ふべきなきに至れり、左れども此米洲西岸の海洋と、大西洋とを結合するの航路ありとの事に至りては、尙ほ臆説に止まり、未だ其明證を得ざりき、於是大膽敢爲の壯士輩は、奮て之を發見し、名を揚げんと力めしむ、其志皆畫餅に歸して已みぬ。蓋し天意波難同泥麻賀刺寧の出で、之れを成すを待しものゝ如し。

麻賀刺寧
起つ

麻賀刺寧は葡萄牙貴族の家に生れ、幼にして我第二世の宮中に教を受け、當時最高の智識を得たり。數學、航海學を修め、夙に艦隊に隨ふて印度に航し、名將アルバケルンの馬拉加府を圍みしとき、亦隨て軍中に在り。其後蒙落奇斯即ち香料島の遠征に隨ひ、パンダ、チドア、ラルナラー諸島を發見せしことあり。更に亞非利加に出征し、劇戰の時其膝を傷き、跛となり遂に國に歸りし人也。彼れは資性剛毅にして功績既に多かりければ、威馬英爾王の待遇固より尋常一般ならず。而して朝士之を妬むものあり、王に讒して「麻賀刺寧病已に癒るも尙ほ病に托して朝せず、是れ不臣なり」と云ふに至り、麻賀刺寧の恩寵殆んど衰へぬ。麻賀刺寧愛憤以謂らく、事是に至る、去らざれば禍將に身に及ばん、乃ち父母の

國を去りて西班牙に奔り、王に謁し之に臣事す。查爾斯第一世以下、バロゴス僧正（フォンセカ）、尙軍官諸大臣喜て之を迎へ、麻賀刺寧の武功談は、西國君臣の傾聽する所となりぬ。特に王は身親ら矢石を冒せる元帥なれば、意氣投合、麻賀刺寧は遂に其庇護を以て大功を奏するに至りぬ。

王は麻賀刺寧と約を立て、之をして新地發見の途に上らしめぬ。其約に曰、麻賀刺寧は身を以て西班牙王の爲めに多く香料を産する新島を發見するの事に任す、曰若し麻賀刺寧にして出帆の後十年間勞搜して得る所なきときは、王は其勞を賞して其後麻賀刺寧をして自由航海通商して自ら利せしむるを許す、但其純利の内二十分一を留めて王に奉り、以て報恩の意を表せん、曰麻賀刺寧は其發見せる島嶼を管轄し、之を其男系子孫に傳ふべし、但王は其管轄權の上に君臨せん、曰麻賀刺寧にして發見する所六島の多きに至るときは、一千「デユカット」（大抵銀貨は一圓、金貨は二圓にあたる）に直ひする貨物を、王の船に載せ還り、税として之を献すべし、若し僅かに二個に止まるときは、純利の十五分一を納むべし、王は尙ほ第一歸航の時其積荷の五分一を收めん、曰王は六十噸乃至百三十噸なる大小

五隻の船に、二百三十四人の水夫を載せて之を貸し、且つ之れが機装保支の費用を給與すべし、曰王は捕拿物分配の時、國家の利益を保持せんか爲め、官吏及び士官の若干を乗船せしめむと。

四松本國
を發す

我永正十六年即ち千五百十九年八月十日麻賀刺寧は自ら「ラ、ツリニダ、ド」に長とし「サン、アントニオ」「ヴェントリヤ」「サンチャゴ」「コンセプシヨンの四隻を率ひ、「サン、リョカ、ダ、メラメダ」港を發し、「カナリー」島に向ひ、南亞米利加の岸に傳ひ、太平洋の航路を探捜せんと打ち立ちしに時偶々嚴寒の季至り、「サン、マウリアン」と稱する河口に入り春を待つ所の止むなきに至りぬ。斯る時の習として、艦隊中に異議は生しぬ、或は國に歸らんと主張し、或は別れて獨行せんと私議す、人心區々、議論器たり。麻賀刺寧は獨り毅然として動ず、衆を諭して曰、千里雲濤を破り、成業を誓て國を出つ、今ま一の就す所なく、呆然敗話を載せて還る、我輩の面皮を奈何せん、諸君は知らず、余に在てはその誓言せし所を爲さずんば断じて郷に歸らざるべしと、斯くて異謀ある船長を陸上に放ち、公然兵器を執て抗抵せし船長を戮し、事は稍くは定まりぬ。

マゼラン
海峡の初
航

山影を右にし南に向てひた走りに馳せたりしが、千五百二十年十月廿八日と云へる日に艦隊は忽然として其建勳の場に入り來りぬ。是れぞ後來所謂マゼラン海峡の稱を得し所にし、一水遙々バタゴニヤの大陸とチャラ、アル、フーゴの島を分截し、大西洋と太平洋を連結せる也。是より先き一船は既に沈没し、一船又隊を離れニューギニヤの方向に向ひぬ。去れば残りの三隻のみ相並んで海峡を横きり、千五百二十年十一月廿六日大帆風を孕んで西向し、忽ち歎叫叫號の聲の内に太平洋面に泛び出せり。實に是世界歴史上特筆大書の月日にして、古來世人が疑ふて決すること能はざりし兩大洋の通路は、此に至て其實在を證明するに至れり、是れ即ち吾北條早雲菲山に没し、明に在ては王陽明が南昌の寧王宸濠を平けたる年の翌年なりとす。

兩洋通路
を開く

千五百五十一年三月十六日初めてラドロロン島に抵り、更に進みて民打腦島の北に傳ひて回航し、佛庵と云へる河口に入り、茲に上陸して食料を其酋長に乞ひ、極めて土民の歡待を得たりき。麻賀刺寧は其地を認めて西班牙領となし、初めて名號を附し、查爾斯第一世と此島を稱呼せり。斯くて酋長は自ら水先案内をなし、近島に歴航し、暮兀留、靈廷二島の

初めて西
班牙の領
を建つ
25

間を過ぎ、四月七日勢武と云へるに着せしに、茲には土民の勢二千許り、矛と盾とを携へ、濱に來りて防禦をなさんとしたりしが、佛庵の酋長は衆に告げ、余の伴ひ來れるは惡意ある人にあらず、特に食料を求むる者のみと辨ぜしにぞ、島王は麻賀刺寧と條約を結び、其俗に従ひ、各其胸を刺し、血を易へて飲むに至りぬ。

麻賀刺寧は小屋を此海濱に建て、衆を率ひて上陸し、此に「マッス」の禮拜式を行へり。王妃、王子等は、基督教の儀式を見て、心之を喜び、直ちに洗禮を受けぬ。蓋し彼輩は基督教の何物たるを解せるに非ず、特に其儀を一瞥したるのみにて、形式上基督教徒となり、其下に屬せる邑長等も亦例に倣ひ、皆西班牙王に對して忠順なるべきを誓ひぬ。

此時に當り勢武人民は、其對岸なるマクタン島民と戰を交へしかば、勢武王は麻賀刺寧に聲援を乞ひたりき。麻賀刺寧乃ち千五百二十一年四月廿五日を以てマクタンに赴きしが、戦闘中不幸敵矢に中つて死せり。是れ我大永元年足利義晴將軍に任せし年なり。麻賀刺寧享年長からずと雖ども、其功績の偉大なるに至ては、西班牙史中殆んど其比なく、嘗に西班牙史中の偉人たるのみならず、世界史中大勳業を建てし俊傑の一人に位しぬ。去れば群

島王土民
基督教に
服す

麻氏死す

島中紀念碑の、麻賀刺寧の爲めに建てられたるもの多く、一は巴志、虞河岸、麻尼刺市に面して立てられ、他の一はマクタン島に立てられたり。此マクタンに在るものは、千五百廿一年四月廿七日陣没の地に在り、別に勢武市中其功烈を表したる方尖石碑あり、屹然として長へに來去の潮水に臨みて立てり。

麻將軍の死後チ・アト、デ、バルボサなる者、勢武島駐在の遠征隊の司令長官となりしが、是れも島王の誘殺する所となれり。此時に方り三隻の乗組員中病に斃る者あり、罪を得て戮せらる者あり、蠻民の暴殺する所となる者あり、餘す斯は僅に百人となり、勢ひ三隻を處理するに便ならずなりしかば、乃ち議して「コンセプション」號を焼き、ジョン、カラパロを擧げて遠征船の司令長官となし、波爾寧島に向ひ出發せり。波爾寧は是より先き葡萄牙人の已に發見せし所、此時艦の殘留する者二、曰「ツリニダット」號。曰「ヴィクトリヤ」號。

カラパロ
の事業

此等の船艦が波爾寧に近づくや、土民の獨木舟は幾隻となく群り至り、大鼓喇叭の聲、喧然として鳴り響き、更に砲聲の祝意を表するものあるを聞きぬ。程なく相近くに及んで、

王の近臣も亦其中に在るを見たり。土民は舟を近づけて西班牙船に上り、擁持して親狎する様、舊友故人も管ならず、其何人にして其來意は如何にと問へり。西人は答て「我輩は西班牙王の臣、來る所以は物品を貿易せんことを求むるに在り」と云ひ、夫々物品を與へ、西人數人上陸し、直ちに島王に謁せしが、其兵器を執れる者、二千人餘もあるを見て、心竊に之を恐れ、留らば將に利あらざらなんと、急に島を去るの用意に取り懸りしが、會々五人の西人、上陸して物を購ふ數日にして船に返らず、一同は益々疑悞の念を増しぬ。時恰も呂宋王子の男女を隨へ、船に來り物を買はんとするを見たり、西人は起て之を捕へぬ船中に留めて質となさんが爲めに。更に使を王に遣はし謂はしめけるやう、王何を以て我水夫を拘するや、返さざれば我れ所在舟を奪ひ、貨物を收め、海濱の水夫を殺さんと、是に於て二人は放たれ返ることを得たるも、三人は未だ返るに及ばず、西人は水夫の塵殺に逢はんことを恐れ、殘留者を救ふに違あらず、倉皇帆を揚て去りぬ。

カロパロの職を退くや、ウンザロ、ユメメス、マ、エスビノ司令長官となり、蒙落奇斯島を指して出發し、千五百二十一年十一月八日、タイドル島といへるに抵りぬ。是に於て出

征當初の目的たる香料の島、即ちスパイス諸島に至るとを得、西班牙より香料島に至る西方航路の發見は是に其端を開くを得たりき。此群島はセルベス、パプア兩島の間にあり、其地肉豆蔻、丁子、肉桂、薑、來路花、胡椒の類を多く産す、香料島の名は此に因し、西班牙人が夢寐忘る能はざりし好島は即ち是れなりき。

此島は數年前、葡萄牙人已に通商を開き、使徒フランシス、ザヴィヤ基督教を説き、土民の中信徒となりし者も亦之れありしといへり。

島王は群臣を率ひ、儀仗を整へて、西班牙人を迎へ、喜て貿易を許せり。西人之れより香料を「ツリニダット」號に載せ、將に發せんとする時、偶々其船に損所あるを見出せしかは、貨物を「ヴィクトリア」號に移し、「ツリニダット」は其修繕の爲め、之れをタイドリア港に留め、「ヴィクトリア」號は船長エルカノ之を管督し、回航路は葡萄牙の航路に屬せる、西方航路を取ることに決せしかども、此航路は西、葡兩國間に結ばれたる、トルデシラスの條約の嚴禁せる所なるを以て、之を犯すは危険の業たるを免れざりき。千五百廿二年の初め、タイドリア港を出て、暴風に逢ひ、葡人を懼れ、食餌に苦み、炎瘴に困し、漸く亞非利加西

岸ツアード岬の前サンチアゴ島に至りしが、此時は困難其極に達し、百計盡きて、遂に葡萄牙知事に援を乞ふの止むなきに至りぬ。知事は忽ち其使者を獄に投し、其貨物の來る所を問ひ、更に「ヴィクトリア」號を奪はんと謀りしが、船長エルカノは早くも勢を察し、事の危きを悟り、亦た其使者を敵手に残して、勿々錨を收め去れり。

斯くて千五百廿二年九月六日、「ヴィクトリア」號は千難萬艱を経て、稍くサン、リウ、ア、パ、ラメダ港に還りぬ。「エルカノ」が三年有餘の歳月を閲し、此振古未曾有の世界一周の航海をなせしは、恰も我か足利將軍義植か阿波に薨せし年なりとす。此に注意すべきは、此蒙落寺斯島に至るの西進航路は、其発見の功、之を葡國人なる麻賀刺寧に歸せざる可らずして、蒙落寺斯より歐洲に歸るの航路も、葡人が已に久しく往來せし所にして、エルカノは實其海圖に依りて進行せしものなる是れなり。

エルカノは其屬僚の死を免れたる者總勢十七人を率ひて、陸に上れり、雨淋日炙、飢餓病衰、形容枯槁、恰も骸骨の相駢んで行くに似たり。セウレの市民は見て之を憐み歎呼之を迎へたり。エルカノ王に謁し、具さに其經歷を上奏せしか、王は痛くエルカノ以下を勞

エルカノ
及其從者

遠征艦師

し、待遇優渥、エルカノに年俸五百「デニカト」を賜ひ、其未曾有の功績を賞し、特に之を勳爵士に列し、且つ地球を以て記章となし、之れに「始めて我れを一周す」といふ題字を加ふることを許せり。

此間に香料島に於て損所を生し、修繕をなしたる「ツリニダット」號は、已に其工を終り、巴奈馬に向つて出發せしが、途中又々風雨の害を受け、空しく蒙落寺斯に還るの已むを得ざるに至れり。既に到れば葡人あり、砲臺を築きて自ら備へ、西人を以て妨害者となして、之を攻撃し、「ツリニダット」號は遂に葡人の捕拿に遭ひ、船長エスピノサ以下一時虜囚となりしに、程なく免されて立斯本に歸るを得たり。彼等は始め麻賀刺寧と共に郷土を出しより茲に至る五年、初めて家に還るを得たり。

西班牙王查爾斯は既に此新地発見、世界周航の成效を見、雄心勃然、今は葡人が通商權を獨占すと主張する香料島に對し、更に六隻の船隊を送るに決しぬ。ガルシヤ、ヨフレ、ア、ロアイサ之れに司令官となり、至れば則ち葡人の占領は益々堅實にして、其守備嚴肅、兩軍の戦は忽ち茲に初められ、双方互に勝敗ありき。

後れし船
歸る

西、葡の
葛藤

王は毫も屈せず、更らにルイ、ロベス、マ、ウ、ラロボスを司令長官とし、第三遠征隊を組成し、其領地墨西哥より、直ちに之を太平洋に向ひ出發せしめぬ。時に千五百四十二年十一月一日なり。此船隊は三隻より成り、二隻は運漕船、壹隻は「キャリー」船なり。此一隊太平洋の小島嶼を發見すること、極めて少からざりしが、遂にして「キャリー」を亡ひ、アントニアと稱する島(周回二十哩)に上り、玉蜀黍を栽へしも多く稔らず、加之土民西人を憎嫉して其窮を救はず、食盡ては唯野果、草根、野鼠、犬猫を食し、或は蝮蛇蜥蜴を殺して糧に代ふるに至り、病を得て斃る者續々として生じ、遂に小舟を墨西哥に送り救援を乞ふに至りぬ、偶々途にツオルケノ島(ラドロン群島の一)を發見す、時に千五百四十三年八月六日、是に於て小船を送り、一群島に向て發し、其食料を求めぬ、是れ實に今の比律賓群島にして、比律賓の名稱は查爾斯第一世の太子非立布の名譽の爲めに、此島に命名せし也。後太子位に即き非立布第二世と稱す。

斯くて此船は比律賓諸島に於て、多量の食料を得、其航海を繼續することを得たり。此時西、葡兩國和議新に成り、西班牙政府は嚴にツ、ラロボスに令して、蒙落奇斯群島に侵入すること莫らしめたりしが、暴風の爲め已むを得ず、難を群島中なるヤコロと稱する一島に避けしことあり、葡人之を疑ひ、兵備を修め、又島王を挑發して、一切西人の求を拒ましめ、双方の仇怨茲に再び熾烈となりぬ。然れどツ、ラロボスは王命に背くを難かり、遂に和を講し、去てアムホニア島に至り病没せり、船員の存する者等交趾支那、ゴアを経て立斯本に還る、時に千五百四十九年、是を查爾斯王最終の遠征となす、蓋し王の第一回遠征隊の目的は香料島に在る西方航路を發見するに在り、第二回の目的は香料島を西班牙の領土となさんとするに在り、第三回の目的は當時葡國に屬せる如き富有の土地を得て、之を西國の版圖となさんとするに在りき、而して此三回の遠征は、眼前の利益殆んど見るべからざりしも、第三回に得たる比律賓島の價直に至りては、歴々として傳へて今日に至りける也。

此に晏士烈泥亞陀涅多なる者あり、天資剛邁にして航海の術に長ぜり、嘗て王に隨て以太利に戦ひ、又たロアイサの部下を以て葡人と蒙落奇斯に戦ひ、並に勇を以て稱せらる、其蒙落奇斯より還るや、居常探西遠征を以て志となし、王に乞ふて已まず、時に王既に老ひ、

復た雄飛の心なし、亞陀涅多鬱勃たる壯懷を伸ふるに處なく、快々として自ら樂まず、遂に墨西哥に去り、世を澳賀斯丁派の寺院に通れ、當時「英雄回首即神仙」の概あり、時に千五百五十三年。其後五年にして王殂し、其子非立布位に即く、非立布位は人と爲り才畧あり、事に敢爲、然れども豪爽宏量英雄の風を具ふるは、父の如き能はず、而して其殘忍の性は當時に在りて近世のタイベリアスと稱せられたり、政零一に宗教の弘布を以て基とし、之れが爲めには、非常の罪惡をなすを顧ざりき、乃ち其の比律賓を取るや、之に基督教を布かんと欲し、墨西哥總督に令し、遠征船隊を編成して、之れを此群島に送れり。船隊は四隻を以て成り、兵士水夫四百人、美虞英、魯伯壽泥禮賀須靡之れを司令す、此時亞陀涅多は脱俗の身となり、誦經を以て日を送りしが、忽ち命を受けて、新地布教の任に當ることとなれり。禮賀須靡は西班牙の貴族、移て墨西哥市にあり、撰まれて市長となれり、人となり祗虔にして宗教に篤く、純良にして忠義を以て顯はる、是に至て遠征司令長官の任を受けたり。

亞陀涅多以爲らく、比律賓を取るは、ニークイニ島を取るに如かず、既にニークイニ

を得んか、裴落詩斯は擧ぐるに足らず、然らば世人が造次忘るゝ能はざる香料の島は、坐して我物となるに非ずやと、之を墨西哥總督に説く力む、説行はれず、遠征艦は遂に比律賓島に向て發す、時に千五百六十四年。

途ラトロン島を經、千五百六十五年即ち我が松永久秀將軍を弑するの年二月十三日、比律賓群島に入り、諸島に抵り食料を求め、カミクイン島より暮元留島に廻り、此より小艇を遣て、民打腦島佛庵港及び勢武島に赴かしむ、既にして禮賀須靡自ら船隊を將ひ、勢武に向て進み、途上リマサナ島を經て、民打腦島中ダヒタン港に入れり。

其地の王バクアア、前古未聞の異船入り來るを觀るや、大に恐怖し、部下の剛勇なる者を撰み、來船の舉動を察し、之を報告せしめぬ、日來れる者は異人なり、其眞長くして尖れり、美服を以て身に飾り、石を食ひ(ピステット)、火を喫し、煙を口と鼻孔より噴出す(烟草)、其力能く電光と雷鳴とを役し(發銃)、食時に當ては布を以て覆へる卓に就くと、王等觀て或は諸神の其土に下降せるならんかと疑ひ、之と和親するを以て得策とせり、是に於て司令長官は歐品を與へて、多量の食料を得、更に勢武の事情を問ひ、其近隣の勇國にし

て、其港は特に群島中の好良なるものなるを審にせり。

千五百六十五年四月廿七日、禮賀須靡、勢武に上陸し降を勸む、然れども土民は嘗て麻賀
刺寧來侵の時、降伏の羞を免れたるを回想し、抗拒止まず。禮賀須靡遂に都府を攻て、
之を奪ひ、爾後數月西人士民の來襲に惱みしも、土民漸次に新事情に慣れ、抗抵稍平定に
歸し、禮賀須靡之を西班牙の臣民と宣言し、亞陀涅多を遣し事を王に報せり。

程なく勢武及び近隣の諸島も事定まり、土民西人を信するに及びければ、島王を廢し之に
洗禮を施し、而して其女と西人との婚嫁をなすに至れり。

是より葡人來りて其所有權を争ひしことありしも、西人討て之を退け、禮賀須靡は功を以
て、其既得及び將來討服すべき土地の總督に任せり、時に千五百七十年也。

千五百七十年五月禮賀須靡の孫戎砂流霧度呂宋島を探搜し、西國の領土となすの勅命を受
く、彼は呂宋の北部に達し、ラカンドラ、ラシャ、マタンダ及其姪ラシャ、ソリマン諸王
の款待する所となり、昔西班牙王の臣民たるを誓はしめぬ。願ふに是等諸民族の、敢て西
人に抗せずして、其土を獻し、貢物を納め、其來寇者の爪牙となりて、同種の諸民を攻む

るを辭せざるに至れるは、殆んど俄かに解すへからざるもの、如しと雖も、而も十六世紀
の比ろ、所々に往來せる壯大偉麗なる歐洲の船艦は、島國人民をして深く恐懼の念を起さ
しめ、之をして復た防禦するの氣力なからしめたるものありし也。

斯くして平和條約既に成るの後、ソリマンは其所爲の輕率なりしを悔ひ、西人に反し、當
時西人の手に落ちたる麻尼刺を回復せんと欲し、之れに火を放ちたることありしが、彼は
遂に敗して砂流霧度に降れり。砂流霧土乃ち其將を麻尼刺に留め、南の方凡々湖邊に至り、
パタンガス地方を征服せしが、彼は交戦中創を得て麻尼刺に歸りぬ。

禮賀須靡は時に巴内島に在り、砂流霧度之を訪ひ、告るに呂宋の事情を以てし、與に俱に
呂宋なる佳威貞の地に抵り、群民歡呼の中に麻尼刺に入れり、是より附近地方の形式上の
占領をなし、麻尼刺を全群島の首府となし、比律賓全群島を西班牙の領地となすことを宣
言す。彼は土民に命し砲台を巴志虞河口に築き、邸宅を此に營み、繞らすに凸字壁を以て
し、寺觀及び五百の廟舎を造らしめたり。

千五百七十一年六月廿四日彼れは麻尼刺に民政廳を開きしが、翌年八月二十日功績已に成

るに際し、彼れは西班牙殖民史上に赫々の名を留め、此地に没せり、遠近惜まざるものな
く、骸をサンハウス村なる澳賀斯丁寺に葬る、恰も我が毛利元就の卒せし年なり。
此間砂流霧度は内部地方に入り、「タイタイ」「カインタ」諸民を平げ、拉莫奈泥米地方を定
め、ヒロ河の源を探りて、カマリンス、ノルトに至り、ポリナオ、バンガンタン、イロ
コス等を征服す。而して其屬將マルチン、デ、ゴイチは前にバムバンガ地方の征服に力を用
ひ、之をして難なく西班牙の威權を認めしめたり。然れど此時迄も佳威貞の南方バタンガ
ス河地方は、「アイタ」「ボルチオ」兩族の混血種族に屬し、曾て西人の駕馭を受けず、又基
督教を奉ずる者なかりき。
砂流霧度の此島に創設せし制度は、各酋長をして其職を世襲し、西班牙王の名を以て地方
を治めしむるに在り、蓋し勢然らざるを得ざりしなり。

第三章 外寇内亂史

禮賀須麻の没するや、總督府の事務は移りて、財務官クウイドー、デ、ラヴェザレスの手に歸

せり。此の執政中に一の非常なる厄災は來れり。明人李馬奔の來攻是なり。李馬奔は本と
支那南方海濱の人、夙に勇名あり、徒を集むる千百人、海邊を剽掠して、久しく海國諸民
の患となる。時に明祚己に衰へて、政令行はれず、海賊横行し、其黨一にして足らず、而
して皆遂に李を仰て盟主となし、勢威旭日の上るが如かりき。彼れ一日慨然自ら謂へらく、
自國を劫掠して、細民を窘むるは、元と英雄の事に非らず、大丈夫須らく去て、他國の河
山を攫取し、別に新朝廷を建て、南面して王と稱すべきのみと、乃ち軍艦を備ふること六
十二隻、水夫二千、陸兵二千、女子千五百、工夫若干。悉く王國を新開する人員を具へ、
猛然西南に下る。先つイロコス、シールに抵り、民家を掠奪し、更に南航して直ちに麻尼
刺を指す、千五百七十四年即ち我織田氏の淺井朝倉を滅せし年十一月廿九日、李馬奔の艦
隊麻尼刺灣に達し、副將日本人庄公、兵六百を率ひ、陸に上りて降を西班牙總督に勸む。
適ま颶風大に起り、其兵死する者二百餘人、庄公乃ち麻尼刺の南方一海村に退き、更に軍
を分て北上し、副總督ゴイチを斬り、到處破竹の如く、直ちに麻尼刺を衝く、總督以下サン
チアゴ城を嬰守す、庄公隨て之を圍み、城將さに陥らんとす、會ま西班牙兵近地に屯在

せし者大に來り援け、城下に劇戰す、之を久ふして決せず、庄公遂に圍を解て船に返る、時に李馬奔佳威貞の口に在り、戰の不利なるを聞き、自ら將として之を攻んと欲し、十二月三日進んで麻尼刺灣に入る、是より先き西將砂流霽度北方を經零せしか、急を聞て馳せ還り、數日前麻尼刺城に達し、急に守備を修めて以て待つ、庄公兵千五百を率ひ、自ら營て曰、城を抜かずんば復た還らずと、刀を揮て突進し、李馬奔亦海上より聲援をなす、庄公忽ち進んで城に入る、砂流霽度以下死を決して戰ふ、勝敗未だ決せず、既にして庄公死す、明兵主將を喪ひ支ふることを能はず遂に敗る。

李馬奔は戰利あらず、去て島の西濱に向ひ、麻尼刺以外に自己の都城を爲らんと欲し、北の方ハンガンナン州アグノ河口に抵り、之を占領し、河に溯ること四哩程にして、一地を相し、營都の所となし、小砦家屋を經始す。既にして砂流霽度の軍至る、李馬奔之を禦く、和を勸るも肯せず、持久稍あり、自ら事の爲す可らざるを知り、夜竊かに扁舟に乗して遁る、斯くて其兵首領を喪ひ、統御人なく、遂に散して山中に遁る、今の所謂「イゴルローテ、チャイニース」民族は、其子孫なりと傳説せり。

砂流霽土其後北部諸地を征服し、千五百七十六年イロコヌ、シニールの首府ツィガンに没す。後人紀念碑を建て、其軍功を表す。是れ我羽柴秀吉の毛利氏を征せんと欲し、中國に向ふの年なり。

葡萄牙、西班牙兩國は蒙落奇斯島の争よりして、仇敵の念互に己まらず、去れど千五百八十年より六百四十年に至るの間は、兩國王位の結合よりして、個人間の怨隙未だ滅せざるに關せず、國際上は表面平和を失はざりしが、比律賓に於ては新敵忽ち起り、葡黨、非葡黨の隱然たる反目、全く顧るに違あらざるの時機となれり。新敵とは何ぞや、和蘭是れなり。

蓋し第十六世紀の末より相續戰爭(千七百六十二年)に至るまで、西班牙と和蘭との和す可らざる深仇の念は己に深し。

西班牙王非立布嘗て曰く、異宗の民に臨まんよりは、寧ろ王位に升らざるの愈れるに如かずと、彼れは位に即くや忽ち異宗檢察の慘劇に著手せり、六年にして千八百の生靈を屠れり。チザールランドの北部が、王聯爾侯維廉を奉しエントレント同盟をなして、暴政に抗抵し、

以て和蘭共和國の基礎をなせしは實に此時に在り。爾後兵結びて解けざること四十年、世に四十年戦争と稱するもの是れ也。非立布第二世は其間に殞し、非立布第三世位を繼ぎ、勢屈して同盟軍と和するの已むを得ざるに至れり。然れども西、和兩國間の仇視は未だ嘗て止まざる也。西班牙は其領内たる葡萄牙の市場に和蘭人の貿易を禁し、和蘭人は盛に船舶を造り、翕然として東洋に向ひ、商業の本據を蒙落奇斯島に設け、西人が蘭人の購買を禁したる東方貨物を、自ら進んで其産地に取れり、又船を放て西班牙船の銀塊及製品を登載して、墨西哥より比律賓に至る者を略奪し、巨萬の財を獲以て積年の虐政に報せり。元來比律賓の植民地は、墨西哥より補助金を得て政費を支へ、又之を以て支那の貨物を購求せり。嘗に此のみならず本島民が、文明諸國に往返し、西班牙兵の輸送、並に歐品の運致を得來りしは、専ら此墨西哥船を以てせり。故に和蘭人の此剿略は、非常の打撃を該植民地に加へたり。

千五百九十二年の比、蒙落奇斯島の一なる、シアオ島の酋長來り、地を西班牙兼葡萄牙王に獻し、其保護を得て、和蘭及び「テルナテ」民の侵入を免れんことを乞ふや、時の總督スマリニユアスは喜で之を許し、自ら大小百數十の船を率ひ、蒙落奇斯群島に向ひて發せり、然るに途にして支那人の水夫となれる者背叛し、悉く總督以下西人を殺し、交趾、支那に遁走せるに會し、此遠征は失敗に終りぬ。是より後西國屢軍艦を出し、蘭人と海上に戦ふ數回、勝敗遂に決せず。

千六百八年の頃アルナテ近海の戦ひは西船蘭船を破り、其司令長官ヘンヂアを俘にせり。後數年和蘭船麻尼刺近海に來り、逗ると殆ど半歳、總督出戦ひ大に之を破り、戦獲品三十萬弗に直れり、フラヤ濱の戦と稱し後に傳ふるもの是れ也。

此くの如く兩國海上に戦ふ殆ど百五十年、形勢變轉、和蘭遂に志を東洋に違ふして、西班牙を復た抗すること能はず。

當時總督の権力は如何といふに、彼は僧侶に掣肘せらるゝ最る甚しきが上、外地方の行政に至りては、上等裁判所の干渉を受けざるを得ず、死亡若くば退職に由りて總督の職缺くるときは、軍事は上席の行政官之を司り、非軍事は上等裁判所之を司ることなり、後ち一變して總督其人を欠けば、總督に次げる軍隊の高等官其事を代攝するに至れり。

要するに今世紀に至るまで、西班牙王の本島官吏を待することは、頗ぶる嚴酷なりき。然かも王の命令は遂に十分に島中に行はれざりき、官吏の詐欺盜賊と、僧徒各派の争鬭とは、植民地の政治を傷害すると、今に至るまで實に大なり。

蓋し西班牙政府が、新任總督の一任期間、必ず彈劾委員を命じて、其過失を糾問すること、殆ど常例を爲せしものは、一方に於て非行を檢制するの利ありしと雖ども、一方に於ては又た非常の弊害あり、何ぞや、總督の位置容易に動かすべきを知れる人民は、若し自己の不當なる請求を排斥する總督に逢ふ時は、忽ち黨與を結びて之を讒謗し、之を零落に置かざれば止まざるの慣例を生じたれば也。斯くの如くして一たび疑獄成れば、彼等は之に繼きて政に當るべき者を求めて、其嫌疑を蒙れる前總督を捕へ、之を獄に投ずること容易也。是を以て均しく不榮譽を以て總督の職を失ふものも、其中實に巨額の賂賂を爲せし者あり、或は單に些少の過失なるあり、野心家は容易に人民を指嚇して其同僚を排斥することを得るなり。

官吏にして其職權を濫用し、一時莫大の利を網せし者多し、一例を擧ぐればショーゼ、トル

ラルバといへる者あり、千七百十五年より全十七年に至る短年月間、總督事務を代攝せしか、其不正に收得したる金額は巨大なりき、其會計帳簿上にて不足を致せしは、二十萬五千六百二十三弗にして、其他地方廳の諸特許、公證人、代書人等の免許を賣却し、二十七月の富圖免許料を獲得して自家に收入したる等、其公訴狀面の金額は合して七十萬弗なりしと云、其他此類の醜事は時として之れあらざるなく、今日と雖も監守盜罪の如きは、盛に行はれて殆ど之を恠む者なきに至る。

次に異教檢察は一切の西班牙領地に於て、久しく悲風慘雨を捲き來れる惡政策なり。此干渉は今尙ほ群島に行はれ、僧侶等毎々私人の動作行爲に關し、糾問をなし黔首を災すると夥し。

第十七世紀の半比に至り、滿人明朝を滅し、國を清と號す。明の正總兵鄭芝龍の子鄭成功、父が膝を屈して敵に降れるを憤慨し、其弟襲舍と十八人を従へ、金廈門に走る、人の附隨する者漸く多く、彈丸黑子の地に據て清に抗すること二十餘年、然る後清兵大に至り、成功此地の支ふ可らざるを察し、謀を變し臺灣を圖る。此時臺灣島は和蘭の有たり、而して

其殖民は六百、守兵二千二百に過ぎざりしも、大砲商館諸貨物の價は無慮八百萬弗なりしと云ふ、成功強兵十萬を兵艦に載せて至る、蘭人力抗する能はず、乃ち地を致して去りぬ。

成功已に臺灣を得るや、更に比律賓を取て、其業を擴張せんと欲し、其知る所の以太利僧ヴィクトリオ、リクシヨを遣はし、麻尼刺に至り、總督に入貢を勧めぬ、彼れは厚く之を遇せり、而して成功が別に書在比律賓の支那人に寄せ、兵を擧て西班牙政廳に抗せしむると聞くや、彼は痛く使者を詰問し、急に兵を徵して、麻尼刺に集め、城砦を修築し、且つ支那人の據るへき諸塞を毀ちぬ、此より南方守備を失ひ、回教の諸酋長は公然として水陸に獨立を表せり。

斯くして麻尼刺の城砦は成りぬ。兵衆は稍々充備を告げぬ。西、支兩人種の衝突は極より極に達しぬ、西人は殆んど支人を壓殺し殲くしぬ。

事定まり、リクシヨ臺灣に還るや、成功は已に船艦を整へ、武備肅々將さに大に兵を比律賓に用ゐんとせり、未だ發せず、彼れは俄かに疾を獲て没し、其子經其孫克垓相繼て成功

の後を承けしも、文弱爲すあるに足らず、克垓遂に清に降り、臺灣は全く辮髮帝國の有となりぬ。清帝はリクシヨを召して比律賓事情を問へり、彼れは西人の支那人を暴殺せしを審にしぬ、今や問罪の師は南下此群島に向はんとせしが、リクシヨの巧言諫止は清帝をして空しく此壯圖を止めしめぬ。當時清人をして百勝の勢に乗じて南下せしめは、想ふに此島復た西人の有にあらざるべし、リクシヨ三寸の舌は竟に西班牙の爲めに萬里の城となれり。

英軍侵入

十八世紀の後半に至り、比律賓島に危難を來たせしは英軍の侵入なり。是より先き英、佛の兵は、結ひて解けさること既に久しかりしか、千七百六十一年若日第三世の位に即くに及びて、小康を得たり。既にして佛、西兩國は相協合して、英國を壓倒せんと欲し、所謂一族同盟なるものを訂定せり、其同盟者は佛王路易十五世、西王查爾斯三世及其子チーンルス王フアン・デナンドにして、皆「ポーボン」家の一族なり、故に此名あり。全盟已に成る、是に於て一千七百六十二年五月、佛國王は西國王の兵を用ひ、英國と戦ひ、西國王は其報として、ミノルカの地を回復せんことを約せり。英相ピットは鋭然として兵を修め、同盟

に當るの政略を執りしが、其内閣は中ごろ敗れ、之に繼げる内閣、尙ほピットの方鍼に従ひ、佛、西二國に向て戦を宣告せり。

寶曆十二年、徳川家治第十代將軍の職に上るの年、即ち千七百六十二年九月廿二日、英國艦隊司令長官コルニッシュ、麻尼刺灣に來り、將官ドレーバー上陸して降を諭せしが應ぜず、於是英兵進みて廓外近地諸會堂を取り、之れに據れり、其數無慮六千八百三十人、而して西兵の此都を守る者僅かに六百人に過ぎず、當時恰も總督なく、大僧正アントニオ、ローマローなるもの、代理總督として島政を管領せり。ローマローは勢の支へ難きを知り、降らんと欲せしも、上等裁判所の一官資門泥晏陀なる者、慷慨氣節を抱き、主戦黨の首領となりて、代理總督の命に抗し、公然兵を擧て反抗せり。然れど遂に英兵を禦く能はず、北の方フラカン州に退けり。既にして地方の土兵麻尼刺に上る者五千、英兵を其據所諸會堂に攻めしが、是れまた敗績し、英兵遂に壁を破りて市府に侵入せり。代理總督は止むなく四條件を以て降を乞へり、曰宗教は一に舊に依り英國之に干渉せず、曰私人の財産權を損害せず、曰諸島各民の貿易を妨げず、曰高等裁判所の裁判權を認むべし。ドレーバ

ーは之を聽るし、更に償金四百萬弗を島總督に命ぜり。

是れより全群島は英國の有となり、代理總督はドレーバーの一器具となり了りぬ。彼れは衆民に諭して英國に負くなからしめ、専ら英國政府の爲めに執掌せり。

程なくドレーバーは本國に歸りぬ、少佐フェル統軍の任を繼ぎ、ドレーク市政を掌る時に當り、主戦黨の領袖晏陀は起つて宣告せり、曰大僧正、裁判官、皆捕囚となる、法律に照せば死者なり、而して余は古法に由りて全島の政權を掌握するの權利ありと。乃ちペコロを以て本據とし、以て獨立の旗を擧ぐ。西班牙人多く之に屬す。歐須鎮派佛蘭西斯干派の僧侶、亦た兵を集め英兵に抗せんとするの勢あり、英軍狼狽乃ち諸僧を捕へて歐洲に送り、兵を進めてフラカン州に向ふ、晏陀の副將ペストスは逆へ戦て敗れ、英兵は山野の草樹を伐除し、土民據守の地を奪ふて歸りぬ。此戦支那人自ら進みて英兵に加はり以て西軍を攻めし者多かりしと云へり。

此時に當りハムバング州に在る支那人等は、黨を結び徒を集め、自から英人の來侵を防ぐと稱し、砦を起し池を繞らし、儼然戰鬪の準備を爲せり。蓋し其眞意は晏陀及び其諸將を殺

すに在り。晏陀固より之を知り、彼れは百方支那人に向て己と和せんとを勧めたり、然れども彼等が之を肯んぜざるや、彼れは激怒之を攻め、悉く其黨人を殺し、并せて多くの無辜に及びぬ。

此時よりして晏陀の軍氣は漸く振ひ、バストスをパラカン州の亞爾加爾泥職に任じ、盛に兵を徴し、訓練以て英人を放逐するの計を廻らしぬ。偶々麻尼刺市中款を通ずる者あり、セニョオル、ヴィラ、コルタなる者又内通を以て死刑に擬せらる、大僧正書を以て晏陀を諭して曰、若し貴下バムバング州を棄てん乎、コルタは依りて死を免れん、是れ余が英國將軍に乞ひて得たる所なりと。晏陀斥け慢辭を以て之に答ふ。此時西班牙船「フェリピン」號、墨西哥より至り、晏陀の財用益豊かに、兵を養ふ餘裕あり、バストスは麻尼刺城外五哩なるマリントの地に營し、扈出て英軍を襲ふ。斯りしかば英軍も大に困み、晏陀の首を懸るに五千金を以てし、且つ訓令を出して「バストス」の兵は艸竊山賊なり、晏陀の黨は西班牙、英吉利兩王陛下の逆賊なりと聲言せしも、此時晏陀は西班牙王より勅許を得て、其占有せる諸地に長官の名號を占め、僧侶等諸民に告て、英人は神を信ぜざる者なりといひ、自ら

晏陀の堅
守

經典を高閣に束ねて兵器を操り、益々英軍に強抗せしにぞ、彼等は愈々究迫の地位に立ちぬ。

英軍麻尼
刺を去る

千七百六十三年六月英艦來りて英、西二國休戦の事を報す。八月英將其本國より平和の成るを報し、麻尼刺の占領を解くの命を受く、是れより英軍捕虜戒嚴の方法弛み、ヴィラ、コルタは竊かに獄を遁れ晏陀に投じぬ。程なく晏陀事を以て其廳を去り、コルタ代て事を視しが、偶々大僧正病み、人其死後晏陀、コルタ孰れか職を承くべきを疑ひ、兩人も遂に相争ふに至りしに、大僧正終に没し、久からずして平和訂約の報西王より到り、英人は晏陀を認めて總督となし、尋て新總督ドン、フランシスコ、デ、ラ、トルレ西班牙より至り、争議此に至りて止みぬ。

ラ、トルレに繼ひて來任せしをジョーセ、ラオンといふ。是より先き晏陀は本國に歸り、君寵殊に渥く、榮官に歴進したりしが、又ラオンに替はりて總督に任じ、再び比律賓に來りぬ。彼れの威權は薰灼たりき、獄を起しては凡ての舊怨者を獄に投じ、僧侶と争ふては星霜六年の久に涉りぬ。彼れは今何をか感ぜし、權勢を做履の如く棄てぬ、彼れ寺院に入る數年、

千七百七十六年忽焉として没しぬ。

斯る戦亂の間、盜賊は横行して禁ずる者なく、縦横群をなして豪家の田園を暴掠し、土民は積年の憤怨を僧侶に報じ、或は平生の恚恨を彼れ白哲人全躰に酬ひんとせり。西人の虐待に聲を吞むこと久かりし支那人は、機到れりと公然英人に左袒して、西人を攻め、紛亂滔々救ふ可からず。土民の中カガヤン州なるイロガンに兵を起す者あり、彼等はイロコス、パンガシナン地方に蔓延し、更らに大なるものイロコス、シニールに蜂起し、デエゴ、デ、シランなる者を首領とし、公然政府に納租の廢棄を宣告せり。後ち彼等は英國の主權を認め、其任官を受け、政須鎮派僧侶の徒、悉く捕へて之を虐する等、一時頗る猖獗なりしが、千七百六十二年十二月より翌年五月に至り、此騒亂も一と先づ平定したり。

禮賀須麻の初めて、此群島に入るや、麻尼刺及ブトンドーの酋長等は戈を伏せ、干を疊み、矢石の勞なく西班牙に降伏せり。去れど是只表面一部の降伏に止まり、決して全島の平定にあらず。假令歐洲兵の精練銳利は暫く結局の勝利を鑑定したりと雖も、土民は決して始より心服せしにはあらず、繼くに暴政苛斂を以てするの爲政者、豈に島民前日の獨立を追

騒亂平定

爾後叛亂
止まず

叛亂第一

暮せしめざらんや、各地の反亂概ね虚歲なきもの、必しも恠むに足らず、今謀叛の數を枚舉する能はずと雖ども其重大なるものを記して其一斑を示さんか。

千六百二十二年暮兀留島の民叛す、其意専ら是周塗派僧徒の壓制を脱せんとするに在り、曰外人に對して重大の貢税を納め、且つ我が信仰せざる宗教の教會に對し、税金を納るゝの理なしと、然れど彼等は遂に勢武駐在兵の破る所となりぬ。千七百四十四年更に強大なる叛亂は同島に起りぬ。島にモラレスと稱する僧あり、自己の欲するまゝに、肆に教務を行ひぬ。彼れは教式に列せざる信徒は之を捕縛するの權ありと稱しき。

第二

ダゴナイなる者あり、其弟死す、モラレス之を葬るを許さず、則ち之を解體せんとを命す、ダゴナイは激怒せり、彼は同志を率ひ、此僧を捕へて砂上に委棄しぬ。諸種の土民四方より來り集る者算なく、皆云ふ吾輩日に歐洲人の爲めに劬勞す、殆ど自ら我が生死を測ること能はず、而るに彼れ歐人の我れを遇する如何、貢税を責めては我家産を涸竭し、妻兒を虐す、是れ豈に忍ぶ可けんや、斯くてダゴナイは其の徒と與に獨立を保つこと三十五年、而して彼は和せり。

千六百二十二年靈廷島民叛す、然かも其首領は捕へられ、梟せられ、斬せられ、或は弓箭を以て射殺、又は焚殺されぬ。

千六百二十九年スリガオ州(民打腦島の西部)獨立を圖る、兵連ること三年、平ぐ。

千六百四十九年總督は、佳威貞の武庫に兵數を増すの必要を感じ、查麻爾島の人民に徴して苛斂を行ひぬ、是に於て酋長スモロイなる者僧を殺し、土兵を將ひて西兵に抗す、總督土民に諭しスモロイの首を獻せしむ、然るに土民は送るに豚頭を以てし、西兵大に至るやスモロイ遁れ、西兵が其母を得て寸裂せし恨を吞みつゝ、スモロイは遂に其從者の叛に由りて殺されぬ。

此擾亂は忽ちにして他の諸州に波及せり、アルバイに於ては土民僧の宅を襲へり、マスパテ島に於ては尉官死し、サムボアに於ては僧侶殺され、勢武、カラガ(スリガオ)及び佛庵に於ては、歐洲人の屠らるゝ者算を知らず。時に大尉クレゴリオ、デ、カスチロ、佛庵に在り、彼れは鎮定の命を受けたり、然かも、彼れは出て戦はず、勅令を稱し宣告すらく、降る者は皆赦さんと、而して降者の軍門に群るもの皆な捕はれて殺戮さる。

千六百六十年バムパンガに起りし叛徒は、強大なりき、是れ生民を苦役して伐木を爲さしめしに由れり。バンガシナン州相呼應して兵を興し、アンドレス、マロンクなる者自ら立て王と稱しぬ、彼れは其徒ペドロ、ガボスに公爵を授け、サムベンス其他諸州に使を遣はし、西人は捕て悉く斬殺せしめぬ。彼れは又兵を分ちて三隊となし、六千を遣しバムバムガ方面に向はしめ、ガボスに三千を率ひてイロコスカガヤン方面に向はしめ、マロンクに手兵二千の將としてバンガナン地方に進ましめ、行く／＼兵を集めて總數四萬に至らしめぬ。此騒亂も總督の陸兵六百、船艦大小八艘の爲め、征討事遂に定まりぬ。

斯くの如くして此後も小陰謀小背叛時として之れなきはなかりき、今世紀に至り自由の吶喊、獨立の叫號、事を起せし者一にして足らず、其内最も顯著なるものを千八百二十三年の麻尼刺政署政府轉覆策とす、アンドレス、ノーヴァレス之れが魁首たりしが、事成らずして死せり。

千八百二十七年勢武の亂あり、同四十四年に尼虞路斯島の叛あり、此蜂起は州長囚徒を驅つて、自己の工事を爲さしめしに因ると云へり。

明治五年即千八百七十二年、島民が西班牙の羈轡を脱せんと欲し、佳威貞を本據とし偏起せしは、著大なる叛亂の計劃なりき。土民兵は多く起つて之に應じぬ、麻尼刺の黨與も彼等と心を協せ、相約するに麻尼刺に狼火の擧るを見れば、佳威貞之に應ずべきを以てしぬ。會ま郭外人家に客を饗する者あり、煙火を擧げて歡娛に供す、佳威貞の黨與之を望み以て意らく、是れ都内の同志約を履みて號をなすなりと、乃ち事を發す、而して市中の黨人之を知らず、策謀齟齬し、叛人或は死し、或は捕へられ無殘の最後を遂げにき。此叛亂の頭領をドクトル、ジョセフ、バーゴスといひ、彼れは僧侶の專横を排除するを以て主旨となしぬ。元來比律賓の宗教は羅馬舊教の中「フライヤー」と稱する托鉢派に屬し、専ら澳賀斯丁、佛蘭西斯干、加縷米來士、同美尼簡諸派の手に歸せり、蓋しトレントの會議の條款に由れば、是等の托鉢派の僧徒は、寺領を有する能はざる者なり。而してバイヤス五世以下諸法王の特許を以て、彼等は俗間の法教師人員不足の間、假りに寺領に臨むとを得たり。故にバーゴス等宣言して曰、俗間の法教師已に充足するに、「フライヤー」の奸僧等依然寺領を占有す、是れ不法擅肆の甚しきものに非ずやと、彼は此徒の僧侶を逐ひ、數百年來盤屈鴟張

せる寺院の暴威を一掃せんと圖れるなり、然れども彼れは敗れぬ、有志者は皆刑場の朝露と消へ失せぬ。

以上の數例は、是れ叛亂の顯著なるものたり、若し其小なるものを擧げば、十指固より屈するに暇あらず。蓋し西班牙の國力は日々衰頽し、守株姑息、遂に爲すあるに足るなし、而して群島の形勢日に漸く智識ある不平徒の増加するあるを見れば、若し今後に於て外部の事情之れに干與するものあるなくんば、或歲月の後虐政を脱離すると、南米諸國の如きを得るの企望は、全く之れなきに非るべし、夫のキューバの如き、成敗未だ知る可らざるも、如今現に反旗を翻へし、其勢頗ぶる猛なり、即ち太平洋の時態は日に益々迫れりと謂ふべし。

第四章 大日本帝國と比律賓島との交渉史

西班牙人の比律賓島占領の名義を宣言せしは、十六世紀の半より、少しく前に在りしとは、前既に擧るが如し。然るに我國民の呂宋に往來せしは、少くとも半世紀以上の前に在り。

永正大永の比は、足利氏の未造、義植、義澄等の世に當り、天下亂麻の如く、其間志を當時に得ざる者、思を雲烟萬里の外に馳せ、遠く海外に力を伸べんと欲せしは、一にして足らざりき。其中伊豫國因島、久留島、野島、大島等の豪族。飯島、大島、河野、脇屋、松島、久留島、村上、北島等あり。皆剛邁にして航海に熟し、世の武將輩が血を流し骸を積み、僅に一城一府を争ふが如きを屑とせず。外國に侵入して零奪をなし、各其家門の榮華を極めんことを謀りぬ。野島の領主村上圖書の如き、仰がれて遠征軍總督となり、一族浮浪の徒三百餘人を聚め、大小十餘の船を熾し、西南の方明の寧波、福建、廣東、廣西より、安南、東坡塞、暹羅を巡り、更に比律賓、波爾寧諸島に至り、沿海の市邑を剽掠し、巨萬の財貨を獲、以て自ら利せしは能く史の傳ふる所也。其後此諸族は殆んど海上生活を以て其職とし、波濤を横斷して威力を逞ふし、四國九州海邊の浪士、漁夫等は靡然として此に加はり、其衆八九百乃至千人以上に至りしことあり。去れば明國及南洋近邇の諸島は何れも之れに困み、明人は之を倭寇と稱し、常に此れが防衛の奔命に疲れたりき。後世の兵學者流、此海賊等の戦法を筆記し、付するに野島流、久留島流、因島流の名を以てし、

後代海戦の本法となせしと云へり。此徒明の海濱に上陸し、善く兵を草莽の間に伏せ、出沒方なく、常に扇を舉げて號となし、明人號して胡蝶軍と曰ひ、痛く之を恐れたりきと。

山陽翁の樂府に曰

胡蝶軍。飛還聚。飛去飛來江南路。蝶來非是關東風。西人自誇捕捉功。東風却吹朱氏火。

扶桑產出可憐蟲。

此くの如く此輩の比律賓海濱を掠奪し、邊民を害めしとは史上顯著の事實なり、然れど彼等の用ひし兵器の粗惡なる、呂宋の一島早く西人の占領するを妨ぐる能はざりしは遺憾と謂へし。西史に載記せる我水夫と西國水夫との戦に關する一話あり、――

千五百九十年の比、吾か小船西班牙の大船と呂宋島の西北角ホシター海に會す、西班牙船は直ちに砲撃を爲し、日本船の桅を折て之を倒し、其進行の止まりしを見、漸く船首を進め、水夫等日本船に侵入せんと、艦がて其船胸に群集するや、吾水夫は急に西船に躍り入り、日本刀を揮て無二無三に亂斫す、西人支へず一齊に船尾に遁れ、將に我が塵殺する所とならんとし、倉皇自ら後桅を倒し、桅帆を并せて楫に代へ、衆其後に潛み、銃を列ぬ

て亂發せしに、我水夫等之に應ずるの火器を有せず、遂に環退せられたり。西人去てリオ
グランド、デ、カガヤンに抵り、台を築き濠を繞らし、砲を其上に列す、我船忽ち至り其砲
口を捉り牽下す、西人之を回復し、其口に齧して其索援を禦ぎ、我船乃ち去る。此の如き
の事實は想ふに少からざりしなるべし、但彼れは國家の力を以て爲せる事業にして、其強
大邊民個々の行爲と均しからず、遂に占有を全ふするを得たりしなり。

原田孫七
耶

我内國亂極まり、豊太閤海内混一の時に當り、長崎の商人に原田孫七郎なる者あり、才氣
超倫、抱負極めて大、夙に呂宋に往來し、麻尼刺總督と交り、西班牙語に通し、島情に熟
せり、彼れは太閤証明の時に當り、其友橋田某をして征呂の事を説かしめたり。然れど太
閤は証明の準備に専心にして、比律賓の如き更らに意を用ひざる所なるを以て、原田は到
底その意を激するに非れば、師を南陲の群島に出さしむると難きを悟り、語るに蠻民容易
に命を奉すへきを以てし、其麻尼刺總督に與ふるの書をして極めて倨傲ならしめたり、其文
に曰

夫我國百有餘年、群國争雄、車書不同軌文、予也、際誕生之時、以有可治天下

之奇瑞、自壯歲、領國家、不歷三十年、而不遺彈丸黑子之地、域中悉統一也、蘇之、三
韓、琉球、遠方、異域、欸塞來享、今也欲征大明國、蓋非吾所爲、天所授也、如其國、未
通聘禮、故先雖欲使群卒討其地、原田孫七郎以商船之便、時來往、此故、紹介近臣、
曰、某早々到其國、而備可說本朝發船之趣、然則可解辨獻篋云々、不出帷幄、而決
勝千里者、古人至言也、故聽禍夫言、而誓不命將士、來春可營九州肥前、不移時日、
可偃降幡而來服、若匍匐膝行、於遲延者、速可加征伐者必矣、勿悔、不宣、

其雄志亦壯なりと云ふべし。孫七郎の姪に原田喜右衛門なる者あり、書を携へて呂宋に赴
く。總督ダスマリニアス書を獲て頗ふる怒りしと雖も、當時西班牙より新に獨立したる和
蘭共和國は、氣勢隆々海上に横行し、商館を蒙落奇斯島に置き、軍艦を派出して西國船を
波上に襲ひ、更に進みて比律賓を攻撃するの情態なりしかは、更に我國の怒を買ふて憂患
を重ぬるを欲せず、乃ち力を竭して喜右衛門を款待し、ルーブ、ツリヤノを以て使節と
し、同美尼簡僧マリアン、コポーを隨へ、日本事情視察の意を以て我に來朝せしめたり。當
時總督が太閤に贈りし書の大意に云、此島は西方なる富強國西班牙に屬し、臣は唯其王の

使臣來朝

臣たるに過ぎず、臣の職は此群島を守るに在り、則ち敢て尊命を奉ずるは是れ臣下の分として能はざる所なり。然れども交親を厚くし、互に利し共に益するは、是れ臣の深く冀ふ所、殿下幸に之を聽せよ、通商の約款に至りては、使臣をして謹て命を執事者に受けしむべしと。ツリヤノ一等那古耶に來り、太閤に謁し方物を献し、使書を呈す、日本西教史に由るに「ポ」長崎に著し、使書を原田、橋田二人に與へて翻譯を求む、二人其文旨を變更し、太閤に聞すらく、總督は西班牙王に聞し、其許可を得て、而後土を献せんと欲するを以て、姑らく其命を緩くせんことを乞ふ旨を以てせりと。本國に乞ふて地を他國に献す、理に於て之れある可らず、然れども始め原田は、太閤の傲慢の書、必ず呂宋の憤怒を致し、呂宋の不禮の行爲、必ず太閤を激するに足るものあらんと思へり。而るに太閤の意達せずと雖も、而も總督の書簡の文意、舉措共に非常に遜謙なりしを以て、未だ太閤を激するに足らざるを思ひ、姑らく事を未了に付し、更に計籌を其間に運さんと欲し、一時臨機の策を施せしにあるや知るべし。西教史の謂ふ所、果して事實なるや否やは斷せず、去れど孫七郎の計劃が兎に角茲に一頓挫を受けしことは則ち明也。

斯くて使節は答書を得本國へ向て發しぬ。彼等は途上風に逢ひ皆溺れ死したりといふ。

孫七郎以謂らく、前使既に太閤の怒を激するに至らずして去る、西國の策は從來宗教を以て、人の國を奪ふの方法に出るを常とす、如かず去て僧侶を誘ひ來り、彼れの罪を以て豊公を憤らしむるにはと、乃ち飄然麻尼刺に抵り、太閤の使者と稱し佛蘭斯西干の僧侶に説て曰、太閤心を基督教に傾くる久し、諸師日本に赴き説くと其方法を得ば、太閤必ず喜て其法を奉じ、併せて之を全國に弘布せんと、僧官之を總督に謀る、總督乃ち高僧ペドロ、パウチスタ、ペドロ、バルテルミー、ルイ其他二僧を以て使節となし、文祿二年即千五百九十四年、再び日本に送りて、果して孫七郎の言の眞にして、布教の行はるべきや否やを驗せしめ、兼て一切の國事を探らしめたり。

使節四人那古耶に達し、良馬、美服、大玻璃鏡、鍍金せる墨池、西班牙銀貨五百「マルク」を献し、太閤に謁して疊に賜ひし所の答書は使節の死に由て達せず、當時の答書は眞に公の意なるや否やを問ふ、太閤其然るを答へ、且云ふ總督余を仰て主となさんとし、且つ兵を比律賓に送らざりしを謝せんと欲し、將に自ら來らんとすと聞く、甚だ好みすへし、若

し總督來る能はずんば、其子を以て代り來らしめよと、使節をして凡夫ならしめば、此難題に驚愕狼狽し、左右言を托して倉皇逃れ還るべし、然れども彼等亦大胆の剛僧、其生を賭して國情を探偵せんと欲し、太閤に答て曰、殿下の命は謹て之を總督に傳へむ、其命を奉ずると否との分明なるに至るまで、愚僧等乞ふ留て質とならむと、太閤其言を愛し、留まるとを許し、且つ其乞を容れて、大阪及京都を觀しむ。然れども公は彼等に命して、決して基督教を説くなからしむ、想ふに彼等は心中竊かに笑ひ、探偵の目的、着々歩を進め、布教の事業さへも、意外に機會を得べきを喜び、日本人の與し易きを嘲りしなるべし。去れど彼等も亦我策士の術中に在るを知らざりし也。

使節等乞て京都に住し、寺院を建立し布教をなせり、太閤聞て之を諭止す、僧等聞かず、益宗徒を聚む、是より先是周塗派の英僧にフランシス、ザヴィヤールなる者あり、法王グレゴリ十三世の勅令を以て、日本の布教は是周塗一派の特權に歸するの規定を得たり、今彼等はパウチスタが使節の名義を以て來り、京師に傳教するを聞くに及び、長崎奉行に對し、夫の使節パウチスタが佛蘭斯西干派の僧にして、免許なく宣教するを訴へ、且つ彼徒

の心術極めて國家の爲めに危険なる旨を告げたり。

孫七郎は使節の行動を熟視細察し、今や機熟せりとなし、頃りに太閤に説ひて使節の探偵者にして、國家を奪奪するの地を爲す者なるを知らしめ、之を挑發して必ず征呂軍を出さしめんとしたり。去れど此時は証明の軍方に關なるの際にして、彼れをして意を他の方面に留しむる能はず、孫七郎の苦心も其効を奏する所なかりき。然るに一個の好機は偶然に到來しぬ。時慶長元年、一の漂泊船士佐に着けり、就て之れを問へば、呂宋より墨西哥に赴かんと欲し、風に逢て此に到れるなり。國主長曾我部氏之を太閤に報ず、太閤乃ち増田長盛をして之を査檢せしむ、西人偶地圖を出し、之を指示して其國の版圖の廣大無比なるを誇る、乃ち問て曰、西王何を以て此廣域を得たるやと、答云他の術なきなり、先づ鎊かに僧徒を遣り、之をして教を宣布せしめ、其宗徒の員加はりて、能く其國主に抗するに足るに至るを計り、大兵を送り、中外相應して其君を廢し、其土を併すのみと、蓋し彼等は此輩の同國人等が、今來りて教を日本に弘め、禁すれども聽かず、諭せども止めず、方に一問題となりつゝあることを知らざりし也。太閤聞て心に之を疾み、初めて姦僧等が彼れ

を誑きつゝありしを悟り、布教を禁ずると益嚴、令に反する者は悉く之れを捕へしめぬ。パウチスタは身の危きを知り、忽然長崎より遁れ歸れり。

彼れは一たび麻尼刺に逃歸りしが、幾程もなく、復た他の同派の僧を率ひて至りぬ。太閤怒ること甚し、孫七郎竊に慶すらく、討呂の計成る全く此時に在りど。去れど彼の朴舞は空しくなりぬ。太閤は遂に南島を伐つに意なかりき。慶長元年十一月十五日、太閤全然邪法の痕を絶たんと欲し、佛蘭斯西干派の僧及び基督教を信する者二十六人を捕へ、長崎に磔殺す、豪僧パウチスタ亦刑場に其命を終へ、事茲に落着し、亦罪を本國に問ふの擧を見ざりき。

外國の對
外策

事麻尼刺に聞ふ、衆心の激昂一方ならざりき。使者は來りぬ。僧の死屍と其の遺産とを乞ひぬ。豊公使者を延見し、盛に之を饜し曰く、死屍は其取るに任す、遺産に至ては還す可らず、是れ彼輩の凶謀吾が國帑を費すと少からざればなりと、之を待遇すること極めて洒落。歸るに臨み、書を其總督に與へ、又た物を贈る豊美なりき、書の大意に云、

御申越に相成候僧侶の儀は表向き使者と申し弊邦に参りながら此方の民に外國の妖法

を教へ込み我等の宗旨經文を癡滅し生靈を靈惑し因て以て我政府を轉覆し國土を零奪せんと企て候者に有之候斯くまで不法の所行に及び候に付き布教の儀は屹度禁止たるべき旨布令致候得共貴國の僧侶共は一向禁制を顧みず公然と其の宗旨を講談し我等の民を下人奴隸の如く自由に致さんと致候段重々の亡狀最早捨置難く張付の仕置に申付候事に御座候宗旨弘布を以て他國を奪ふの方便と致され候は貴國常々の御定策なるやの趣は當方に於ても兼々聞及候儀に御座候若し地を易へて弊邦人貴國へ参り愚民共の好事に投し我邦の宗法を説教して衆心を榮感する事共有之と致さは貴國に於ては其爲すかまに御捨置相成候哉假りにも國を治むる者は決して左様の譯には参る間敷と存候左すれば當方とても同様の儀にて臣民の爲め國土の爲め政府之威光を用ひ處分致候事必しも不思儀には有之間敷唯弊邦は貴國が是迄他國に被成候通り宗旨にて國土を取られぬ様差向きの用心致候迄之事に御座候又御申越の貴國船に積込有之候荷物を沒收候は事實相違無之候得共彼僧侶我が法度を破り候か爲めに起りたる騒動に付き出費損害等は誠に些少ならざる儀に付右荷物を以て先づ埋合せ致候は當然之事と存し一

切沒收候儀聊か譯なく横奪致候には無之候

德川氏繼て政權を執るや、其政略は外國と和し、貿易の利を收むるに在り、乃ち信印を造り、官許船を表章し、關東浦賀港を開て、呂宋船の入津を許し、一時海外貿易其盛を極めたり、此の如く内ち富國の點に注意すること深かりしも、豊公外交の先敗に懲り、力めて國外膨脹の主義を避けしかば、呂宋の外に、支那、朝鮮、東坡塞に對しても、一切海外放他主義に據り、毫も海外の事情に頓著せざりき。

德川氏の政略は此の如く姑息なりき、されど當時の武將には、鷹翼千里、志を海外に抱ける者、また決して少なからざりき。伊達黃門は大船を造り、基督教を其基本地に於て滅せんと欲し、其の臣支倉六右衛門をして、西班牙僧ソテロに従ひ、呂宋より墨西哥、墨西哥より羅馬に至らしめたり、支倉は慶長十八年九月發し、八年を歴て歸朝せしも、黃門は遂に所謂蠻國を征するの機を得ずして已みぬ。

慶長十九年、高山右近罪を幕府に得、呂宋に放たれたるとあり、彼れ彼地に於て尙ほ其從者を前後に隨へ、馬に跨り鎗を立て、往來毫も國風を變せず、元和元年沒す、當時我邦人

の呂宋に在りし者實に數千人に上りしと云ふ、今日麻尼刺に我邦人の商店を開く者、寥々一、二家なるに比すれば、當時海外往來の盛なること想見すべきなり。

元和八年即千六百二十二年、基督教潛布の事發はれ、九月西班牙僧及我信徒の縛に就く者夥し、其中長崎にて焚殺さる者二十五人、其他は皆斬せらる、後二日西班牙僧六人信徒五人を大村に焚殺す、因て更に全國に令して、其基督教を捨て佛教に歸復せざる者は、之に科するに生命身軀若くは財刑を以てし、又宣教師を輸入する者は、其人を斬り、其船舶貨物を沒し、且つ其基督教の信者を告發する者は、信者の財産を擧げて之に與ふるとを令せり、此後比律賓總督府も、亦其貿易を害すると思ひ、僧侶の我國に來るを嚴禁せり。寛永六年即ち千六百二十九年に至り、羅馬法王アルバン第八世の勅令麻尼刺に至り、日本に傳道する僧徒は、第二級の聖徒殉道者及保護聖徒とすと告ぐるや、布教熱は又もや忽然として亢進せり。之れが爲めに財貨の聚まるもの幾千金、僧侶三十六人を撰んで日本宣教師とし、直ちに麻尼刺を發せしめたり。然るに彼等はイロコス海にて颶風に逢ひ、大船碎け、幸に一死を免れしも、遂に其目的を果さざりき。

時に島原の城主松倉重政なる者あり、彼れは深く西僧の國を窺ふを疾み、進で其根本を艾除せんと、幕府に乞ふに比律賓討服を以てせり、其書に曰ふ「西洋より呂宋を支配し、呂宋は南蠻に與みし、本朝を伺ひ候故、動もすれば、我國動搖の機これあり、西洋より本朝に來るには、必ず呂宋に着岸候間、某一方の人類を以て、呂宋を攻取り、在番の者を遣し置き、西洋の足掛りを指止め候は、永々本朝の御安堵にて御坐あるへく候、御免に於ては、某呂宋に押渡り、退治仕る可く候、之に依て某領内草高十萬石の御朱印、成し下され候様願ひ奉候」と彼れは是より先寛永七年十一月十日、其近臣吉岡九右衛門、木村權之丞に令し、肥前樺島より帆を揚げ呂宋に抵り、其事情を探偵せしめぬ。未だ還るに及ばず、彼れは已に幕府の許可を得、弓銃砲各三千挺を蓄へ、將に其軍を發せんとせり。壯圖驟き易く、英雄長へに生きず、忽然として彼れは此時を以て他界に逝きぬ。

寛永十年(千六百三十三年)及び其翌十一年、幕府又大に基督教徒を誅す、傳へ云家光後年癩病患者百六十人を麻尼刺に送り、我政府は國防上貴國の僧徒の來教を許す能はず、聞く貴國の僧徒は、仁慈博愛、能く人の死を救ふと、今此に送るは、人類の尤も不幸なる者、想

ふに必ず諸名僧の哀憫撫養する所とならん、といはしめられたれば、西班牙人等は大に憤激し、已に船を沈めんと欲したるに、衆議偶ま之を受るに決し、郊外に大屋を建て、之を置きたり、今日バコに存する「セイント、ラザラス」病院なるものは蓋し之に始まると云へり。總督は使者に答へり、後來若し此の如き人民を送るとあらば、其使者と患者とを并せ、共に之を塵殺せんと。

寛永十四年(千六百三十七年)天草四郎、蘆塚、駒木根等の基督教徒、天草に嚙起し、應ずる者三萬五千、島原に渡り原城に據る、幕府十二萬を以て之を伐ち、蘭人軍艦を以て幕兵を援け、亂平く。此頃より教禁益嚴密となり、耶穌の像を畫き、四民をして之を踏ましめ、踏まさる者は之を殺す、稱して踏繪と唱へたり。全國の民をして必ず佛教の一に歸依せしめ、祖師祖先の忌日に當り、其歸依の寺に參拜せざる者は、其寺より告訴せしめ、其他人別書きに署名し、屍躰を検し、法號を授け、子生るれば宗門簿に記し、戸口檢括の法皆宗門の任となれり。

去れば同年麻尼刺總督は、全島の地方官及僧侶を會し、議して日本渡航布教の圖を絶つを

決しぬ。以謂らく是れ刑場に人を送るに異らすと。然れど奸僧の法律を脱し、竊かに我に來る者、未だ全く絶へず、寛永十九年(千六百四十二年)、和蘭人臺灣を取り、西班牙船北向の途を絶つに至り、比律賓の商人僧侶、初めて我港に其痕跡を留めざるに至れり。

南洋往來を絶つ爾來三世紀、維新の改革は新たに西班牙國と通商航海の條約を結ぶに至り、比律賓の航路復た自由となる。是れ明治元年九月廿八日の事にして、我が委員東久世中將、寺島陶藏、井關齊右衛門の三人、西班牙王國使節ゲウエドと二十四條の條約を締結し、降りて明治廿一年、吾政府は領事を麻尼刺に遣はしたるも、吾商人の彼地に商を營む者、寥々として其益を見ず、廿七年に至り、之を廢せり。今日麻尼刺に於ける我商店僅かに一二家に過ぎず、然れど二十三年、吾日本郵船會社が、横濱より馬關、下ノ關、長崎、福州、厦門、臺灣を経て、麻尼刺に達する定期航海を開きしより、彼我の貨物は自由に双方を往返せり。今や戰勝の結果、臺灣及其附屬諸島は我版圖となりぬ。帝國と比律賓との關係、更らに一層の密通を加ふ、經世家の漫過す可からざる所以也。

第五章 政府及地方行政

群島の西班牙領地に宣告せられし以來、一時島政の權は専ら陸軍軍人の手裡に歸したり、後ち時勢の變遷に隨ひ、或は海軍將校の長となりしことあり、行政官の庶務を總理せしことあり、或は司法官、或は僧侶、殆んど確然の成規を見ざりしが、近年に至りては、陸軍將官を以て總督に任じ、三年を以て其期限となすこと常例となりぬ。

征服の初めより、西人は殖民地を分て州となし、州を細分して軍區となせり。此軍區を「エンコンダス」と稱し、之に管領者を置き、「エンコンメンデロス」と曰ふ。任期三年を限とし、彼等は收税受負人の如く、人民と中央政廳との間に立ち、一定の租税を納めしめたり、去れば彼等の中には民財を苛斂して、自家を肥せしもの甚だ多く、民の怨府となりて、叛民の殺戮に罹りしもの亦多し。元と此職は勳功の賞として、授くるとなりしも、後には金を納めて官を買ふの慣習を生じ、其職に任ずる者は、暴戾放恣、惟々民の膏血を絞るを知れる耳。後に至り此「エンコンメンデロス」の官は廢せられ、亞爾加爾泥と稱する司法官

替はりて軍區を管理せり。彼れは年俸に於て實に僅々たる金額を有せり（概ね六十磅許に止る）、去れど彼れは別に商業を營むの特權を與へられたり、但し此權を得るには彼れは若干の金を其中央金庫に納めざる可らず、或るものは其年俸六分の五を納めり、或るものは殆んど其全額を納む、斯の如くにして之を求むる者は争て至る、或る將官の如き之れを得んが爲めに、其年俸三千弗の全額を抛ちたりといふ、到底清廉の制たるを得ざる知る可し。亞爾加爾泥の制度は年を経て弊害益甚しく、此職に在る者は、全然其區内の商業を獨占し、買ふに自己獨定の定價を以てし、賣るに普通の市價を以てす、土人の米穀其他を以て租税を納むるもの、受るに其私定せし最低の價格を以てし、國庫に納るゝに實價を以てす、彼等は又土民が鬼神の如く恐るゝ皇帝の名を以て、民の力を役し、財を徵する自在なり、されば逃亡人、水夫、理髮匠、奴僕の輩にして、一旦變じて「亞爾加爾泥」となり、行政官となり、軍隊長となると屢々之れあり。大凡斯る數百年の秕政失錯は、今や全然白哲人に對する尊敬の情を滅却し、土民の眼には唯其暴戾怖るべく憎むべき惡鬼の幻影を映ずる耳。千八百四十四年に至り、勅令は官吏の商業を營むを禁ぜり。抑も已に遲し。

マリナ、クリスチナ女皇攝政の時に大改革行はる。千八百八十六年二月廿六日の公布に係る全群島の行政官、即ち州長を十八人とし、亞爾加爾泥の職を裁判事務のみに制限す、是れより行政官の過失を訴ふるに、同一人たる裁判官の法廷に於てし、被告と裁判官との同一人なる恠事は止みぬ。各州應には州長の次に書記官を置き、以て之を補佐せしめぬ。現今は須屢島を合し、全島に十九の行政應即ち州應、三の大軍區、四十三の州軍區、四の海軍區あり。蓋し州軍區は州の細分にして、軍事の關係に於ては、大軍區應の管下に在り。千八百八十八年の豫算表に由れば、總督の年俸は四萬弗、總督府費用總額四萬三千七百八弗、麻尼刺民政廳長官年俸五千弗、廳費二萬二百四十八弗、一等州應（八個）長官年俸四千五百弗、二等州應（七個）長官四千弗、三等州應（三個）長官三千五百弗なり。大軍區はツィサヤス區費一萬四千九百七十五弗、民打腦區費一萬七千八百二十五弗、佳威貞區費六千五百九十六弗六十六仙、小軍區費合計四十六萬四千六百六十四弗三十仙、海軍區費は三十三萬三千八百八十三弗なり。民政廳長官は總督を代表し、其訓令を部下各地方に傳へ又之を施行す、且つ警察を主宰し、

屯兵を用ひ、邑長に命令を下し、初等教育を管督し、山林土地の讓與、徵兵、收税、郵便、監獄、救助、衛生、農工、修繕等を司る。

民政廳長官は上に抗せず、民を暴せざるるときは、安樂に生活することを得べし、去れど別に一事の忘る可らざるものあり、其境内僱侶の歡心を失ふ可らざること是れなり、若し一たび彼等の憤怨を買はん乎、其中傷を蒙らざるものは殆んど罕れなり。蓋し寺院の力は能く民政長官を黜陟するに足るものあればなり。抑も占領以來、長官の力を以て農商其他の事項に關し、改良を施せしことは殆ど其例なし、此の如きは何故ぞ、曰く此輩長官は皆黨與に憑依して、位置を得たり、故に其在任官偶々銳意民益を圖り、謹恪法に遵ふと雖も、一朝内閣に變動ある(甚きは僅々閣員一人の進退ある)ときは、忽ち其影響を此民政長官の身上に及ぼすを以て、彼等は遂に心を安じて事に従ふとなく、又治下の成績を見て自ら樂まんとするの獎勵心なし。之を以て田荒れ、道破れ、水溢れ、橋墜ちるも彼等は之を顧みざる也。時には開道修路架橋若くは裁判所新築の如き豫算を爲し、之を麻尼刺中央府に申請することありと雖も、中央政府は常に之を高閣に束ね、地方の費用に充つべき租税は、

中央會計官之を擁して支出するを肯んぜず、志あるの長官と雖とも復た施爲する所ある能はず。

今左に一州の例を擧げ、地方税の如何に用ひらるゝかを示さん、地方改良の爲す能はざる所以、以て知るに足らん、

アルバニー州地方資本

(千八百八十六年より同七年に至る)

州 收 入

度量衡燒印税	一、四九〇
打球戲税	三六〇
家畜賣渡税	一三六
賦役忌避罰金の百分九十	一、五〇〇
賦役免除料	八五、二〇九
車税	四、〇〇〇

報告計

中央金庫収入

九三、六九五

公市場商人の納税

七、〇五〇

家畜屠殺税

一一、〇九八

蘇の州内賣捌税(蘇商として免許を得ざる臨時の賣捌人に課す)

四〇

中央金庫に入るべき罰金の百分の九十

二六〇

支那人に科する地方税

二九四

十分一税の上に課する百分十税

七〇

家財の上に課する百分十税

三一〇

工業免許の上に課する百分十税

五、七一〇

「亞爾加兒」免許の上に課する百分十税

二、五二五

合計

二八、三五七

斯の如くにして此州は右の年度に於て、十三萬三千九弗といへる豫算超過の金額を實際國

寄税

庫に納めり。

右の外に社會の非常準備税として、各都會に課する地方税あれども、是れ亦麻尼刺政廳に於て濫用するのみにして、曾て其地方の利益をなしたることなし、パウアン(パタンガス州)の僧嘗て人に語て曰、單に余の寺領のみにて、地方資金に納むる所三十萬弗に下らず、然るに非常の困難を生したる、千八百八十二年虎疫流行の際、中央金庫の補助を求めたるも、竟に之を許されざりきと。

道路と官舎の廢損

民政廳長官は一弗と雖も地方の改良を爲す資金を有せず、故に橋あり破壊するも、之を修復する手段なし、偶々近地の邑長奔走周旋し、赤貧の村民其膏血を集め、此に筏を泛ぶることあらは倖なり、若し然らざれば幾百千の旅人は、衣を褰けて水を涉らざる可らず、若夫れ邑長の官署法廷の如きも、多くは唯竹と椰子との葉を以て編みたる小廬に過ぎず、或は然らざるも炭々たる古屋、數百歳の風雨を経て、傾椽破椽將に覆らんとして未だ覆らざるもの、甚しきは曾て官署の設けなく、事務は邑長の廬に之を行ふことあり、或實檢者の言に曰、余嘗て某の都會に於て裁判所を新築し、其半成らんとしたるを見たり、十五年後再

此を過ぎしに、其成れる部分は前年より毫も加ふる所ならず、既成の所は纔かに覆ふに屋を以てせるも、其未成の部分に至りては、屋なきを以て石壁の外は盡とく腐朽腐頽せりと。

翻て道路の状態如何を見るに、一年中徒歩、馬背、若くは水牛背を以て往來するに耐へ、時々通塞の別を生ぜざるものは、官道中其十が二に過ぎず。雨季に至れば、比律賓の官道は、泥濘深く往來に耐へざるもの殆ど十分六に居るといへり。旅客が短艇、水牛艇を用ひ、海に傍へる道路を歩せずして、水に依りて往來するが如きは、實に千古の奇談ならずや。就中最も奇怪に耐へざるは、政府が管に道路を修めざるのみならず、又法律を以て私人の自費を以て、道路を修繕するを禁ぜざる事なり。然れど實際の必要上、私人が道路保存の爲めに、時日と金銭とを費靡すること、年々決して少額ならず。

群島の成法に於て、住所を有する成年の男子は、年々十五日間の賦役を盡すの義務あり、而して免除料を納むれば、之れを免るゝことを得るの制なり、千八百八十八年の豫算に由れば、全群島の道路開修の爲めに用ふる金額は僅々十二萬弗に過ぎず、而して麻尼刺の總督

府が、地方長官に諭す所如何と顧みれば、地方改良の爲めに勞力を用ゆることよりも、寧ろ力めて夫の免除料を納め、以て中央金庫を阜にすべしといふに在り、彼の眼中には道路の改良なし、往來の艱易なし、民人の苦樂商業の隆替なき也。故に地方往來の不便は、今日の制度に於ては、決して之を救ふこと能はざるものと知るべし。

元來西班牙人は自立といふことを思はず、東家の子弟、西家の青年、賢となく、愚となく、仰で政府に用ひられんことを是れ望み、自己の能力は之を措き、只々官の力に由り、名譽と利得とを得んと欲す、彼等の胸中には自己の類に汗を流して、日用の糧を得るの精神は毫毛もなし、彼等は國幣を視ること福祿の源泉の如く、租税に衣食する輩獨り揚々得色あり、若し自力に依頼して生活せんと欲するものあれば、彼等は睥睨して、吾れは官人なり、爾等何をか爲さんといふ。此くの如く西班牙に於ては、國內の財貨を消費する者は、之を造る者に較すれば、其比例遙かに過多なり、然れば國家の基礎たる勤勞の黔首は、常に重税を出して、此官祿に戀々たる多くの惰夫を養はざるを得ず。夫のヒスケー、カタロニヤ地方の良民をして、常に嗷々たらしむる所以のもの、夫れ洵に此に在り。然れど尙官は尊く

して、民は卑しく、一世の青年をして、衰々として惟五斗米に熱沖せしめ、擠排祿を争はしむ。亦嘆ずべからずや。

此くの如くして比律賓島は、西國官吏に在ては、宛然獲物の多き狩獵場也、馬徳立の内閣一たび交迭するや、其黨與の新たに職を逐ふて進む、猶蒼蠅の臭物に於けるが如し。田園の老夫其兒を都會に送るや、皆之れに諗けて云ふ、金を得て還れ、若し能ふべくんば正直を以て、或は然る能はざるも、金は必ず得て還れと。官人亦た此の如し、其友を此島に送るや、背を撫して云ふ、其れ金を得て還れと。

凡そ征服以來、千八百四十四年官吏商業禁止令の出るまで、官吏が此島に贏利を占むるは、全く公然の業に屬しぬ。商人が貿易上の利を得ると、別に異なる解釋を有せざりき。若し非難を受くるとありとせば、是れ官金を私用せしといふ點に在り。苟も官簿にして計算違ふ所なくんば、幾許の貨財を島内より強取するも、毫も咎めを受る所なかりき。マソルカ氏(千八百四十年)の言に、州の長官は其實純然たる獨裁君主なり、任滿ちて其地を去るや、人の評する所は、唯其金囊の輕重のみと。州の租税を司掌するには、近時に至るまで、管

財官といへる官あり、亞爾加爾泥之を監督するの責あり、然かも兩官共に其收入税額の中に就き、幾分の收入を得たり。其後又觀察官なるものを、此二官の下に置き、其會計を視察監督して、誤失私曲なからしめたり。千八百八十六年に至り亞爾加爾泥と管財官の收入は全く廢せられたり。

マソルカ氏更に曰、總督は人民に租税を米納することを許す、而して其之を受るときは、毎「カパン」銀貨二「リール」の比例を以てし、總督自ら其金額を代辨して、之を會計官に納め、其米は取て以て自己の有とす、後他人に之れを賣拂ふに及びては、毎「カパン」六「リール」八「リール」、若くは其以上の市價を以てす。故に惟此一事のみにて、總督は咄嗟の間に、元金に對する三倍四倍の利を博するなりと。氏又曰、サムパングの觀察官、或時告發せられけるが、其公訴の理由は、偽量を用ひたりといふに在りき、此偽量の一方法を以て偷みたる金額は、實に一萬五千弗以上、一萬六千弗以下に在りたり、而して此人や、年俸の額纔かに五百四十弗に超へざりしも、島中に蓄へ得たる財産は、五六萬弗の巨額に達せりと云ふ。島中官吏の狀態以て想見すべきなり。

フォーアマン氏の談に曰、余は嘗て尼處路斯島の長官を識れり、此人や良馬を率ひて其廳前を過る者ある毎に、未だ嘗て之を求めざるはなし、愚民等は其虎威を恐れ、一々之を呈せり、而して彼は其地を去るに臨みて、高價を以て之を土民に賣付け、其金を懐にして去れり。

全殖民地に邑と稱する者、凡そ七百二十あり、邑は土民を以て之を治め、時としては西班牙人を以て之に任ずることあり、邑長は西班牙語に之を「コベルナルドムシロ」と云ふ、二年を以て期となす、邑長は其大官の巡行して邑に臨む毎に、之を饗するに多額の金錢を要す、而して此費用を償ふは亦其邑民より絞り取るの一法あるのみ。

收税の目的に由り、邑を細分して更に「ペランガイ」即ち村となす、村は僅々四五十家の集合に過ぎず、村長あり、邑に警察の屯所あり、又「グアドリネロス」と稱する番兵あり、然れども番兵は時々盜賊に身を投じて、良民を害するとあり、爲めに邑中の安慰を傷つくること甚だ大也。

總督府設立の始めより、千八百八十四年に至るまで、順民は貢税を納るゝ義務を負へり、

其額凡そ我一圓餘に當る、又一年四十日の賦役に供する義務あり、之を供せざるときは凡そ我三圓の免除料を出さざるを得ず、而して實際に就て言ふときは、供役者として記入したるも、眞に勞働したるに非ず、免除料とてもその中央金庫に入るもの、甚だ少きを見れば、其間秘密の存在する乃ち知るへし。而して此類の不正利得は、西班牙官吏の間に於て「カイダス」即ち餘滴と稱し、毫も之れを恠訝する者なし。

第六章 比律賓島豫算表

比律賓豫算表の國會に提出せられしは、千八百三十九年に始まり。此年の豫算表は、國會に於て何等の感情をも惹起さざりしかば、唯一項を修正したるものにして通過せり。比律賓豫算表は何の年に於ても好況を見はしたるとなく、殊に近年の統計に由れば、其不足額少からざるを示せり。左の表は千八百八十八年以前三年の事情を示せるものなり。

會計年度	豫算	實收	不足額
一八八四……一八八五	一一、二九八、五〇八 <small>九八</small>	九、八九三、七四五 <small>八七</small>	一、四〇四、七六三 <small>一一</small>
一八八五……一八八六	一一、五二八、一七八、〇〇	九、六八八、〇二九、七〇	一、八四〇、一四八、三〇
一八八六……一八八七	一一、五五四、三七九、〇〇	九、三三四、九七四、〇八	二、二一九、四〇四、九二

又千八百八十八年の豫算表は左の如し

一千八百八十八年歳入豫算表

直税	五、二〇六、八三六、九三
關稅	二、〇二三、四〇〇、〇〇
政府專賣收入(印紙、鬮雞、鴉片、賭博等)	一、一八一、二三九、〇〇
富國	五一三、二〇〇、〇〇
官有物拂下代金	一五三、五七一、〇〇
海陸軍收入(不用物拂下、私有船舶修繕料等)	一五、一五〇、〇〇
其他雜收入	七四四、五〇〇、〇〇
豫算歳入合計	九、八三七、八九六、九三
豫算歳費	九、八二五、六三三、二九
差引	一一、二六三、六四

豫算不足

表面斯くの如し、而して同年に於ける實際上の不足額は、實に二百三十七萬六千一百七十

山林の私利

農學校の私利

奇なる税目

九〇、五〇六、六〇〇、〇〇。八十八年の豫算表に依るに山林の監督官は年俸六千五百弗、百十六人の屬僚に長として、山林を監することなり。然るに山林に支出する同年の總費額は、十六萬五千九百六十弗、其材木採伐より得たる税額の總計は、僅かに八萬弗に過ぎず。故に一年八萬五千九百六十弗の損失は、全く求官者の爲めに消糜する費費なり。又島府は麻尼刺農學校の經費に、十一萬三千六百八十六弗六十四仙を支出す、今夫れ農業を妨碍する者は、農學の智識にあらず、寧ろ資本の窮乏、橋梁道路の壅塞荒廢に在り。而して豫算は斯くの如し、是れ多數の農民の利を圖らずして、少數の教師の餉口を圖るものに外ならず。左に最も奇妙なる項目を擧んか――

收入に於ては二百七十六萬六百十三人の人別證券税(但手数料百分四を除く)(四、四〇一、六二九弗二五仙)、同上人員の煙草消費税(二二二、五〇〇、弗)、支那人頭税(二二六、二六〇弗)、同上煙草消費税(一一、二五〇弗)、商工營業税(但手数料百分一を除)(一、三五〇、〇〇〇弗)、鴉片販賣免許料(四八三、四〇〇弗)、鬮雞免許料(一四九、〇三九弗)、富國、賭博免許税(五〇一、八六二弗)、囚徒勞力賃(五〇、〇〇〇弗)。

支出に於てはクリストファー、コランパスの繼續者養料に對する負擔三、〇〇〇弗、フランド、ポールの年給の百分三十四(六八、六一八弗一八仙)、「ペーボールス」侯ファーヂナンド、コランパス養料に對する負擔(一、〇〇〇弗)、ポトシ「白露」の造幣局の鎔金鑄造師の後嗣「ベドマー」侯養料に對する負擔(一、五〇〇弗)、公使館領事館歳費本島の負擔(六六、〇〇〇弗)、郵便電信歳費本島負擔(四〇六、五四七弗一七仙)。

會計の事

麻尼刺會計本部の外に、州の會計局は四十七所に分ち、其等級を四等となし、更に分局あり、會計長官は年俸一萬二千弗を受く、本部にありて財務を總理す、全島會計の費用は十二萬八千八百六十六弗とす(千八百八十八年)。

陸軍の事

千五百九十年麻尼刺市に廓壁を繞らせし前は、士卒個々人家に散住し、必要に應じて集合するが如き情態なりし、後年此の不規則は稍改まりしも、尙ほ甚だ亂雜なるものなりき。十八世紀中イリガン砲台(民打腦島)の兵餓死する者數人あり、總督之を聞き、遂に改革を

行ひ、西國兵は二弗、土民兵は一弗の月給を興ふるに至れり。一弗二弗の月給は餓死するには優れり、然れども之を以て生命を賭し、回教兵の來寇を防ぐ、亦廉ならずや。而して此俸給すら時に支給を受くる能はざることあり。ラボ、タイタイ(ブラウアン島の北)砲台に於ては、其給せられたる額は、多く一弗二弗の正規額に達せず、其士官之を横領して一錢を給せざることあり。故に兵卒の飢に瀕するは、日常の事態にして、彼等給料を得ざるときは、是非を論せず、其腕力の能くする所を盡して、自己の餓死を救ふの策に出づまた止むなき也。當時墨西哥兵は、殆ど船便毎に此島に來りしか、彼等に對しては、一の屯所なく、一の生活方法なく、其居住に關して又一の規則なし。故に彼等は多く土民又は混血種の雇人と落ち下ることあり。兵卒の状態斯くの如し、而して士官と雖も、曾て嚴正に給料を得たるとなし。彼等が或は戦闘に惰り、或は平時に偷盜をなすも、政府は之を責るに由なからんとす、故に一旦緩急あるときは、總督は士官と契約し、士官は賞與の條件を以て、其兵數の不足を補ふ迄也。是れとて士官の本意は武勳と報酬とに在るに非ず、各人各個人の官許的剽奪、是れ彼等の眼目たる也。蓋し此群島に常備兵の組織ありしは、千七百五

十四年に在り、此大隊は墨西哥より至れる西國兵四小隊、土民兵五小隊より成れり、後來之を稱して「親兵」といへり、後之を二分して二中隊とし、各中隊の人員を増して十小隊とし、各州の徴兵を以て之に充てり。

二十小隊の組織左の如し、

大尉	一人	鼓卒	二人
中尉	一人	一等伍長	六人
小尉	一人	二等伍長	六人
軍曹	一人	兵卒	八十八人

後ち總督護衛兵を改更し、大尉を長とし、十八人を以て組成す、此時より兵卒も亦白米一「パイソント」半と、二弗六十二仙半を受るに至れり。

千七百五十四年十月以向、兵士は皆其兵營に入るとなれり。輜重兵成り、月給も二週毎に給與することなれり。然れども彼等は嚴正の規律に慣れず、脱走屢起り、乞食偷盜、有事の日尙且つ已まず。

現今の軍備

千七百五十五年砲兵四隊を組成す、各隊長月俸三十弗なり、千七百五十七年諸州に小塔を置くこと十六、歳費三萬七千六百三十八弗、其外麻尼刺の駐在兵、サンチアゴ砲臺、佳威貞の武庫及砲臺は、別に十五萬七千九百三十四弗の歳費を要す。

現今の軍備は歩兵、砲兵、工兵、短銃兵合して九千四百七十、騎兵四百七、麻尼刺市内市外警備兵四百、地方警備兵三千三百四十二、其他の兵を合して一萬四千三百四十一あり。武官は中將二人（一は總督一は副總督）、少將九人、大佐十九人、中佐三十六人、少佐七十三人、大尉百九十一人、中尉二百六十二人、少尉二百二十人、合計八百七十二人とす。

大僧正は別に野戰司令官の名を以て、中將の下少將の上に位せり、奇と謂べし。

武官年俸

年俸は總督四萬弗、副總督一萬二千弗、少將四千五百弗（出陣の時八百弗を加ふ）、大佐三千四百五十弗（出陣の時六百弗を加ふ）、中佐二千七百弗（出陣四百弗を加ふ）、少佐二千四百弗、大尉千五百弗、中尉千二百二十五弗、少尉九百七十五弗、而して警備兵となるときは大佐以上若干の増給あり。

諸軍隊の費用年額は三百九十一萬八千七百六十弗餘とす。

海軍の事

●●●●●
 海軍區は全島を七區に分つ、南部、ハラウアン、イサベル、デ、パシラン、パラバック島、
 コルレシドル島、西カロリン諸島、東カロリン諸島是れなり。

群島の海軍司令長官は、第三等水師提督にして、年俸一萬六千三百九十二弗を受く。

海軍附屬の歩兵二隊あり、卒三百七十六、士官十八人より成る。

船艦種左の如し

海軍力	船名	部類	乗組員數
	アラゴン	一等巡航艦	二二〇人
	ヴェラスコ	二等巡航艦	一〇一
	マルクエス、デル、ヂュエロ	報知艦	六二
	シレナ	スクーナル	六四
	サン、クインチン	報知艦	一二〇

セブ	運漕船	二六
アルゴス	同	五一
マニラ	同	四六
エルカノ	砲艦	五四
シエチラル、レソ	同	同
ミンダナオ	同	二三
バラグア	同	一六
ブラスコ	同	一四
マルクエス、デ、ラ、ヴィクトリヤ	廢艦	六三
カゼイテノ	同	二三
サンタ、アンタ	フェラツカ	同
ダ、マリヤ、デ、モリナ	廢艦	四二
アニモサ	同	四二

●軍港の重要なものは、麻尼刺より南方六哩佳威貞に在り。其武庫及鎮守府の長官は、三等水師提督の次位に在り、此鎮守府に守兵として水兵九十人、準備兵として二百四十四人、武庫附屬兵として一百人あり。●西班牙政府は我が征清大捷以來、我を恐るゝこと甚しく、之れが防衛策に汲々たるが如し。●呂宋スピックに於て大船の修繕をなし得る、船渠の築造に着手し、尙ほ比律賓群島の防備として、此地に軍港の堅要なるものを設置するの計畫を立てたり。●同地はサムベルス州の一村なれども、之れを裝て行々は一要市となさんと欲し、●現に土人に對し地所の無代下渡を許し、以て家屋の新築を獎勵せり。●但同地は海軍將校の管轄となるべく、先づ海兵一大隊を駐屯せしむべき豫定なりと。

●裁判所の事

民事及刑事裁判所

全島の民事及刑事裁判所左の如し、

- 上等裁判所(麻尼刺及勢武に在り獨立して相屬せず) 二
- 麻尼刺の一等裁判所 四

諸州の一等裁判所

八

諸州の二等裁判所

一〇

諸州の三等裁判所

一九

州廳の裁判所を兼ねたる者

七

判事の俸給左の如し、

- 麻尼刺上等裁判所長 七〇〇〇
- 勢武上等裁判所長 六〇〇〇
- 一等裁判所長 四〇〇〇
- 二等裁判所長 三〇〇〇
- 三等裁判所長 二〇〇〇

千八百八十九年の調査に由れば、●既決の囚徒の數合計二千四十五人、未決既決囚徒監獄費用八萬二千六百七十二弗七十一仙なり。

アラランダア總督たりしとき、島内に犯罪人増加せる甚きを憂ひ、●盜を捕するに盜を以てす

るの方策を執りしことあり、一時は其効を見たりしも、弊竇次第に生し、強盜殺人、其他の兇漢に對するすら、裁判官の處置、寛弛せるに至り、甚しきは判官犯罪者と商議したる上、刑罰を宥恕するか如きの亡狀を致し、犯罪必罰の望殆ど茲に絶ゆるに至れり。故に警察は能く其職を勤め、犯罪者を逮捕する巧なりと雖も、罪囚一たび裁判所の手に落るときは、社會は殆んど十分の保護を得るの道なく、惡漢は殆ど懲戒せらるゝの方法なし。囚徒は裁判宣告の後、或は直ちに解放せられ、或は一たび獄に投せらるゝも、之れが逃亡を默許せられ、或は懲役場に入れらるゝも、恰も雇人か雇主の業を執るが如く、鐵鎖の牽制なく安樂に耕作せしめらるゝが如き、其狀全然無政府に類するものあり。

フォアマン氏サン、ラモン懲役場に於て實檢せし所に由るに、氏か監獄長の宅に在りて調査せしとき、在獄者合計一百五十人、皆殺人、偷盜、兇徒囂集等重大の罪をなせし者なりしも、其待遇の寛裕なる曾て鐵鎖を附せず、食粗ならず、屋惡からず、其刑罰と稱すべき者は、唯常人の爲すに耐ゆべき、安易なる日々の勞役ありしのみ、氏逗留中鐵鎖を附せし者只一人を見たり、此囚徒は非常の重罪を犯せし者なりと云ふ。此監獄に於て、囚徒等共

謀して押丁三人を殺せしことあり。皆パシラン島に逃れしが、其巨魁は其島に於て酋長の如き者となり、「バウリヤ」といふ尊號を以て、安全に居民に臨み居たりといふ。

犯罪後時日を経過し、社會の記憶漸く薄くなりたるときは、政府は其の犯罪人を地方より麻尼刺の監獄に移し、此より密に放免すると罕ならず。

訴訟の不規律

此島の事情に通したる者は、盜を捕縛するも之を起訴せんとするものなし、何となれば民事刑事を問はず、比律賓島の訴訟の如く、不正不快不幸なるものは、復た人間に在る可らざればなり。代理人や、訟師や、狀師や、公證人や、其裁判手續の煩密なる、起訴者をして屢其費用に煩悶せしむ。而して多年之れが裁判落着を得ることなし、若し久ふして裁判を得るとも、之れが執行を得るとの難きは、猶ほ裁判を得るの難きがごとし。則ち判決既に下るも、その遺漏錯誤を名として、屢覆審を請求するを得、民事として既に定れば、敗訴者は之を刑事と變じ、刑事として定れば、之を印度法(印度法なるもの曾て此島に布けり)に照して覆へし、忽にして羅馬法、忽にして勅令、忽にして島府訓令、其他此島に力ある、古今種々の諸法律諸規定に由りて、互に抗辯底極する所なし。此の如き裁判所に訴を起し

て、満足を求めんと欲するは、木に縁て魚を求むるよりも愚なり、一たび比律賓裁判所に訴を起せば、豪富と雖も其家を破らざるは罕れなり。

惡漢富豪
を苦しむ

西班牙法律の紊亂、西班牙法官の惰慢、此の如く夫れ甚し、惡漢は之を利用して他人の家を占領し、法律を楯とし多年住居することを得べく、又一錢を有せざる奸徒、富豪を誣告し、長日月の争訴の後、遂に之をして破産せしむることを得へし。此等の惡弊は、射利の爲め、屢狡請なる狀師輩の間に行はるゝとなり。故に法律家と稱する者市街に充滿し、波濤を平地の上に起さしめ、争鬪を親友の間に生ぜしむ、實に此島の疫神たり。近來狀師の免狀は、之を大學又は高等學校より出すに至れるを以て、其弊少しく改まりし者の如し。

第七章 僧侶の勢力

始め西班牙人の群島占領に志を抱くや、彼等は先づ砲聲劍光を以て内地に入り、暴力以て「カスタイル」の主權を認めしめたり。而して之に繼ぎし事業は、宗教を以て其慘痛の記念を遺忘せしめ、新服の民をして平和の生活に慣れしむるに在りき。少くも最初二百年間の

暴力に次
ぐに宗教
を以てす

宗教力は
國家力に
勝れり

歲月、其土民を服従し、之をして事物の新秩序を知らしむるに於て、宗教力に成りし功績は、遠く國家の成せし所に勝りたり。土民をして西班牙の主權を認め、歐洲文華の指導に従はしむるの事業に至りては、到底馬上を以て之を完成す可きに非ず、宗教的訓諭の力其多きに居らずんばならず。夫の自己の意思に従て動作し、一の法規禮儀なき民族を制して、其情慾と直覺のみに率由する行爲を節せしむるか如きの事業は、實に亞陀涅多繼續者の任務たらざる可からず。抑も靈魂を永死より救拯すといへる題目を、旆旗に掲げ、他人の土地を掠奪するは、實に宗教狂者非立布第二世の素志にして、其之に屬せる將卒も、與に斯心を以て心とし、而して豪膽敢爲の僧侶輩も、其自己の利益と符合せる限りは、之を贊助するに躊躇せざりき。

斯くの如くして僧侶は民心を攪り、衆望を博する先登者となりぬ。彼等が温重莊嚴の辭色、高遠詭幻の談説は、無智蒙昧の社會に、盲信的瞻仰を博することは、實に驚くべきものありき。僧侶の命令は官署の法律に勝ると遠くなりぬ。蠻民の官吏を視る、以謂らく是れ尋常の人類なり、被征服者の意思を壓倒して、自己の意思を肆行する人類なりと、而して彼

蠻民の見
る官吏を
僧侶

物質上の
要求あり

内亦反對
派あり

僧侶の不
清淨

等は僧侶を見る、恰も人類以上の活物の如く感じぬ。其十字架下に言述する所は、此迷信的人民に對し力あること、政令軍威に倍蓰するものありき。智識は盲従心を排す、斯る信仰も今は消散を免れずなりぬ。其稍々發達せる土民等は覺れり、僧侶が力むる所は、必しも單に精神世界の爲めのみならず、物質世界別に求むる所ありと。此れより僧侶の勢力は復た昔年の如き能はず、一年に落下し行けり。且つ夫れ羅馬教の勢力を有ちし所以は、主として命令の一途に出で、運動の一致を得るに在りき。若し其僧侶一人の怒を買ふときは、彼等の全軀が悉く其仇敵となるを恐るゝに在りき。今や土民の信仰が一方に減すると共に、彼等は此の如き聯合制し難き教派に屬する、僧徒の寺領に臨むを疾み、之れに易ふるに、俗間獨立の宗派を以てし、且つ職權を劃然精神界に止めんことを熱望する改進黨の人士を、脚下の敵とし發見しぬ。

今一つ僧侶全軀に對する不平は、彼等が品行の正直ならざるに在り、彼等が俗人より一歩も優れる者に非ず、との斷案は、全島の事情に通ずるもの、誰れしも下さる能はざる所、羅馬教中托鉢派の僧にして、清淨を以て教律となせるものにして、兒女の膝を繞る

219066

咄々

を見ることあり。彼等は素貧を以て教律とせり、而して其實は美衣佳屋、珍羞自ら飽くを見る。此にフ・アママン氏の實驗譚中多くの例あり、一僧あり貪婪にして博奕に耽る、彼れは屢其禮拜堂の講壇上より信徒に向ひて、公然富國賭博の廣告をなせしことあり。又嘗てセント・ジョセフ教會といへる、婦人の教會を設け、其會員に負はしむるに、富國券を携へ、街衢に呼び賣るの不名譽なる義務を以てせしことあり。或時は某豪農に物品を要求し、之を拒まれしを憤り、他の西班牙人と密謀し、右農夫は其所有地に對し、眞に所有權を有する者に非すと訴へ、以て之れが田圃を奪はむとせしものあり、彼が企は成らざりき、此に於て方法を變し、邑長組長を瞞着して、己れに黨せしめ、以て怨を復せんと企てたり、再び成らず、此頑陋なる老僧は暴怒の餘、地方裁判所の力を以て邪謀を濟さんと欲し、其邑を去りしといへり。

千八百八十八年の六月、フ・アママン氏其友人の家に寓す、適き一僧の行李某所より到り、主人は之を保管するの依託を受く、然るに其行李は潮水の爲めに浸されしかば、此僧の同僚なる僧の請求に従ひ、主人は其行李を釋ひて、其中なる品物の廢壞を防がんとし、フ・ア

マン氏も亦之に手を假せしに、其行李の中所寫書、禮服、宗教書、聖徒の畫像と相雜はりて、奇怪にも最も猥褻なる繪畫十數枚を發見せり。

千八百八十一年、某といへる僧、種々の犯罪に由りて、告發せられしが、其中殺人の科さへありき。八月の頃、フオアマン氏は、マラヨに抵り、其邑の裁判所に於て、馬を借らんことを求め、其屋内に待ちけるに、衆民麁集叫號し、刀を揚げて氏を撃たんとせり、左れど氏は直ちに拳銃を擬し、之を防ぎしかば、喧騒良久ふして、衆はばら／＼に退きたり。

其理由明かならざりしが、翌朝に至り其原因初めて知られぬ。始めベルヂゴンといへる軍吏、令狀を以て此兇僧を逮捕せんとせしに、此僧の家族罪を遁れんと欲し、ベルヂゴンは悪魔の憑る所となれりとの流言を放ち、土民を指嚇し、此軍吏なるべしと見ゆる歐洲人は、悉皆屠殺せしめんと企て、皆こそ此に至りたるなり。

土民の迷信を利用して、僧侶の財を鉤るに巧なる亦驚くべし、全島に遍布する十字架偶像の類、庶民の渴仰を得る者、實に樓指に暇あらず、今其一二を擧げん乎、パウアンの村に、一の十字架あり、疫癘、水旱、蝗蟲、海賊、強盜、苟も災害あれば人必ず之を禱る、今此

十字架の信用を博せし由來如何にと聞くに、千五百九十五年、パウアンの諸組長布告して曰く、邑北アッタグタグといへる地は、幽靈及悪魔の巢窟となれりと、從來此地に泉水あり、近隣の民其用水を此に汲むを常とす、今此傳話を聞くに及び、彼等は恐れて敢て此に近づく者なし、一組長あり實を檢せんと欲し、來りて此邊に彷徨す、適ま泉邊に一の取屋あるを見、其一柱を取りて十字架を爲り、之を建て以て悪魔を禳はんとせり。後ち一野人あり、妻を携へ此位地に移住せしか、彼は其妻に命じて往て水を此泉に汲ましめぬ。妻已むを得ず、就々として器を携へ來りしも、彼女は遂に此泉に近づく能はず、空しく十字架の傍に踟躕せり、奇なる哉、忽ち其字の一枝より、清水は迸り出でぬ。彼女は之を器に盈て歸りぬ。幾程もなく是の話遠近に傳はり、此十字架を神異となし、燭を燃し拜禮する者、日に陸續として斷る暇なし、ロサリオ村の僧、此地の總領職たるタールの僧に逢ひ、告るに其奇事を以てす、彼れは來りて其十字架を見、亦之を靈としぬ。是れよりパウアンの助僧は、之を己れの寺中に移さんとし、タールの僧亦取りて財源となさんと争ひ、彼れは先づ人を遣はし、之を掘らしめたるに、會々雷雨俄かに作り、工人恐れて中途に止め、架は

遂にパウアン寺僧の有となりぬ。爾後四方より來り拜する者益多く、寺僧の之れが爲めに得る所ろ貴られざりき。次に勢武の聖兒と稱する基督幼時の像は、其島の海濱に出でたりと云ひ、亦信仰者太た多し。カサイサイの貴女といへる像は、タールの近地カサイサイに在り、人民其威靈を信ずるの篤き、此像ある島と墨西哥との間を往來するに當り、船バタソカスを過れば、必ず祝砲を放つと云へり。全島中尤も顯著なるものは、アンチホーロ村の「海上安全及平和の貴女」といへる像に如くものなし、來拜者が此村に費す所の金額は、年々無慮三萬弗に下らず、僧侶その畫像を賣り、念珠を商ひ、利得する所又夥し。

此の如くして、姦僧等が廻らす手段は一にして足らず。木像泥塑を山野に埋め、之を掘出し、其緣由を神奇にするあり、頭を掉り手を搖かすの傀儡を作りて、愚民を瞞着するもあり、或又死僧の追善に托して金を徴する者あり、或は無兒の婦に孕ましめて、其報を收むる者あり、寺院の腐水を賣て神水と稱し、聖徒の木畫像を箱中に置き、箱の前面を覆ふに硝子を以てし、道路に出して路人に硝子を接吻せしめ、錢を集むる等の下劣なる業を營ましむるとあり。

西班牙の僧徒は、基督教を宣布し、他の教法を排撃することに於ては、非常の熱心を有するものなり。故に今日群島中、獨立若くば半獨立の民と稱する者を除けば、皆之を基督教と稱することを得べし。而して管に基督教一宗が、此社會を統一せるのみならず、尙ほ羅馬舊教といへる一派の下に、全民を包括せるを以て、國家の側面より觀察するときは、能く其目的を達し得たり。然れど此地に於て、所謂基督教信者なる者が、宗教に關して得たる理解力は、幾何の程度まで到徹せしやと云ふに、淺膚單薄なる、所謂宗教の精神内質殆ど知る所なきを見るべし。其觀念は、物質的實形的にして、抽象的の理解に至りては、殆ど闕虧し、祈禱、讚美、拜跪、懺悔、其他形式教律の遵奉を以て、宗教其物なりと認定せり、若し土人が教會に參集するは何故ぞと問ふあらば、是れ慣習然ればなりと答ふるに過ぎず。「マッス」の式に於ても、亦新襦を着くる能はざるときは臨まず、以謂らく是れ禮式に背く。邑長は大「マッス」日に其僚屬を率ひて、會堂に臨むの義務あり、或邑に於ては、邑長にして日曜日又は一定の祭日に會堂に上らざるときは、杖刑又は金刑を加へらる。其宗教の皮相に趨り、精神を失へると此の如し。唯婦人に對しては、此の如き強制手段を用ふる

羅馬教は
便利感化
に便する

の必要なし、彼等は宗教三昧を以て始終し、其一生の強半は、マリヤ及び諸聖徒の像を拜すると、懺悔をなすことを以て、消磨する者なればなり。

羅馬教は基督教の中に於て、特に未開人を教化するに便利なる宗派なり。是れ眼目の上より注入するを先とし、其心神上より悟入するを後にすればなり。森嚴の法式、金玉の修飾、煌耀たる衣冠、赫灼たる行装、是等は理性に乏しき人民に、教理の高尙、教制の神聖なるとを想像せしむるに於て、偉大の効力あると疑を容れず。

千八百八十八年七月の「デアリオ、デ、マニラ」といへる新聞に、土民宗教の哲理に關する一奇譚を載せたり。云、或人牛乳配達夫を尤めて、其乳中に水を混ぜしを責めけるに、配達夫も初めの程は此事なしと抗辯せしが、遂に其事實を自白して、尙ほ罪なしと論陳せり、其理由として彼れは云へり、成程水を乳汁に混ぜしも、余は決して之が爲めに罪ありとは謂はず、其故は余の混じたる水は、是れ寺院の聖水なればなり、故に余は純良の乳なりと偽り、混合物ある不良乳を賣りたる罪はあれども、此罪を犯すと同時に、罪障は聖水の功德を以て、早く既に消滅したるなりと。

牛乳配夫
奇談

教會の組織

群島全地の宗教制度は、麻尼刺に大僧正一人あり、其下に僧正四人ありて、分轄支掌す、其分轄所在地は、ニエツア、セゴヴィア、勢武、ジャロ、及ニエツア、カセレス是れなり。

寺院は其支給を國幣に仰ぐ、總計年々七十五萬弗。

僧官に任せられたる者は、從來西班牙人より十分一税を受け、土民より教會税を受る規則なりしか、十分一税は今日殆ど有名無實の状態に至り、獨り教會税のみ行はる。千八百八十八年の豫算表に由れば、此額四十九萬六千九百十弗（但一人毎に十八仙四分三、人口二百七十六萬六百十三其手數料百分四を減じたる額）なりとす。遊行傳道師及新地の寺領僧は年俸として六百弗乃至二千二百弗を受く。

麻尼刺寺院

大僧正年俸	一一、〇〇〇、〇〇 <small>仙</small>
其他諸役僧年俸	四〇、三〇〇、〇〇
諸雜費	三、〇〇〇、〇〇
合計	五五、三〇〇、〇〇

僧正領

ニエヴァ、セゴヴィア(イロコス)

六、〇〇〇、〇〇

勢武

同上

マタロ(伊呂伊呂)

同上

ニエヴァ、サセレス(カマリチス)

同上

アークスの宗法裁判所理事(國庫支出)

五、〇〇〇、〇〇

ロスバニ、オスの軍營附教師

一、二〇〇、〇〇

須履の傳道師

一、〇〇〇、〇〇

役僧(僧正以下の職)

麻尼刺傳道事務所

一、七〇〇、〇〇

カロリン島ベリ、島派出の僧十二人國庫支

四、八〇〇、〇〇

給の者(三百弗の者六人、五百弗の者六人)

一〇、〇〇〇、〇〇

傳道師往還費

上記の項及其他の教會、傳道、僧坊等國庫支出の總金額

七二四、六三四、五〇

僧侶の收

彼等の殘忍

以上國庫支辨の外に、宗教諸團體の收入は頗る多し、彼等が香港に敷きたる資本金は莫大の額に達せり、特に王須鎮、同美尼簡諸派の僧徒は、麻尼刺近郊に廣大の美田を占有し、之を其地の農夫に貸與せり、尤も其の方法は殘忍酷虐にして、嘗てラクナ灣頭の田地、僧徒に屬するものあり、其小作人は自費を以て諸種の改良を加へたるに、地主なる僧徒は、之に由りて忽ち其地代を上したり、斯る例は少からず。借地契約の如き、名義上三年を以て期となせども、僧徒は極めて狡猾の方法を用ひて自ら利するを常とし、小作人は毫も自ら權利を主張するの道なし、土民が僧侶に對する怨讟の一半は、實に此借地手段の殘忍なるに因る。

僧徒の收入は土地又は貸金に止らず、法王の教書、祭肉、畫類、書籍、念珠、贖罪等の專賣、或は婚禮、葬式、洗禮等の謝金、靈魂濟度料、献納蠟燭の殘餘、其他有らゆる義捐喜捨の名義を以て、濫集する所誠に巨大なり。而して年々の實費を消却したる殘金は、皆麻尼刺の共

同傳道事務所貯金として藏せらる。彼等の氣炎勢力、能く人を死活する所以は、實に此金庫の力多きに居れり。全島宗教の各派は、馬德立に幹事を置き、緩急の際常に其在群島自派の利益を防護す、斯くして教會全體は、一團躰として斯の巨額の利益を受るも、自己よりしては曾て半文錢をも俗間に出さず、政府に對しては脱俗を唱へて、法律納税の外に徇徻し、衆民に對しては、托鉢の主義に由り請求已まず、滿口義捐布施の功德を誑ひて、孤兒寡婦の貧囊を絞れども、自己は饑民の爲には曾て義捨するなし、凡そ天下多利の職業ありども、此比律賓教會營業の如く、利多きはあらじ。

西班牙に於ては、ツフルラドリット、オカニア、モンテ、アクトの三所に於て學林の設立あり、専ら比律賓弘教の教師を養成す、徳服の後暫時は、政略宗教の臭味を帯ひ、總督も亦信教を以て聞へたる者あり、島府教會の間、其方鍼相抵觸することなく経過せしも、日月の移遷と與に、雙方同じく自利の我意を主張し、猛烈の競争其間に湧出し、島政の進歩、之れが爲め妨礙せられたること亦實に甚し。總督コルキエラ(一六三五年——一六四四年)と大僧正との爭議は、罪人の寺院に隱伏せるを、總督が捕縛して之を其寺前に刑したるに

起れり。大僧正は是周塗派の僧侶か、己れを援けすして、反て總督府に左袒せしを憤り、之れか布教を禁止せしに、諸僧の會議は大僧正の議を是認せず、次て大僧正の放逐となり、總督の被告事件となり、其無罪となりて終れり。

チエゴ、サルシドー(一六六三年——一六六八年)總督の時、大僧正と葛藤を生し、彼は一時之を凌きたりしも、遂に捕へられて本國に送られ、船中に没せり。

ナীগス(一六七八年——一六八七年)總督の時、亦大僧正と權力を争ひ紛擾せり。ルエタ(一七一七年——一七一九年)の時に至り、大僧正の政權を奪はんと劃策するあり、僧侶之を知り、兵を擧げ政廳を襲撃し、遂に總督を殺し、島政を掌握すること九年の久しきに及び。其他政教兩權の爭議一にして足らず、僧侶法衣を以て政柄を持すること前後四回、而して常に官吏の僧徒と相争闘するのみならず、宗徒各派互に相反目し、動もすれば輒ち争擾を醸す、今に至りて絶へず。

第八章 麻尼刺市

麻尼刺市は呂宋島巴志虞河口南岸の地に在り、北緯十四度三十六分、東經百二十度四十七分に當り、比律賓島の首府たり。凸字鋒頭形の石壁を以て之を繞らし、長さ二哩四分一、其外を圍むに潮水及び城池を以てす。千五百九十年の建築に係り、十六世紀建築の中に於ては、其秀拔なる者の一なると疑を容れず。城池は其底面に磬石ありと雖も、數百年間の土塵腐水敗草の類、堆積沸蒸して毒氣を醸生すること少からず、故に之を排除滌洗せんとするの議ありしと雖ども、其發掘晒暴の時一齊に疫癘を發せんことを恐れ、未だ行はれず、城廓は之を壞撤せんとするの論あれども、土寇を防ぐに於ては、是れ尙ほ一の倔强なる防禦たるを以て、亦其實行をなすに至らず。

市に入るに入門あり、官衙、郵便電信局、税關、高等學校、寺寮、氣象臺、武庫、教會堂等皆此中に在り。而して市中劇場なく、「オヘラ」場なく、一として獸娛の場を有せず。一市の構造、防禦唯一の目的として成れり。千八百八十七年以後、多少公園の若き者成るに至りしと雖も、要するに街衢陰鬱、道路狹隘、更に快活の風を有せず。商業の中心は、巴志虞河の北岸に接する美隱堂島に在りて、市中に在らず。市中の商業は、獨り小賣に止り、輸出

輸入の商事に至りては、曾て之れなし。之に反し、美島に於ては、外人の商館ありて櫓を列ね、商業繁昌活潑を極めり。麻尼刺灣は周圍百二十海里あり、風濤を避るには廣豁に過ぎ、時々害を蒙ること少からず。灣口に島あり、ユルレマドルと曰ふ、之を以て港門を二分つ。島上に燈臺あり、能く二十哩を照す、巴志虞河口は二個の防波石壁の間に在り、石壁の南なるものは城廓より突出し、其北なるものは美隱堂島の貿易地より突出す、北方石壁の外端に燈臺あり、八哩を照す、吃水十三呎以下の船は河に溯ることを得べし。千八百八十七年以後、河口より埠頭に傍ふて、第一橋に至るまで、處々に電燈を用ふるに至りしを以て、夜中と雖ども舟を進むるを得べし。潮水の高低甚だ不規則にして、春時に於ては五呎に上ることあり。千八百八十七年以前は、船舶の補修には香港に赴くことを必要とせしか、近來麻尼刺灣停泊場の南七哩、佳威貞の近隣カニョオカ灣に修船場成り、二千噸以下の船を修復することを得。佳威貞に於て政府の武庫及小修船場あり、五百噸の船を修復することを得べし。

麻尼刺市及負郭の諸村は、其街衢夜中の往來に不便なり、道を照すは僅かに暗澹たる石油

燈若くは椰子油燈あるのみ。道路は更に不完全なり、排水の方法として、民舎の各區劃外に、溝渠を繞らしたれども、其排水の不充分なるか爲め、區劃内の民舎の側邊には、敗水滯滞して池をなし、熱病此より醸出せらる、故に疫病に死する者多きは、統計上常に晴季に當り、蒸氣の騰上始まりたる時に在り。

美穩堂島の貿易場は、大に麻尼刺市と其趣を殊にし、商事活潑氣象壯快なり、輸出入の業は多く英人の手に歸し、小賣商業は専ら支那人の營む所なり。而して各街殆ど支那人の住せざる所なく、晝間は敏捷なる支那人の人足等、半裸程にして荷を擔ひ、車を推して、彼此に奔走するを見る。之に反して土民は優游其間に緩歩し、毫も繁忙の態なく、土民の婦人は、人家門前の石上に踞し、其前に果實煙草諸食物を列して、以て過客の求むるを待つ、彼等が互に頭上の蝨を捫て、泰然たる様實に一種の奇觀たり。凡そ製靴製革の業、鑄造、鍛冶、染匠、家具、錫器の製造等は、全く支那人の營む所にして、土民は専ら銀工、彫刻師、製鞍師、家具の拭研者、水彩畫工、書籍釘製者として其口を餽するに過ぎず。近時藥店の土民若くは混血民の營業に屬せるあり。

麻尼刺及其郭外諸村には、驢馬鐵道あり、驢を以て馬に代ふ、更に美穩堂島よりマラホンと云へる村に至るまで、汽力を以て索引する車あり。千八百八十五年の統計に由るに、麻尼刺市の首街を通行する車は、日々九百五十輛、美穩堂島の最盛地エスコルタに於ては五千輛、此市と此島との間なる一橋を過る者は大概六千輛なりと云ふ。

巴志虞河は小汽船を以て拉虞奈泥米湖に至るべし、麻尼刺より此の河に架せる橋梁三個あり、其中一個は鐵と石とより成る。

土民は鬮雞を好むと度なし、故に千七百七十九年以來、政府は之を利用して、納税の好財源となせり。富圃亦た一の財源なり、而して之れが納税の方法は、一定の人をして受負はしめ、此の人の利得は莫大に及ぶことあり。馬税、車税、鴉片税、自家用料屠畜税、橋梁税、亦皆此方法を用ふ、富圃は元來不道德のものとして、政府之を禁じたれども、免許を得れば忽ち變じて道義的の業となるは妙也。

新聞は五六種あり、然れども政府及寺院は嚴に檢稿をなし、干涉甚しきを以て、其記事決して自由ならず。蓋此制度は西班牙政府が其本國に用ひたる政畧にして、此島民に干涉す

る怪むに足るものなし。

麻尼刺負郭には別墅遊園あり、幽致洒灑擲すべき者多けれども、力を修飾に盡すものなし。家屋は二層以上のもの罕なり。下層は人の住居に充てず、或は奴僕起居に供し、或は馬車を藏するの所となす、蓋し濕氣あるを以てなり。上層は則ち居所にして、引接室、食堂、臥房其他の私室あり、庖厨は多く別屋を用ひ、之に添ふるに浴場を以てす。屋は覆ふに鐵板を以てするを常とす。牆壁及び下層の床は、石若くは煉瓦を用ひ、上層の床は木板を用ふ。然れども本島の如き熱地に在ては、屋を蔽ふに草葉椰樹葉を以てすると、却て清涼の便あり。又地震多きを以て、屋壁の上部の石磚にて建造することは、法律を以て之を禁じたり。

温度は三月乃至六月の間は、頗る上升す。十二時より午後四時に至る間を、尤も烈しとす。故に午後の事務なき人は、一時より三時に至るの間、睡眠するを常とす。食時は概ね中食を十二時とし、晚餐を八時とす。訪問時間は午後五時より、七時に至るまでにして、九時以後を親友會話時間とす。

社交上階級の間、上下の別甚だ嚴酷ならず。土民も、混血種も、西班牙人と日常往復す。是れ互に交親を保つ所以なるが如きも、他の一方より觀察するとき、是れ西班牙か土民の輕侮を招く原因の一なるが如し。

千八百八十四年以後、清水供給の方法備はり、全市大なる便利を享るに至れり。麻尼刺市は地卑しと雖も、氣候頗ぶる健康に適せり、多年此地に經驗ある人の統計に由れば、其温度家屋内に於て、昇降七十五度乃至九十八度の間に在るが如し。一年の中十二、一、二の三ヶ月は春暄の好時節なり。三、四、五の三ヶ月は炎熱人を苦むるの候。六、七、八、九の四月に亘りて、季は霖雨の時となる。朝雨は霏々、晩雨は滂沱、極めて陰鬱の日となす。十、十一の二ヶ月は天氣不定なり。

麻尼刺及其隣接地の住民は、大凡三十萬なるべしと云ふ、階級の百分率左の如し、

土民

百分六七、〇〇

支那人土民混血種

全 一六、六五

支那人

全 一三、三〇

西班牙人	百分 一、六五
西班牙人土民混血種	全 一、三〇
外人(支那人以外)	全 一〇

颶風は年々四月以後十二月半に至るの間、必ず一度麻尼刺を害するとなり、屋を捲き船を覆すの慘は、歳として之れなきはなし、地震亦屢之れあり。

衣服
土民及混血種の過半は、「シヤツ」と「メボン」を著く、其色大抵白を用ひ、時に「ビニヤ」と稱する、一種の美布黄色なるものを用ふ、官人は「シヤツ」として裾を垂れたる者を用ひ、之れに「メボン」を穿ち、更に「シヤツ」の上に短「マク、ト」の腰に至るものを用ふ、「マク、ト」は則ち御役人の表章なり、女子は長裾を引く、其色赤、緑、白等極めて華鮮なるものを用ふ、其材料の綿たり、絹たり、縐子たり、將た其裾の長きと、短きと、皆な其貧富に隨ふ。又歐洲の胸汗衫、及首巾を用ふ、髪は頭後に束ねて、甚だ緊たし。足は室靴の如きのを穿つ。

第九章 開化せる土民の性質

土民性質
の温敏

土民の性質に關しては、之を記述せし人少からずと雖も、其認知する所各同しからず。要するに其性瑕瑜互に見れ、美惡相混し、多年經驗せる者は、次第に新材料を看出し、其論定を左右するに至るを以て、確定不動の見解を下すと甚だ難し。パツンガス州に住したる西班牙の一僧、凡そ半生を此島に送り、深く土人の性行舉措に留神して一書を著はす。其言に云、此島の土民の性質ほど、理解し難き現象はなし、其思想の源泉、其行爲の主動力、未だ曾て之を發見したる者あらず。今より後に至りても恐くは之を發見する者あらざるべし。例せば多年忠勤を盡せる奴僕、突然として其踪蹟を隠し、或は賊と密謀して其主家を害するか如きとあり。

其外貌を視れば沈靜穩和、絶て兇戾瘴惡の相なく、一顰頰ふる人の信用を博するものあり。然れども此貌以て其心裡を速断すへきにあらず、此皮肉の中に多くの短處長處を包み居れり。土民は概して其性改進を好まず、賭博を嗜み、容易に約して容易に破る。其過失を隠

惠與感謝
を知らず

蔽する、小と雖も敢て自ら告白せず。惠與を爲す者、若くは請求を聽容する者は、怯弱者なりとなし、一たひ是等の事をなす時は、其機に乗じて請求已まざるの風あり。土民を傭ふに二十錢の賃金を以てし、約の如く之を拂ふときは、彼れ固より毫も之を争はずと雖も、若し好意を以て三十錢を與ふるときは、彼れ嗷々賃金の増加を強要して止まず。呂宋島に於ては「有難」しといへる語あれども、南方諸島には絶へて之れに相當する言語なし、言語の缺虧は觀念の不在を表す、南島土人には感謝といへる觀念なき見る可きなり。土民物を乞ふときは、必ず眞偽混淆の長説を冒頭に置き、之を久ふして其本旨に及ぶ、若し全然拒絶するときは、隱に復讐を爲すこと屢之れあり。上等の土民と雖も、好意上の惠與といへることに對し、感謝を表すること毫もなく、惠與を以て美德とするとなし、下等社會に至りては、互に半文錢の贈答を通ずることなし。彼等は物を假借し、贈與するは必ず請求する者ありて後に於てする者と信ず。故に外人來りて、物を土民に贈るとあらば、彼れは之を以て愚呆の行爲となして輕侮す。奇と謂ふべし。左れば此島に抵る者は、決して贈遺を爲すべからざるのみならず、縱し乞ふ者あるも、必ず輕々許諾す可らず。長き談

贈遺は愚
呆なり

虚言を罪
とせず

判の後、其額未滿の物を借さんとを要す。否れば請求續々已む期なし。又土民は借財を以て、差つべきと歎すべきこと、なすの感なし、一たひ借れば、我自ら勞して得たるもの、如く、返濟すると殆ど罕れなり。又た彼等は盜をなすことあるも、單に其目下要する所の物を窃むのみ、他に及ばざるを常とす。又上下となく、虚言を以つて罪とせざるもの、如し、虚言を發覺せらるるときは、唯其目的を達せざりしを遺憾とするの態あるのみ。非事を爲し糾問せらるるときは、其最も遁罪に便利なる言を作す、而して其言の眞なるを偽なるとを擇はざるなり。次第に論詰すれば、次第に其辭を變轉し、其前に陳せし所、眞赤なる虚言となりたるも、平氣平心毫も頓著することなし。

睡眠を責
む

人を訪問するに、門口に於て禮辭を述る甚だ慇懃なり、時に或は其間を越ゆるに先つて、立談すること三分時間に及ぶことあり。土民は睡眠を以て最重事となし、床上に臥するの人を越へて歩するを、最も禮に戻れりとなす。故に人を訪ふも、主人睡眠せりとの語を聞きたるときは、其自ら醒むるを待つか、若くは去らざるべからず。決して急事あるを以て、更らに之れに面談を強求するを得ず。蓋し彼等以謂らく、人の睡るや其魂、体外に逸遊

す、若し俄かに其眠を驚すときは、魂は復た體中に還るを得ざるべしと。土民殊に「ヴィサヤス」民族は、沈定忍苦の性あり、其災害の身上に墮落し來らんとするも、坦然として之れを受るの勇あり、是れ稱すべしと雖も、然も他人の害を蒙らんとするを見る、亦夷然として之を傍觀するの風あり。彼等は摸倣の手藝に巧なれども、創始の才に乏しく、又屢業を移すの癖あり。

土民概ね懶惰にして、呆然靜坐し、一事をなさずして日を送ると多し。物を造るに、前金に非ざれば決して着手せず。人に面従し易しと雖も、心服せしむること至て難く、外面友情ありと雖も、内實信義に乏しく、沈黙なりと雖も秘密を保つ能はず、一時の刺撃に奮發し易きも、久しからずして果斷力を失ふ、其兒女に對しては愛情深しと雖も、動物を虐使して少しも憫まず。又逆境に落ちたる仇人を待する甚だ殘忍なり。憤怒あるも直ちに之を辭色に露はさず、然れども深く怨を蓄へ、機を竣て、必ず報ゆ。而して其罪を自認するときは、鞭撻に耐へて、敢て抗せずと雖も、若し其罪に心服せざるときは、復讐の念を藏して決して遺忘せず。

北方に住する「タガロ、グ」民族は、之を南方の「ヴィサヤス」民族に比較し來れば、其智識の進歩習慣の順良なること著し。是れ一は其首府に近くして、歐洲の風氣に感化せられたるに由るべしと雖も、必しも第二の天然のみにはあらず。其人情快活にして、善く客を遇す。邑長の如き外人を款洽し、諸種の便利を與へ、價を受くることなしと云ふ。之を「ヴィセヨス」民の貪慾にして、外人に冷淡なるに較ぶれば、其差異亦大なり。

婦人の如きも、其習俗南北に於て大に異なり。南方の婦人は、多欲にして柔婉ならず、客到れば室外に避け去る。偶々一室に會するも、語らず笑はず、人に接する極めて疎客なり。其教育亦聖徒の傳記と音楽とに止る。之に反して北方の婦人は、教育進み、善く談話し、善く禮遇し、交際の道大に開けたり。然れど概して全島の婦人、男子に比すれば、吝嗇多慾なるを見る。

然り土民は以上の短處あり、去れど亦大に稱すべきの長處なきにあらず。其家族の尊長に對して慎み深き、一家の老少懿親を保ち、遠族親と雖ども、持親失わず。親として慈あり、夫としては愛あり、女兒は慣習最も清潔を以て著はる。憫むべきは土民押しなべて、遠望

大圖を缺くことなり。彼等は唯今日を以て思慮の區域とす、後日の事項の爲めに其精神を費すことは、殆ど全く之れを見ず。茲に奇なる事實あり、土民を従僕として旅行するとき、決して糧食を準備するを須ひざる事なり、彼れ土民は路傍の民舎に入りて食し、又民舎に入りて眠り、毫も雇主を累すことなし。被備人は従順にして能く命を奉じ、且つ手指の工に敏にして、能く修補等の事に堪ふ。故に之を使用する甚だ便利にして、苟も雇主にして食を十分に給し、前金を與へ、而して之を虐使するとなくんば、彼等は老實に勤勞すべし。然れど若し一步を進みて、親切の待遇をなすときは、反て大に不利益を醸すこと多し。

土民は大團體を組織するの觀念を欠く、故に土民のみを以て革命を成すが如きは到底能はず、其性は元來勇敢なり、同等者に向ひ、若くは優者の指揮の下に戦ふときは、直前逃往懼るゝを知らず、然れども一たび其對手の優勢なるを知らば、彼等は挫折して復た振はず。彼等は冒難を好みて、怯懦退縮を賤めり、若し能く之を統率し、善律以て之を進退せば、一個勇猛の軍を爲すべしといふは世の公評なり。惜むべきは彼等の常として、掠奪を好み、

屠殺を嗜み、破壊を喜ぶの短處あることなり。前年東京の戦に、此島の兵一隊を送り佛軍を援けしことあり、其進て東京兵を討破せし功は、衆評以て佛軍に超へたりとなす。其靴を脱し、跣足にして馳突するの矯捷なること、泥地に在りと雖も、崖を跳るの山羊の如きこと、其飛躍して樹を攀る、其足の能く物を握み、昇降輕快自在なること、其裸馬を驅るの安妥なること、游泳に巧にして、水に入りて沙魚を避けず、時に或は刀を提げて、沙魚に向ふ如き、彼等の兵士たる技倆は頗る豊也。猶ほ一の尊ぶべきは彼等若し急難の避く可らざるを知る時は、自如運命に安んじ曾て擾亂の氣色なきことなり。

要するに彼等土民の懶惰の如きは、其人種に關するよりも、寧ろ團外物の淘汰に歸すべきもの多し。歐人と土民との混血種の如き、雙方の性質を稟る者も、二代を経過するときは、殆ど歐人の特性を喪ひ、全く土民的の資質に變ず、但支那人と土民との混血種は、能く數世の間支那人の徴候を遺留するを見る、蓋し其人種の特性を有つは、各自固有の境遇に關するが故に、其境遇此地と大差なき支那國民は、永く其特性を此に保つも、天然の差異非常なる歐洲の民は、之を保つこと難きに由る乎。純然たる外人と雖も、數十年間此地に寓

居する者は、其心身に於て、變化を受ること少からざるを自認することあり。乞ふ今少しく教育に就て觀察せん、政府が此殖民地に支出せる教育費豫算は、千八百八十八年に於て左の如し、

麻尼刺高等學費

八六、四五〇弗

右航海、簿記、國語、圖書、歴史、工業、商業の教育費、博物館費、圖書館費其他の經費を包含す

農學校費

一一三、六八六弗六四仙

右十學校及十模型耕作場費を包含す

普通教育費

三八、五一三弗七〇仙

合計

二三八、六五〇弗三四仙

全島教育の進歩を見ざる所以は、其教育費の少額にして良教師を得ざること、僧侶の狡獪なること二也。僧侶は法律上視學の責任を帯び、西班牙語を以て基督教理を未開の民に普及するの義務あり、故に政府は之を促すこと、一にして足らずと雖も、彼等之に任せざ

る也、以爲らく教會の利は、黔首の愚に在り、教義の尊きは盲信の間に存す、理解力進みて理義を咀嚼し、是非を批判するに至るときは、信仰乃ち頼れんと。斯くの如くして彼等は此法律を實行したるとなし、彼等の管下に在る教師も、亦曾て抗言する所なし、故に學事は衰ふるも、盛なるの望みなく、智識の進歩は依然として舊態を脱せず、西人にして土民の語(凡そ三十種あり)を學ぶの勞を執るものなく、土民固より西班牙語を能くする者ありなし。

資産家は偶まに其子女を麻尼刺、マハロ(伊呂伊呂州)勢武等の私學校、又は僧侶の建立せる高等學校等に送ることあり、之を歐洲、香港等に送る者に至りては、眞に寥々たり。麻尼刺の高等學校、高等女學校の如きは其教ゆる所高尚なり、又「セント、トーマス」と稱する大學校あり、法學、神學、醫學、製藥學の學位を與ふ。今二三の歐洲に航して學位を得歸りし人なきにあらず。然れども學者として歐洲より歸り來る者、此島に用ゆるの途誠に少し、法律家、醫家已に過多にして、商家は麻尼刺以外に手を着くる所あらざればなり。土人は蠻民の常として美物美景を愛するの風尙なし、隨て繪畫彫刻の嗜好なし。獨り音樂

に至りては之を好むと天性に出づ、富門白屋共に洋々の音を聞く、然れど其真に音樂の趣を解する者は少し。

労働に關しては、女子は男子と同じく、十分の勤勞に服し、全島勞力の一元素を爲す、是れ我邦及び歐洲の村落に於て往々認むる所の現象に同じ。

奴隸は非立布第二世の時より、法律を以て禁ぜられしと雖も、其實尙存在せり。土民は借財抵當の名義を以て、其子女を他人に賣與し、奴隸の境界に陥ることあり。此子女は手より手に轉賣せられ、其負債清還の日までは、驅役の苦痛を免る能はず。而して前已に陳べたる如く、負債の償却といふとは、殆ど此島に於て罕なる所たるを以て、一たび苦海に沈淪すれば、一生の苦樂は都て人に由るものとなりて了る也。但法律上奴隸は嚴禁事項なれば、苟も之を法廷に訴へ、其自由を回復するは、極めて易々の業たるに似たれども、其實古來の成例習慣を破り、以て不正の羈絆を絶斷するに勉むるものあるなし、檢事、辯護士、彼等は見て知らざるもの、如し、蓋し利なきを知れば也。

群島の人種は純然たる馬來人種に屬す、皮膚銅色にして少しく黒く、額高く目大に、鬚髯

少し、其体格は歐人の如くに偉大ならず、軀質は強健なれども、熱病の爲めに斃る者殆ど百分五十の多きに至る、虎列刺病の如き屢猖獗を極むるも、僧侶は惡疫豫防の爲めとして、「セント、ローック」の廟に祈禱を力むる耳、遂に其験を見たとなし。島中藥用に供すべき草木あり、土民僅かに其効を知りて諸種の病に用ふ。

婚姻は全然贈與婚なり。其事を諧ふるは、双方父母の任に屬す。結婚年齢は熱國なるを以て太だ早く、大抵女子十一歳以上とす。少年の父母は先づ少女の父母に詣り、謎語を以て其女子を得べきや否やを問ひ、少女の父母之を諾否する亦た謎語を以てす、而して雙方の意思投合するに至り、始めて其事を明告す。若し新婦に贈るの裝資なき時は、新郎は結婚の企望を以て、永久其新婦の家に労働することを約し、其家に入ると屢之れあり。然れども通常の場合に於ては、結婚の約諾終れば、新郎の父母より、新婦の父母に裝資を與ふるを例とす。

婚姻に關する西班牙の法律は頗ぶる奇妙にして、婚姻の後夫婦其財産を合併するを許さず、故に夫貧にして、妻豊かなるときは、百年依然、其一窮漢一富婦たるの位置を變せず。但

し夫は概ね其妻の財産保管人となるが故に、若し其夫にして、誠實に保管の任務を盡すときは、妻は其忠勤を喜し、賞典として特に其夫の必要に應ずる財産を給することあり。夫若し破産し、而して妻の財産をも消費したるときは、妻は第二位の債主として、夫を訴ふるを得べし、但妻死するも、夫は其遺産を繼續するの權なし、故に子は母の遺産を以て富み、父は赤貧洗ふが如きの例珍しからず。

結婚の契約成るときは、其結約者は同時に若くは各別に、寺院に至り、僧侶の手に接吻して、其旨趣を告げ、僧侶は婚姻税を結婚者に徴す、其額固より少少に非るを以て、此式を履ますして、單に共住を爲し、以て夫婦の生活をなす者多し。結婚者其旨趣を僧侶に告るの後、別に儀式を寺院に挙げ、種々の禮あり、了りて大に其知人を饗す。

新郎新婦は、結婚後其父母と同居して、別居するとなきを常とす、密に父母のみならず、大凡尊長の輩は、老ゆれば其卑屬親に依るの慣習なれば、土民歐洲人と婚するときの如き、其妻の親族雜然として至る、恰も蜂の其巢に集るか如し。

西班牙人と土民との間の結婚は、近時其數を減せりと雖も、尙其場合少からず、西班牙人

どの混血兒は、勢力を有する一の階級をなし、商を以て身を立る者多し。純然たる土民に比すれば、其智覺鋭敏、手練圓滑、而して其智識概して高宏なり。又支那人と土人との混血兒あり、其數大凡麻尼刺の人口の六分一を占む、其性土民よりも狡獪なり。西班牙人の混種は多く教育あり、中には俊偉の者あり、歐洲人と土民との間に立ち、商事取引の中立人となり、頗る財產を蓄ふる者多し。此一國の種族は、社會の位地上、歐洲人と同一の待遇を求むるに苦心せりと雖も、之を夫の印度人と英人との關係に視ふれば、彼等の幸福は實に大なり、而して彼等は自ら視ること太た高く、曾て今日の位地に慊然せず、竊に本島制度の改革者を以て任ぜり。

是周塗派の僧ミューロ、ルメラルデ氏曰く「今日吾人は混血種といへる、居常快々たる一種の不平民を有せり、彼等は早晚社會をして困迫の域に至らしめ、其根を絶ち其種を斷つには、政府をして其全副の力を用ひざれば、不可なるに至らしめんとす」と。嘗て西、清混種の一士あり、馬德立に於て、一書を刊行し、此島を治むるには、當さに何様なる法律を布き何様の政策を執るべきやを政府に示せり。他日内部より起つて、西國政府の羈絆を脱す

る者あらば、其は必ず他の階級に屬せる人に非ずして、西班牙種の混血民なるべし。彼等は密謀を好み、常に機を窺ふて自己の勢力を皇張し、純粹の歐洲人に對する齟齬を暢へ、以て島政を執らんと欲せり。或は公然宣言するに、自ら立ちて新國を經營するに足るの、力量謀策あるを以てするものあり。

第十章 諸民族畧記

前章に開化せる土民と題したる民族は、其始め何地より來りしや、此問題は尙ほ未定に屬す。世上に廣く行はるゝ説は、亞非利加マダガスカー島より、馬來半島に移住したる民族なりと曰ふに在れども、諸學者の推論尙ほ紛々たり。或は云、其起原は西に在りして、東に在りど。シュニイガ氏の如きは、此民種を以て、南米智利及白露の地方より來れるものなりとし、之を其言語に據りて證せり。且つ以謂らく、東より西に向ふの風潮に乗して、此島に蠻民の移徙せしとは、屢これあれども、西より東に向ひて、轉居せし例は、未だ曾て之れを見ずと、此れ頗る價直あるの論なりと雖も、而も普通の見解は、亞非利加の島よ

り來れりと云ふに在り。

西班牙人が群島經營の第一着として征服し、今日に至るまで其服従の狀態を留めたるは、此種族のみなり。彼等は基督教といへる一步進みたる宗教を見るところを得たり。然れども基督教は火の如く彼等の從來享有せし自由を燃焼して、烏有に歸せしめたり。彼等は自由と十字架とを貿易して、宗教檢察の濺血を博し得たり。其價亦不廉と謂ふべし。

以上の外民族の顯著なる者は、「アエタス」即ち「チグリット」民族なり、彼等は山民にして群島の處々に散住す。此他北部諸島に「ガダチス」「イタウイス」「イゴルロテス」「イニス」「ティングイナチス」諸民族あり、又南部諸島に回々教民族あり。

其獨立して今尙ほ西國の駕馭を受けざる者は、呂宋住民其一分に居れり。

「チグリット」即「アエタス」民族は、此島原始の民族なるが如し、其色黧く、或者は亞非利加土民の如し。容貌ニューグينيا、アルプリア、パプアン等の土民に類似し、其髮卷縮して相纏はれり。男子は唯腰部を蔽ひ、女子は蔽ふ所腰より膝に至る。遠行するに竹槍、椰子弓、毒箭を携へ、足捷にして樹に上ると猿の如し。信ずる所は天地崇拜、及び靈魂崇拜

なるが如く、苟も不思儀なる外觀の物に逢へば、皆神とし之に事ふ。又老を敬し、死者を拜するの俗あり。其性質は太た怯懦、其智識極めて卑し、之を教ふるも到底常人となすと難し。

此民族は元と呂宋を領したりしが、「タガログス」其他の民族に逼られ、山に上り住むに至りぬ。西班牙人來るに及びては、彼等は固く山を出でず、員數日々減衰に赴くと云ふ。其常食は魚類、草根、山稻等にして、時々耕をなし、隣村に闖入し、家畜を偷み去る、其害尤も甚し。農事に至りては、殆ど耕耘と稱するべきもなく、唯些しく地面を掻き、之れに向ひて種子を散するのみ、曾て開墾をなすを見ず。故に勿論土地の所有權なるものあることなし。

未開民族

「ガッタニス」民族は呂宋島最北の部分に占む、全く開化の域外に在り、未だ之を征服せんと企てたる者あるを聞かず。骨格美にして、髪を垂れて肩に至る、膚色太た黧し、其食は草根、山稻、野獸、果實、魚介類なり。北部に於て戦闘を嗜むは、唯此一民族あるのみ。結婚せんとするときは、諸少年少女の家長に、其己れの獲たる敵の頭皮を贈り、以て其勇氣を

其二

證し、其取捨を待つ。此求婚の時節は、一年中にて大樹と稱する樹、花を開き燦々として燃ふるが如き時に於てす。長矛及び介石類を以て鏃となしたる箭を以て武器となす。

「イタツニス」民族は「ガッタニス」民族の占居せる地方の南に住す、其生活の方法、食料の品質等殆ど「ガッタニス」に同じく、而して其勇氣之れに及ばず。其膚色「ガッタニス」殊に「イパナック」民族の如くに黧からず。髪は此よりも更に短し。

其三

呂宋の大部分に散在する者を「イゴルラス」民族とす。北緯十六度半より十八度の間に在り、容貌秀美と云ふに非れども、概して卑陋ならず。額髪を短截し、背後に長く垂る、其中少しく鬚髯を有する者あり。其色黒銅色、坦鼻高額、厚唇豁肩、四肢太た強健なるが如し。性質の極めて懶怠なるは他の諸族に異ることなし。其廬は蜂窠の如く、其中に匍匐して入る犬豚の如し。甘藷甘蔗の耕作をなす、而して之れに歐洲風の開化を導かんとするも、到底能くすべからず。一夫多妻は禁ずる所に非ざるが如きも、多く行はれず。姦通の如き至りて稀れなり、盛に行はるゝは、殺人にして、家族の内一人殺さるゝ者あれば、其被害者の一族は、則ち加害家族の一人を殺し、以て之を報す。ラ、イサベラ州に於ては、「チグ

「リト」民族「イゴルロラス」民族等の間に、首誠の貸借ありと云。此民族は時々其山より下り、低地の諸民を暴掠すること甚しきを以て、政府は征服を企てしことありしも、遂に爲す可らざるを知りて止たり。又此民族の中に、基督教を弘めんと力めし僧侶ありしも、全然其勞の無用なるを悟れり。

支那人の
後裔

「イゴルローテ、チャイニース」民族は、往時李馬奔が比律賓征畧の爲す可らざるを知り、傍かにハンガシナン州を去りし時、(千五百七十四年)山林に遁れたる部下支那人の後裔なりと傳ふ。其習俗、純粹の「イゴルロラス」民と多く異なるなしと雖も、土民の猛烈と、支那人の狡猾とを兼有し、其本原の土民に優ること遠し。

獨立民族

「ティンクイアチス」民族は、多くエル、アラ地方に在り、北緯十七度、東經百二十度四十三分の邊に住す。西國政府の管轄に屬すと稱し、政府は其地方の習俗に従ひて、土民をして邑長の名を以て之を治めしむると雖も、其實殆ど獨立の勢をなせり。邑長受任の時、新任邑長は宣誓して、「余若し或は余の義務を懈怠することあらば、毒風は余に觸れ、電雷は余を撃ち、鰐魚は睡眠中に余を攫み去らん」と言ふと云ふ。邑長は己れの好む時に、州廳

此民の奇
習

に赴き、其命を受く。然れども之れが執行に至りては、一ら其習慣に従ひ、父老會議の決を以て之を爲し、其能くする限りは西班牙法に依らずして、其習慣法に依る。被告人を法廷に引き、其者若し抗辯するときは、一束の燭を其前に焼き、此者をして陶壺を捧げしめ、之をして「余にして若し訴へられたる罪を犯したらんには、余の腹をして變じて壺となること、今捧ぐる所のもの、如くならしめよ」と言はしむ。而して若し被告の腹化して壺とならざる時は放免せらる。信ずる所は多神教なれども、其神像は深く山巖の中に秘す、禮拜の有効を信じ、有形の惠賜を思ふこと、基督信者の如く、水旱疫癘必ず禱る。土民の僧徒は兒の命名を司る、其方法赤子を林中に拉へ行き、先づ其名を呼び、刀を其頭上に捧げ、了りて樹を擧つ、樹幹液を出さば、其名を以て佳名とし、樹液出でざれば、之を改め幾回も繰り返へし、其液汁に由りて神許を見るに至りて止む。

樹上民族

「ティンクイアチス」は一夫一婦制の土民なり、而して概ね可婚年齢前に父母の強求する所となりて結婚す。然れども父母又は家族の長者は、其新郎の爲めに双方承諾したる價を出し、新婦を贖ふの義務あり。其住居は地上六七丈の柱、又は樹上の小室に在り、是れ「グイ

「アイチス」といへる古來の敵民が、石を投じて自己を攻撃するを防がんが爲めに備へしなり。但基督教の人民の近傍に住する者は、攻撃の虞なきを以て、低地の小廬に住せり。戸又は窓より馬又は水牛頭顧を出し、以て禱災の方法となす。風丰美にして其鼻爲嘴の如く、頭頂に髪を束ぬ。然れども其外觀は大抵低地の住民と大差なし。性質音楽及び修飾を好む、其身に墨黥し、其齒を涅すると、及び其他の理由よりして、我日本帝國の難船者、呂宋の西濱より、内地の山林に入りたる者の、子孫ならんと云ふの説を爲す者あり。然れども信ず可らず。其武器は弓矢を見ず、漁獵、戰鬪共に矛を用ふ、西班牙政府は此土民に、基督教を布かんと力めたれども、遂に其効を見ざりき。此民族は決して野蠻と稱す可らず、其民族中に自ら法律あり、又た家内の生活を爲すを知らざる者に非ず。エル、アブラ、イコロス、シール地方に住する基督教家族は、「ライングイアン」民族に屬する者多し、而してイロコス土民は、全島中惟一の勉強民にして、其勞動者は需用尤も多し。右諸民族の外に、基督教を奉じ、高鼻黒膚、英姿にして比律賓土民の常態を脱し、能く勤勞して法に遵ひ、税を納むる人民あり、「バルリオ、テ、ダヤツプ」と稱し、モロンク地方タイ

ンタ府の邊に住す、是れ千七百六十年英民麻尼刺占領の時、兵卒たりし印度人の子孫なりとの説行はる。此他に「アルピノス」民族と稱する僅々の民族あり。白膚美髮、迥然他の土民と異れり。以上を土民特性の梗概となす。

第十一章 支那人

地を以てすれば、此島と最も近接し、其人口土地を以てすれば、世界に殆ど比少く、其交通を以てすれば、最も舊く、其經濟上の利益を及ぼせし點を以てすれば、最も大なる者は、支那國なり。而して其移民が此地の一要素をなしながら、一の勢力を此に有する能はず、政府人民の恐迫する所となるを免かれざるは何ぞや。

支那人が此島と貿易せしは、禮賀須靡が麻尼刺市を創始せし、千五百七十一年に先づこと久し。當時半蠻なる土民の剽掠甚しかりしと雖も、毫も沮ます其業に従ひ、船中に於て事務を經紀し、海中に於て巧に物品を賣買せり。禮賀須靡は征畧の後、支那人に由りて、島中の商業を發達せんと欲し、之れに保護を加へたることあり。陸上に物貨を輸入し、秩序

警昌を此地に致し、手藝工業を輸出したるは、皆支那人の力なり。時の政府は、之を利とし、爲めに商館を築きて、風雨時季の不便に備へたることあり。ドクトル、アントニオ、モーが其書に論じて曰、支那人微りせば、群島の此市府は見る可からず。支那人は工商百業の勤勞者にして、薄利を以て能く勤勉する人民也。是れ十六世紀の末に述へたる所、而して十七世紀の始めに當り、マニラ、デラ、コンセプション亦曰、支那人の商業なくんば、此領地は復た存立することを得ず。千六百三十八年此殖民地に於ける支那人の數は、統計三萬三千人なりしと曰へり。

斯くの如く支那人の數は日に益々増加せり、彼等は富且強きを致せり。而して西班牙人及土民の嫉妬は此際より愈よ甚しく、保護は變じて妨礙となり、妨礙の極は放逐案となり、虐待となり、彼等をして遂に堪ふ可らざるに至らしめたり。

千六百三年、即明の萬曆卅一年、神宗帝の使二人麻尼刺に來り、總督府に抵りて云、聞く此島に黄金の山ありと、敢て問ふ一見するを得るや否やと、總督其誤傳なるを辯し、使者去る。島中傳言す明人且さに入寇せんとすと、是より島民の在留支那人を疾む益々甚し

保護は妨
礙なる

明人愈よ
土民に忌
まる

く、公然之を侮辱し、兵を修め威を示し、日を期して支那人を剿滅せんと颯言せり。蓋し在留の支那人は皆商賈にして兵を解せず、然れど坐して殺戮を受くべきに非ず、彼等は已むを得ず兵を執て起てり。而して戦は敗れぬ、彼等の死囚は無慮二萬四千人に及びたりと云。斯くて一時は支那人の呂宋島にあるもの、殆んど其跡を絶ちしが、島民彼等を欠きては、工商の業より、日用の飲食料に至るまで、忽ち其資供を絶つの不便ありしかば、總督府は辭を卑くし、再び支那人を誘ふに至りぬ。

千六百三十九年、ラングナ州の支那人、其州廳官吏の暴虐に堪へず兵を起す者三萬人、一年の争鬪の後、此亂は平ぎぬ。而して戦後支那人の生を全ふせしもの、僅かに六千人に過ぎざりしと云ふ。千六百六十年支那人復た兵を起す、是れより島民支那人を忌む一層甚しく、千六百八十六年、支那人居留者の員數を限りて、六千人となさんとの議あり行はれず。降りて千七百五十五年、非基督教支那人の放逐行はれ、此禍に罹る者、二千有七十人に及びぬ。此頃よりして敏巧なる支那人は、官吏の歡心を失ふの不利を知り、美館を設け、彼等を歡待すること數百年、彼等も之を便とし、一時好意を見はすことありしが、其眞意遂

支那人の
慘禍

に支那人を愛する者に非ず、支那人も亦其然るを知り、千七百六十三年、英兵麻尼刺を陥るゝに當りては、支那人は進で英軍を援け、此役亦敗れて、彼等の六千人を失ひぬ。千八百二十年又た支那人の大屠殺あり。此秋虎疫大に行はる、土民以謂らく、是れ外人毒を飲用の流水に投じたる也と、一犬虚に吠へて、萬犬實を傳へ、遂に兵を擧て、英人と支那人を攻め、支那人の殺戮殆ど此亂に盡きたり。此の如き災害あるに關せず、彼等の屠至すること、は、一年は一年よりも多く、今日に至る迄、依然として全島商工労働を占有するは彼等たり。但法律上、支那人に他の外人と同一の待遇を以て、商店を開くを許すに至りしは、僅に千八百四十三年以後の事なり。

抑も支那人を放逐せんと欲せば、必しも白刃烈火を要せず、其人頭税を増額して、彼等の堪ふる可らざるに至らしめば則ち足れり。然れど彼れ島民は事實上、支那人を放逐するとを得ざる也。全殖民地が既往現在、直接支那人の恩澤を蒙りしとは前屢々陳ぶるが如し。若し支那人徹りせば商業は如何、歐洲人、西部亞細亞人は其數極めて僅々なり、土民は支那人と競争して商を營むの智識もなく、技倆もなし、支那人にして此地を去らば、物價は

支那人は
島民に必
要なり

騰上し、物品は缺乏せん、島民に商工百業の觀念を興へたる者は彼等なり、日用の鐵を使用するとを島民に教へたる者も彼等なり、本島の大物産たる砂糖の搾壓を島民に教へたる者も亦彼等也。支那人は實に比律賓産業の祖師と謂ふべし。且つ又支那人徹りせば、労働は如何に。土民は労働せざるに非るも、三日使役すれば、忽然として其跡を晦し去る、土民は前金なくんば労働に着手せず、一月八弗の勞に服せしむるには、彼れ必ず其三五倍の前金、即ち二十乃至四十弗の前金を求む、支那人は之に異り、彼等は労働後に非れば報を求めず、故に支那人の力に非れば、開拓會社の如きは殆ど其成立を望む可らず。要するに土民が自己保存の爲め、競争心を起し、争鬭を醸生するは、免れざるの數なりと雖も、苟も此島に事業を爲さんと欲する者は、支那人の待遇上、鑑むる所なかる可からず。現今在留の清人は、今待て之を詳にすることを得ず、千八百八十六年或統計家の所記に由れば、男子六萬六千七百四十人、女子九十四人なりと云ふ、刻下の員數は或は十萬内外なるへしと云ふ、或は五萬に出でずと云ふ。

現留清人

沿海の漁業、及沿岸航海船客運輸業は、本國民の專業にして、支那人の之に従事する者な

し、或は云西班牙、支那兩國間に特約を以て此業を支那人に禁するなりと。
支那人に對する壓制の、今日に存在する者は、金錢の上に集る、今麻尼刺に入るか爲めに、
彼等の要する經費大約左の如し、

旅券證認手数料(乗船地駐在西國領事に納む)

四弗

入津税

二弗五十仙

住居免許料

二弗五十仙

人頭税半年分 最初第六級に應じて納め營業後其現況に従ひて之を改む

三弗

身体検査料

二十五仙

合計

十二弗二十五仙

人頭税

支那人に對する人頭税は、千八百八十八年歲計豫算表に由れば、二十三萬六千二百五十弗にして、賦率を八等となす左の如し、

第一級(營業税四百弗以上の者)

三〇弗

第二級(同三百弗以上)

二五弗

第三級(同二百弗以上)

二〇弗

第四級(同百弗以上)

一五弗

第五級(同五十弗以上)

一〇弗

第六級(同三十弗以上)

六弗

第七級(成年以上)

三弗

第八級(成年十二歳以下)

〇

右の外地方税、營業税、消費品附加税、人頭税徴收費、及廢疾者歸國費等あり、支那人の此島に在る亦難しと云ふべし。

第十二章 回々教人民及南部諸島民

西班牙人が比律賓島を征服せしと殆ど同時に、波爾寧島の一酋長ティンチックなる者、其驍勇の從徒を率ひ、一舉して須屢即ち西人の所謂マヨロ島を取れり。西人の進で民打腦島の北部を取るに及びて、ティンチックは依然其領土を保つを以て條件とし、西國王の附庸た

ることを諾せり。テ、チヂグの従弟にアンサオランといへる者あり、パンラン島を領し、民打腦王の女と婚し、回々教を奉し、威權漸く盛なり。彼はライヂグを攻殺し、波爾寧及民打腦二島と、自己の領島パンランを聯ねて、三島同盟を爲し、更に回々教を須履島に布けり。此に於て須履島は、新に南群島のメッカとなり、近地瞻望の地と變せり。是より先須履、民打腦の海民、海上に横行して剽掠をなし、近隣の患をなせしこと久し。今兩島君主同盟するに及び、彼等の勢焰頗る熾烈を加へ、目的變じて基督教攻撃となり、西國に屬する都邑を襲撃暴掠するを事となせり。千五百九十五年麻尼刺の西兵、葡萄牙の一士の説を聽き、南下して民打腦を攻めしより、復讐の念特に猛劇となり、爾後二百五十年の間、苟も生民の棲息する島嶼は、西班牙に屬する限り、大小遠近一として殘害掠奪を蒙らざるなく、村落都邑を荒破し、寺院堂宇を壊滅し、或は貨物財産を剝奪し、老幼男女を屠戮する等、人民をして遁走屏息、復た出ることを得ざらしめたり。政府は之れか爲めに、進撃退防曾て干戈を休するとを得ず、金財を糜費すること幾百萬、骸は熱沙に積て狼籍たり。今世紀に至りても、尙海賊の麻尼刺に出沒するを見ると少からず、彼等は基督

教者を捕へ、キムバ、亞非利加等に携へ、之を賣て奴隸となし、中にも僧侶を以て最上の捕獲物となせり。當時西班牙か自ら揣らす、漫に罅隙を啓き、以て生靈の禍を買ひ、所謂鐵を叩て蛇を出せしものは、眞に良民の爲めに憾むへし。近時外人及び數西班牙人の計劃に由り、汽船を以て群島諸濱巡警を初め、千八百六十年に至り、其數十八隻に達するに及び、始めて全く海賊の患を防遏するを得、民業進歩を見るに至りぬ。

回々教は現今民打腦全島、須履島(東西卅四哩南北最廣處十二哩)、等他凡そ百四十島(其中無人の島八九十個)より成れる須履の屬島に行はる。須履の屬島は本島を并せて、人口凡そ十萬七千に下らざるへし。其中に自由民あり、奴隸あり、又二萬内外の兵あり、須履王は波爾寧の一部、民打腦の一部を并せ領し、バラウアン島の南半に在る混血種に對し、名義上の主權を有す。

西班牙は名は民打腦全島上に、主權を有すと稱するも、其實は些々たる海濱を管するに止る。明治九年三月に至り、島王は更に西班牙王の主權を明白に認め、英、獨二國は條約書に署名して、其權利を確認せり。明治十三年即千八百八十年、獨逸兵占有を圖るといへる

風評あり、西班牙政府恐怖して兵營を置き、人民を送りて實占をなし、明治十五年常備兵第六聯隊を遣はして、ボンガオ、シアッソニ二所に駐在せしむることせり。明治十三年英國北波爾寧會社（フレイシニ、ノースポルチガ）と稱する會社、ブルチイに興り、須屨王（フレイヤ）の主權を認め、王に納むるに、五千磅の年貢を以てせんとを約す、當時西班牙は之を争て曰、是れ我が領土にして須屨王の私有にわらず、安んぞ王を認めて主權者となすとを得んやと。英國は曰、然れば、西班牙が其占領を證する、軍營旗章ある乎、海濱一帶の如き、毫も他の歐洲に屬せし證憑あるなしと。此に於て西班牙は、英國と約して、波爾寧なるブルチイ地方に對する主張を撤去することを承諾し、始めて英國の退去を得たり。幾くもなく須屨の人民中、國民黨と稱する者、獨立を圖り、西人放逐を以て目的とし、明治廿年公然西國に對し、反旗を擧ぐ。是より先き、民打腦、佛庵河邊の回教徒は、西國の威權を侮辱し、政府は少將セリニョアをして、少佐マツトス及ヴィラ、アンリレを率ひ、討つて之を破りしことあり、是明治十九年にして、總督は此一勝に功名心を勃起し、翌年亦微細の事項を口實とし、堂々征南の師を興し、自ら將として民打腦を伐ち、和を約して還りぬ。而して今回須屨島民の反、知事大佐ファ

ン、フロラス劇戦の後又之を破りぬ。
回教徒の中に「フラメンタドス」と稱する一種の信徒あり、「フラメンタドス」とは宣誓信徒の義なり、此輩信すらく、苟も能く基督信者と戦ひ死する者は、マホメットと俱に樂土に往生し、未來永劫の安泰休樂を享受すへしと。故に彼等が不屈の精神、猛烈の行爲は、恰も狂犬の突進して、死を顧みざるか如く、到底力を以て争ふ可らず、威を以て壓す可らず、基督信者に取り、最も懼るべきの勁敵は此民族なりき。彼等は嘗て大に民打腦のコットパツト市に興り、基督信者を攻撃せしとあり、要するに比律賓群島の一半は、實西國に歸伏せる者に非ず、就中回教徒の公然たる反抗は、天下の人民を基督教にするの天職を有すと、妄信する政府と常に相扞格し、其格闘遂に底極する所を知らず。西班牙須屨間の最後の條約に曰、回教人は其宗教の故を以て、窘困せらるゝとなかるべしと、然かも是等の條款は唯空文たるを免れず。

民打腦及須屨群島は遂に西國に得らるべき望みなし須屨人の決心に曰く西班牙砲台以外一日程以下の地には、決して西班牙人の立脚を容るさずと、而して民打腦人も曰、我土の百

南島民は
信仰深し

分一を割て、西班牙人に與ふるを肯せずと、勢此の如し、西班牙人は到底南島征服の空望を抛擲し、之を自立に任すの外に策なし。若し必ず此等の人民を壓服せんと欲せば、長久の軍備的占領を施し、人民を奴隸となすの覺悟なかる可からず。然れども是れ年々破産の狀態に陥りつゝある、西班牙政府の能くする所にあらず。抑呂宋一島が亡矢遺鏃の費なく容易に西班牙人の手に落ちしは、彼等の戴く所る、單に有名無實の君主たるに過ぎざりしを以てなり。嘗に然るのみならず、呂宋民は馬來の移民にして、性質柔順輕信、深く心髓に銘せる宗教の信仰なく、而して概すく基督教を奉戴せしに在り。今南島民は然らず、彼等には王統あり、封建制度あり、嚴然秩序を維持す、又其宗教信仰は、數百年の星霜、人心に根帯を占め、親傳へ子承け確然奪ふ可らざる者あり、一旦にして之を覆へさんと欲す蓋し容易に得べきにあらず。然らば墨西哥の「アメテク」、白露の「インカ」諸朝は、如何にして西班牙に亡ぼされたるやと云はん、去れど彼と此とは事情大に同じからず、墨、白諸國征服の當時は、西人皆不測の財貨を想像し、狂進奮前、實に身命を賭したりき。若し比律賓南島に至りては、單に武勳の望あるのみ、富に至りては殆ど企望の置くべきなし、彼を以

て此を推すは、倫を得たるの論に非ず。

南島民の
特性

須屨人は暗青銅色、烟眼坦鼻、其細かなる頭髮は、組みて頸後に垂る、身軀輕捷、動止敏速なり、水に潜入して非常の長時間に堪ゆ、知覺鋭敏、舉措大膽にして、其外觀極めて沈着なり。而して輕しく人と約して、輕しく之に背く。又猜疑の念深く、怨を蓄ふること最も久し。

彼等の智
識

須屨人は手藝の智識あり、短刀小刀鎗鋒を作るに巧なり。又日用金屬の道具、及び鎖と水牛骨を以て成れる鎖衣を製す。此鎖衣は能く刀鎗を防禦するに足る。彼等の普通の武器は、陸に「カムピラン」と稱する短刀及び鎗楯を用ひ、海には「バクサカイ」又「シムピリン」といへる一種の投矢を用ふ。

貿易

貿易品は主として眞珠、貝殻、沙魚、魚鱗等にあり。土民は七噸以下の扁舟に掉し、水煙茫渺、能く波尙寧新嘉坡の遠きに抵り貿易す。然れども亦外船の來り貿易するものなきに非ず。貨幣は「コヘツクス」と稱する支那銅貨を通用す、蓋し支那人は千七百五十一年以來此島に貿易を開き、自ら利する所巨多なりき。

●言語は梵語を本とし、之に混するに亞刺比亞語を以てす、金曜日を以て禮拜日とし、寺院に集合し、僧侶は高く經を誦し、信者は木魚を撃ち、哀聲を擧て唱名をなす。年頭并に子女の死生、或は知人の遠きより歸りたる時等は、大拜禮式を用ふるとあり。信者は一年中一定日間は、飲食娛樂を禁ず。僧侶を「ベンヂタ」と稱す、又た醫業を兼ねぬ。酋長を「ダット」と稱す、軍事に關しては、一部落の全權を有す。男子十六歳より兵器を執て武人となる。須履府は元と竹屋の市街なりし、西兵占領して之を毀滅せしより、軍營は作られ、繞らすに磚壁を以てせり。外に二砲臺あり、内に三砲臺を構ふ、兵舎、會堂、其他の建築極めて壯麗。溝渠能く通し、飲水は管を以て導く、其外觀活潑にして大に人意を快ふせり。

南島王

●「サルタン」即ち王は、國家及宗教の元首にして、神聖犯す可らず。然れども尙ほ土耳其帝の管權を認むといふ。其王命は老臣會議に付すと雖も、其實無責任の君主にして、殺活與奪の權を有す。左れど酋長即ち貴族に對しては、完全の權力を揮ふこと能はざるものゝ如し。酋長は特權ある種類の民にして、其意の是非する所に隨ひて、戰を宣し和を構するを常とし、王は之れに干涉せず。酋長は王の名を以て租税を歛むと雖も、眞に王の庫裡に入

奴 隷

るものは、恐くは彼輩か自己の費用を償ひたる、其殘餘に過ぎざるべし。王位は世襲なり、男子孫之を繼紹す。大臣三人あり、一は王の不在の時、攝政として庶政を代處し。一は軍務を司り。一は裁判儀式を掌る。奴隸は確然成立す、而して此原因は一ならず、其父母の身分より來れるあり、敗軍の囚虜たるより來れるあり、或は負債に由り、或は本島海賊の獲捕する所となるに由るあり。農事は實に原始の狀態に止る、然れど土地の膏腴に由りて、米、玉蜀黍、甘蔗、珈琲、藍等盛に生長し、山林又良材に富む、禽獸夥しく、野鳩、鸚鵡、野鶴は林澤に集り、猿猴、麋鹿、山羊、水牛等山溪に群をなす。

パラウアン

（パラウアンとも稱す）島

此島は元來波爾寧島王に屬せしも、十八世紀の始めに當り、西班牙人の其北濱に移住せる者あり、千七百二十五六年の頃に、島王自から之を西班牙人に贈れり。後ち西國政府は兵を遣はし、營を置きたるとあれども、食足らずして皆死し、今は東岸にフェルタ、プリンセサと稱する一小殖民地を餘すのみ。此地は一個の罪人流沒地となし、甘蔗の耕作をなさ

しむ。

土民は天性温和なり、此島も亦支那人の慧眼に漏れず、已に來りて貿易をなす者多く、土民は金錢の用を知れり。米を作る耘耕の勞を執らず、單に種子を地上に散布するのみ、其耕具は竹頭木棍に止り、未だ金屬を用ふるの程度に至らず、然れど天惠の豊土、物産少樹ならず、蜂蜜、燕巢、貝殻、干貝肉、眞珠、内豆蔻、蘇木等多く、支那人之を製造品に易ふ。

土民の衣服は木皮より成る、涼時に於ては寛衣を著け、女子は更に其脚衣を穿つ、椰子の纖維を以て帶となし、腰を飾るに椰子の外殻及貝殻を以てす。耳朵に孔を穿ち、之を飾るに木若くは貝殻の類を以てす。魚介を生食し、沐浴の事を解せず、實に汚穢惡臭の民族となす。

近來西班牙政府はパラウアン及民打腦の移民を奨勵し、種々の便利を供したり。

パラバツク島

此島は山嶺甚だ多しと雖も、地味膏沃なり。但未だ未鋤の痕を見ず、島中に於て注目すべきもの、獨り一種の鹿大さ僅かに猫に過ぎざる者ある而已。

第十三章 商工業

西班牙の政略は、元來領内の貨物悉く之を本國に收め、決して之れを直接外國に出すを許さざりき。故に比律賓島の征服以來、今世紀の首め、墨西哥獨立の時に至るまで、「ナオス、デ、アカバルコ」と稱する、一組の官船を以て、墨西哥、比律賓の間を往來し、比律賓の貨物は之を墨西哥に輸し、比律賓の必要物及補助金は、之を墨西哥より送るとせり。十八世紀の後半に、大會社興りしも、是れ亦西班牙本國と、比律賓との間の貿易を目的とする、西國人の會社にして、外國との交渉をなすとなかりき。然れども日新の氣運は、遂に鎖港の舊主義を維持するを容さず、西國政府は已むを得ず、漸次に港を開放し、萬國の船舶の日去日來して、自ら利するを諾するに至れり。政府が麻尼刺を世界に向て開放せしは、一八八〇年なりき。然れど麻尼刺開港の前、特例を以て外人の營業免許を得たる者亦た之れありき。或記者の説に由れば、佛國の始めて商館を麻尼刺に興せしは、遠く千七百八十七年よりも前に在り。而して英國の商館も、亦た千八百〇七年に成れりと云ふり。

群島從來普通の商品は、多く支那商人の輸入に係り、時に少數の米國人、波斯人より輸入し來るを例とせり。其通商と稱すべきは、十八世紀の後半に至り、西班牙軍艦來りて歐洲品を輸入し、東洋品を携へて歸ると、稀れに之れありしのみ。斯くの如くして、歐洲の市場には、本群島の名當時未だ著はるゝに至らず、始めて商業世界に貿易の端緒を開きしは、實に千八百三十四年、麻尼刺港を開放して、自由の商業を許せし以後に在り。

麻尼刺開港の前に在ては、「レアル、コムバニア、アリビナス」といへる政府保護の大會社あり、全島の商權を獨占せり。當時パトラーといへる英人、麻尼刺に在留し、同港と外國諸港との間に、通商を開かんことを乞ひしか、西班牙政府は殖民地に不測の害を及ぼす者なりとして之を斥けぬ。又是より先、佛國王子非立布、一千七百十三年西國の王位を踐まんとするに當り、爭議を生じ、ウトレクトの會議を開き、英國は此踐祚を承認するの報として、種々の條件を求めたることあり、是れ即ち有名なる「アシメント」條約にして、其條件中英國商船は南米に在る、西國の領地と通商するの權を許すの一項ありき。斯くの如く西國は一旦之を諾したるも、千七百三十八年には忽ち之れか實行を拒み、之れを行はんよ

英人通商
を許され

通商初め
て許さる

りは、寧ろ開戦を擇みたり。亦た以て當時排外獨占の精神盛なりしを知るべし。

パトラーが通商を請願せし後、久しからずして米國「ラッセル、エンド、スターチス」會社も、亦た同一の請願をなしたり、然るに此請願は評議の後其許可を得るに至りしかば、パトラー其機を失せず、再び同一の請願をなして其許を得、初めて商館を麻尼刺に興せり。

是より外國人續々其例に倣ひて免許を受け、土地は俄かに隆昌し、麻尼刺以呂以呂、及び勢武の諸海濱には、十餘の英國會社、十餘の獨國會社、十餘の瑞西會社、其他諸國の商人、櫛を列ねて貿易を營み、廣く歐、米、濠洲、及び支那と交通を開くに至れり。麻尼刺には外國銀行の支店四個、出張店三個あり、伊呂伊呂港には一個の銀行支店あり、又麻尼刺、伊呂以呂、勢武に西班牙の會社十四五あり。其他群島の處々に歐人の出店成り、麻尼刺には千八百五十二年設立の「バンク、エスパンノル、デ、イサベル、セガンダ」といへる銀行あり、六十萬弗の資本を以て成立し、百廿萬弗以内に於て紙幣を發行するの特權を有せり。

伊查伯羅第二世の時(千八百三十三年より千八百六十八年)比律賓貨幣鑄造の舉ありしが、當時金銀兩貨の間に差異を生じ、千八百八十四年の終より、千八百八十五年の始に當りて

商店の繁
昌

貨幣の鑄
造

は、伊查伯羅二世と稱する金貨、及び其以前鑄造の金貨と銀貨との差額は、殆んど百分十に達せり。中にもアルホン十二世(千八百七十五年—千八百八十五年)鑄造の金貨は、最悪品質のものにして、差額百分二前後に及びぬ。此等の金貨も多く支那其他の國に飛び去り、目下之を島中に得ると、太た容易ならざるに至れり。

銀貨下落より生ぜし世界の不景氣は、此島にも影響を及ぼし來りぬ。加ふるに政府は半弗及び二十仙銀貨の粗悪なる者を鑄造し、益々その價格を暴落せしめぬ。千八百八十七年九月の馬德立出刊雜誌「ユルレオ、デ、エスバニニア」は報じて曰く、比律賓半弗銀貨は、普通商人も、兩替商人も、又た官衙も、之れを受取らずと。千八百八十八年三月の相場を見るに、其一弗銀貨の相場三志二片四分の三にして、其相當價より低きこと、實に百分十九なりき。故に此島と貿易する外國商人は、是等の事情よりして、多額の損害を受けたるもの多しと云へり。

左に參考として、當時の爲替高低表を掲ぐ、

外國爲替高低

倫敦宛		一千八百八十九年の摘記、	
年	最高額	最低額	宛地
一八六九	四、五片	四、片	倫敦
一八七九	三、二	三、片	香港
一八八〇	三、二	三、片	新嘉坡
一八八一	四、一	三、九	厦門
一八八二	四、一	三、九	馬德立
一八八三	四、〇	三、九	巴里
一八八四	三、九	三、七	
一八八五	三、〇	三、八	
一八八六	三、九	三、七	
一八八七	三、八	三、三	
一八八八	三、六	三、二	
一八八九	三、六	三、三	
			最高額
			最低額
			最高額
			最低額

千八百三十一年、サムボアソガ(北緯六度、五十六分)に税關を置き外國と直接の貿易を開

き、スアル(北緯十六度五分)及伊呂伊呂(北緯十度四十二分)は千八百五十五年勢武(北緯十度二十分)は千八百六十三年續ひて開港せしが、其後スアルは税関を廢し、外國貿易を中止せしを以て、商況頓に衰へ、今や寂寞の地に委せり。但し税関なき港と雖も、麻尼刺政廳の特許を得て、税を納むるの船舶は、之れに出入するを得ることなり。

伊呂伊呂港は、その自由港となりしより三年間は、殆んど外國に向て出帆する船なりしか、后ち漸次にハチーニシヨス兩島農産物(砂糖、蘇木を以て主要とす)輸出の中心となり、千八百八十二年の頃以後は、勢武輸出物の一部を奪ふに至れり。而して此發達は全然外人の盡力に由る者とす。又伊呂伊呂港の開放は、「ツイサヤ」土民の耕作に廣大の奨励を與へ、開港の前に當りては、その麻尼刺に輸出せし砂糖一千噸に超へず、若し運賃、仲買口入錢、荷積料等を控除するときは、其農人の得る所は實に僅々たる少額に過ぎざりし、然るに開港の後は忽ち面目を一新し、木造の製糖器は變じて小蒸汽の機械となり、産額俄かに増加し、伊呂伊呂港よりして、年々多量の噸數を、北米合衆國に輸出するに至れり。左の表は伊呂伊呂港の情況を示すに足るものあり、

以呂以呂港主要の輸出

年	砂糖	蘇木
一八八〇	六二、七七五	一〇、二四
一八八一	六七、一六九	一、五八八
一八八二	五六、四九七	二、〇四二
一八八三	九三、四九六	二、〇四二
一八八四	四一、四九六	二、〇四二
一八八五	一〇九、六〇九	一、一〇〇
一八八六	八三、四五六	二、九四三
一八八七	七七、八四七	四、二六〇
一八八八	七六、九七七	五、八四八
一八八九	一一四、二〇七	四、〇一三

若夫れ勢武の開港の如きも、その殖民地を利益せしは疑を容れず。去れど島民柔軟にして勉勵を好まざる慣習は、此地方の産物をして未だ充分の輸出を見る能はざらしむ。左は全島及勢武商況の説明者たらむ。

勢武港主要の輸出

年	砂糖	麻
一八八〇	二〇、〇九八	七、五五二
一八八一	一七、二八五	一三、七七一
一八八二	二三、八七九	八、二二四
一八八三	二二、五〇〇	六、五六七
一八八四	一七、二七四	七、七二六
一八八五	二八、一九五	八、二二四
一八八六	一八、一四〇	七、一九三
一八八七	一七、八一五	七、六六三
一八八八	一六、六九四	一一、二九八
一八八九	一一、八六二	一一、六一六

比律賓群島重要輸出產額

品名	年次									
	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889
砂糖	1,880	1,881	1,882	1,883	1,884	1,885	1,886	1,887	1,888	1,889
伊呂武	6,277	6,712	7,032	6,596	7,124	7,800	8,100	8,200	8,200	8,200
麻尼刺	9,824	12,652	7,032	6,596	7,124	7,800	8,100	8,200	8,200	8,200
合計	18,981	21,245	21,160	20,516	21,972	23,700	24,400	24,600	24,600	24,600
蘇木										
伊呂武										
麻尼刺										
合計										
咖啡	5,000	5,300	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
卷煙草	8,278	8,900	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
煙草	6,650	7,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
水牛皮	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
藍	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
膜	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
貝類	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
貝類	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

千八百八十九年國產稅及關稅

品名	輸入	輸出	航海	罰金	國產稅	合計
麻尼刺	1,538,834.10	555,929.44	233,414.94	1,027.13	1,579,946.11	1,579,946.11
伊呂武	530,391.97	1,402,444	1,131,153		1,579,946.11	1,579,946.11
勢武	1,315,133	27,549.83	4,103.40	1,000	1,347,786.23	1,347,786.23
サムホアンガ	307,122		38,447	3,334		348,903
アチモナン			42,009			42,009
合計	2,081,684.53	574,881.71	39,910.43	1,040.47	2,599,693.80	2,599,693.80

蓋し輸入は概ね政府の保護を受けたる西班牙人汽船所有者の手を以て行はれ、輸出は多く東洋廻漕の外國船を以てす。
民打腦島内サムホアンガの開かれて、自由港となりしは、頗る奇なる特勢より來れり。是

より先、須留島の須留港は、開かれて自由港となれり。外國船殊に英船は、盛に之を出入し、諸種の製造品を輸入し、以て眞珠、貝殻、護謨類と貿易せり。然るに其輸入品中に武器、藥の加はりしを知りし西班牙人は、嫌忌措かず、如何にもしてこれを禁せんと欲したり。左れど西國は當時須留島を其版圖と稱せしに拘はらず、此に税關を置き、且つ之れを保護するの實力なかりしより、遂に規則を設け、凡須留に於て荷積して海外に出るの船舶は、一切サムポアンガ港に抵りて、出港免狀を得べきものと規定せり。斯くの如くして、歐洲の船舶は、單に出港免許の儀式の爲めに、態々百二十哩の遠路を航行せざる可らざるの不便を來たしぬ。抗論は四方に起りぬ、偶ま一隻の英船規則を破り、傲然須留港を出帆せることあり、西班牙人直ちに之を訴へぬ。事英國政府に聞へ、政府は西國に回牒せり、サムポアンガを自由港となせ、否らずんば、須留に税關を置き、兩者其一に居らずんば、貿易の不便實に測る可からざらんとすと、西國政府は前者を撰みぬ。サムポアンガを自由港なりと宣布しぬ。斯くしてサムポアンガは一朝自由港となりしと雖も、關稅非常にして、輸入税は一切の品物に五割を課し、一切の沿岸貿易は、之を外人に禁じたり、然れど此規則

も、後に至りては全く有名無實に歸し、外人其船の名義を、土民の所有とすれば、此禁止を免るを得、今日諸島間の回航通商は、其實外人の爲せる者多し。政府用達の郵便船は、麻尼刺より毎二週日に一回、諸島に向て發す、大平洋郵便船三月毎にラドロニ島に來るあり、歐洲との定期郵便亦二週日に發着す。然れども其中間に、尙ほ書信を發遣受取るの機會少からず、故に毎月大抵三回の通信をなすことを得べし。歐洲への通信は、新嘉坡航路を取る、而して麻尼刺より香港(六四〇哩)へは、毎月七八艘の往來あり、近隣諸島の港へは、毎日麻尼刺より旅客を送るの船あり。諸島の間に小船を以て行商するは、主として土民及び混血種の職業なれども、西班牙人の船舶を有せる者亦之れ無きにあらず。而して伊呂伊呂港に於て、砂糖の四十噸より百噸までを、積むべき二桅船の若干隻は、其實外人に屬し、法律を避んか爲めに、西國民の名を借れるものなり。

西班牙國民は今日と雖も尙往時汎く商略及び殖民政略上に行はれたる、猜疑の感情を有す、其殖民地を得てより、孜孜として勉むる所は、徒に商業を妨止することに在り、千八百四

十四年、政府は勅令を以て、諸島の内地より、外人を驅除すべきとを命じ、千八百五十七年に至り、又た同一意を以て、外人の殖民地内に住居を定めるとを禁すと令せり。千八百八十六年即ち今を距る僅かに九年に於て、更に外人の此地に商業を營むは、國の實益を傷害するものなりと宣言せり。政府已に斯の如し、而して人民も亦決して安全の民にあらず。今や外國の資本家は、地方の土民の信するに足らざるを悟り、之れと直接の商業を營むは、利を得るの道に非るとを知れり。故に彼等は殖民地に生れたる資産家を依頼し、中立人として物産収集の事に當らしめ、又は輸入品購買者の受人とならしむるの方策を取れり。蓋し此等の人々は、能く彼此の事情に通曉するを以て、其力に由て商業安全なるとを得、彼等は今更貿易に欠くへからざる要素となれり。

群島の農民は近來に至るまで、需用供給の理を覺らず。物價の昂低は外商の心匠に由て成る者なりと信せり。去れば物價騰貴するも、その機會に投じて賣捌くことを知らず、漫に利を逸失せしは、毎々のとなりしが、千八百八十四年砂糖商の恐慌を生し、世界を動かせし時に至り、端なく物價の昇降は、時の勢況に因るものにして、輸出商や外國購買者が、手

を以て左右し得べきものにあらず、との觀念を現はし來るに至りたり。所謂中立人なる者が、専ら商事を斡旋するに至りし以前に在ては、農夫は購買者に標品を示して、「幾金を以て買ふの意ありや」と問ふを常とす、「市價は幾許なりや」といふ語は、決して地方に於て聞くとなかりき。即ち彼等土民の解する能はざる所なりき。西班牙人群島占領の後、一百年間は土民専ら支那人と交通し、支那商人の臭味は彼等に傳り、其同種民間に在ても、賣品の價格を定むるといふとなく、瑣々たる一小品を賣買するにも、其價格を問答の間に昂低する、宛然一の小競賣なり。支那人は交通の久しき、善く土民の氣質を解し、初めに物價を附すること非常に高く、土民の意に従て如何なる減價を爲すも、尙ほ利益を留むるが如き金額に其價を置けり、故に土民は大減價を以て物を買ひ得たりと信じ、揚々として店を出づるに、支那人は獨り手を拍て、自ら好利を博したるを祝するを見ること多し。要するに比律賓島に於ける價格の問題は、恰も一個詭計と看做さるゝ者の如し。

元來商業の此地に發達したりしは、皆外人の資本に歸す、而して耕作の漸く盛なるに至りしも、亦た間接に外人の力に頼れり。尼慶路斯島ニゲロスの開けしは、全く外人の資に依て成り、

麻尼刺に於て土民、混血種、或は多少の西班牙人にして、今日の位地を得る者、大抵一たびは外人の商館に在りて、使用せられたる者なり。西班牙人にして巨大の商店を設けし、その榮華に誇る者多し、然れど其資本を、本國より携へ來りて、業を營みし者は極めて少し、例を擧ぐれば、此島に於て、始めて汽船所有者となりたる西班牙人は、元と麵包商より起り、「ラッセル、エンド、スタルマス」といへる、社會の好意を以て、其頭角を露せし者なり。又た西班牙商家の第一流に位する、富家の創業者は、元と微々たる一小雜貨店を守りたる者なり、彼れは「ラッセル、エンド、スタルマス」會社衰滅の後、俄かに世に顯はれ、今日尙ほ蘇其他の物産賣買を以て、其同國人中に卓出の位地を保てり。

工業

工業と稱し得べきものは、殆んど此島に存立せず。富の唯一の源泉は、實に森林に自生し、若くは田野に培植する未製品なり、而して此處の裁定者たる、西班牙王國は、曾て工業に於ける一の誘掖をなせるを見ず、故に比律賓の製造物といへば、實に寥々として言ふに足らず、輸出製造物の唯一品は、卷煙草なり、其他に至ては、些少の網具、獸皮、又時に麥稈及び竹製の帽子を輸出することあるのみ。アラカン、バムバングの二州に於ては、藁疊

卷煙草

帽子

及び蔗稈を碎きて、帽子を製す、然かも土民は僅かに之を其鋤口に供するに過ぎず、實檢者の談に依れば、土民は善く命に應じて、帽の形狀意匠を爲せども、若し一定の形狀に若干個造るべきを命ずるときは、其心混亂して復た之れを爲す能はず、假令手附金を與ふるも、種々の辯疏をなして、遂に之れを造らざると多しと。又アラカンに於て、特別な形狀の帽を造らしめたるに、其成るまでは注文者は其製造者の家に至り、連りに之れを催促せざる可らざりき。手附を其始に與へけるに、帽成るの後、傍人之れを買はんと言ひければ、彼等は直ちに之を賣り、手附は注文者の損失に歸しぬ。斯れば輸出者にして、多量の帽子を得んには、亦た中立人の手を假らざる可からず。

麻布

伊呂伊呂州に於ては、精撰したる蘇を以て織りたる、「シナマイ」と稱する麻布を出す。又此州及びアンチク州に於て、「ビニエア」と稱する、松柏科の植物の葉にて、製したる布、及び此葉と麻とを混して、織りたる「フシ」と稱する布を産す。イロニス州の諸島中に著るは、毛布并に著色綿布を出すを以てなり。バタンガス州なるタール地方も、亦た綿布を産す。巴志虞川畔の巴志虞地方、及びバムバングなるスリバン地方は、陶器を以て近隣

陶器

に名あり。

マシナ灣の最東に在るバエラ地方は、白木道具及び木材彫刻を出す。麻尼刺を距ると程遠からざるマリクイナにては、木履革鞆を製出す。麻尼刺の堡障たるサンタ、クルーズは、金銀細工の中心たり。開化したる州の女子は、概ね繡箔に巧ならざるなし。皆歐洲の制に摸倣す。臥蓐に供する筵、蓑袋「アルコール」、竹道具、水牛草、蠟燭、石鹼も、亦た處々に産す。比律賓に始めて醸酒業を開きしは、ドン、エンリキエー、ペレットといへる人なり、彼れは千八百九十年十月四日に此業を初めり。消費者は單に其地方に限り、他へ輸出するとなかりしを以て、此地に資本を吸引するの實なかりしも、其消費代價を外人に拂はずして、其土地に留むるの効ありしは勿論なり。

工業の振起せざる第一の源因は、地方人民が其の勞力を惜むに在り。第二は道路不便に在り。

比律賓の鐵道架設計畫は、千八百七十五年、政府其創立の計畫を始め、委員を命じて呂宋島鐵道の考案をなさしめ、技師ナツアルロなるもの、非常の熱心を以て、其事を管せり。

鐵道の種類分つて公益私益の二つとす、公益的鐵道は國家若くは私立會社の保護金を受ける者之を興し、本國政府の免許を要す、私益的鐵道は只麻尼刺總督府の免許を以て足れり。千八百八十五年、島政廳は麻尼刺よりダクバンに至る線路開設を企て、一哩七千六百五十弗の豫算を以て、起業資本主を募れり。ダクバンは臨雅范灣の港にして、バンガンナン及タルラック地方より出る物産を輸出す。麻尼刺より此地に至る距離は、海上二百十五哩、若し鐵道を通ずれば、百二十哩に短縮するを得べし。最初の計畫は應ずるものなくして終り、其後更に方法を變じ、四百九十六萬四千四百七十三弗六十五仙の創業費を豫定し、之に對し八朱の利益を保證し、以て投資者を求めしに、千八百八十六年十月、倫敦の一會社之れに應じ、千八百八十七年より四年内に竣工し、九十九年の末に及び、鐵軌及び運轉器材類を併せ、無代にて政廳に交付すべきの約に由り、其經營に着手し、既に幾分の功を竣りたるに、土地買入の爲め非常の手續を費し、爲めに大に遅延し、其運轉を開始したるは、未だ一小部分に過ぎず。

麻尼刺よりマラホに至る五哩の間、小軌道鐵道あり、西國會社の設立に係る、其他某の寺

院に賽するを目的とし、英國會社に敷設の許可を得たるものあり。
 電信は麻尼刺より、呂宋島の開化せる諸部分に通し、又た歐洲に達するには、ポリナオより海底電線を以て、香港に至り、是れより歐洲に至る線に通す。呂宋島より南方、ツイサヤス島に至る海底電線は、今ま計畫中に在り。
 此島の事情は多く世に現れず、税關規則の煩密なると、人別證券の必要あり、去島入島通行券の必要あり、内地に至りては、道路難險、一身遭難の虞あると、相依りて其風色秘寶を世に紹介する者なく、一葦對岸の新嘉坡香港にて、人の比律賓に関する荒唐虛妄の談をなして樂むを聞くことあり、其世と隔絶せる推して知るべし。

明治廿一年輸出入總額

輸 入	二一、二〇八、四四五弗
輸 出	二六、三五八、六四〇弗
同廿年の出入船舶噸數	三五九、九九九噸
入 港	

出 港

三四五、三五〇噸

斯る近時の商况なるも、天下の大勢は今に濠洲亞細亞の間に一大商業地を造らんこと疑ふ可らず。

第十四章 農産及礦産

前數と論述せし如く、道路の壅塞、往來の隔絶は、内地天然物の發達に、充分の隆昌を加へしむること能はず、今日島内の農作を以て、之を他の殖民地に比すれば、誠に不進歩たるを免れず。今や其物産の主要なる者を擧げ項を分つて之を畧記せん。

第一 砂糖

砂糖産地の地價は、其運漕港或は砂糖市場に至るの距離、其地の水抜の方法の良否、其他の運輸に關する便否等に因りて、非常の差異あり。麻尼刺に接するフランカン州に於ては、其土極めて瘠せ、一「エーカー」に付、平均廿一噸の生糖を産するに過ぎずと雖ども、其首府に附近せるの故を以て、毎「エーカー」百十五弗の價格あり。然るに其北方少距離の處に

位せる、バムバング州に於ては、三十噸前後の出産額あるに拘らず、其價格七十五弗に過ぎず。更に其北なるヌエツア、エシマ州に在ては、其地市場を出るの便に乏しく、雨季に於ては唯川流に是れ依るの處なれば、三十五噸の收額を以てして、其土僅かに三十弗の價あるのみ。勿論フラカン州には、特別の事情ありて、其價格を分外に高からしむ、蓋し此地は最先に開けたる土地の一なれば、所有者が祖先傳來の地所として、之を愛惜するの深きは、他地方の及ばざるところたる也。

砂糖の最良品を出すは、全群島中尼虞路斯島(北緯九度乃至十一度の間)を推す。然れど附近に都會と稱すべきものなきを以て、其購買力盛なるを得ず、爲めに全島の開拓一半に過ぎず、然かも千八百八十九年に於て、伊呂伊呂の市場に出せる生糖は、無慮八萬噸に及びり。

砂糖に適したるの未耕地にして、其港に近きものは三十五弗、耕作地は七十弗前後とす。其産出額は十年以内に開拓せる土地は四十噸、而して其開拓の稍舊きものは三十噸内外とす。蓋し舊田より産する甘蔗は、較良好の砂糖を出し、且其量少きが爲め、製造運搬に手

數を省き、其實收は結局新開地に劣らず。比律賓の土地尺度は、甚だ錯雜すれども、左の表は聊か用をなすべし。

一 <u>クイニヨン</u>	四〇、〇〇〇方ヴァラ.....	一〇、〇〇〇方アラザ
一 <u>五カベン</u>	六、九四四四エーカー.....	二、七九五ヘクタール
一 <u>ペリタ</u>	四、〇〇〇方ヴァラ.....	一、〇〇〇方アラザ
一 <u>ローリン</u>	六九四四四エーカー.....	二七九五ヘクタール
一 <u>アラザ</u>	四〇〇方ヴァラ.....	一〇〇方アラザ
一 <u>アラザ</u>	〇六九四四エーカー.....	〇二七九五ヘクタール
一 <u>アラザ</u>	三、三六一一方ヤード(英尺)	
一 <u>アラザ</u>	四三五五、九八方インチ(全上)	
一 <u>アラザ</u>	八四〇二方ヤード(全上)	
一 <u>エーカー</u>	一〇八八、八九方インチ(全上)	
一 <u>エーカー</u>	五七六〇方ヴァラ.....	一、四四ハリタ

……七二カバン……四〇四六七一ハクター

左は全島砂糖の産出額なり、

比律賓島砂糖輸出表

年	麻尼刺(白糖)	武(白糖)	伊呂伊呂(白糖)	總計
一千八百八十一年	11,000	1,000	1,000	13,000
一千八百八十二年	12,000	1,000	1,000	14,000
一千八百八十三年	13,000	1,000	1,000	15,000
一千八百八十四年	14,000	1,000	1,000	16,000
一千八百八十五年	15,000	1,000	1,000	17,000
一千八百八十六年	16,000	1,000	1,000	18,000
一千八百八十七年	17,000	1,000	1,000	19,000
一千八百八十八年	18,000	1,000	1,000	20,000
一千八百八十九年	19,000	1,000	1,000	21,000

因に云千八百六十一年の輸出は五萬三千百十四噸に過ぎざりしなり

製糖の甘蔗に對する割合は、尼虞路斯島に於ては百分の七半、バムバンガは六半、其他北

製糖

部諸州は五半にして、「エーカー」に付製糖の量、「尼虞路斯」は二、七五、バムバンガは一、九五、其他は一、六五噸なりと云ふ。

伊呂伊呂港より輸出するは、主として合衆國を購客とするものにして、製造の爲めに生糖を送る者なり。麻尼刺港より出す製糖は、一部分西班牙に輸入するものなり。呂宋島に於ては、今日數個處の製糖所あり、島府亦たサムポアンガに一の製糖所を有す。

蔗圃概ね狭少にして、全島中每期生糖一千噸以上を出すものは、僅かに十家内外のみ。製造は地主概ね之を兼ね、尼虞路斯島に於ては、皆歐洲式の搾車を用ふ、他の地方に於ては、猶支那人の用ひ來れる、牛馬を以て運轉する、石若くは木の粗車に依る。尼虞路斯島に於ては、大船を容るべき港なきを以て、四十乃至百噸の小舟を以て、伊呂伊呂市場に之を運致す。而して蔗圃より海濱に至るの間は、水牛車を用ひざるを得ざるの不便あり、良水牛一頭五歳のものにして、三十弗の價格を通常とす。而して人夫の工銀は、大抵一週一弗半なり、然れども呂宋島に於ては、水牛の價格之に半す。

本島の甘蔗栽培法は、毎年新に植付をなし、其距離甚だ密なり。アラカンは地味已に消瘠

栽培